



●TOP



●リニューアルのご提案

sumai.panasonic.jp/security/mansionrenewal/

※画面デザイン、項目、仕様等は変更する場合があります。

商品画像やCADデータ、仕様図などを
素早く検索・ダウンロード。
日常業務や提案活動にご活用いただけます。

www2.panasonic.biz/es/densetsu/ha/mansion_ha/

ブックマークに登録して素早くアクセス!
業務の効率化が図れます。



●商品のご紹介



●法令解説

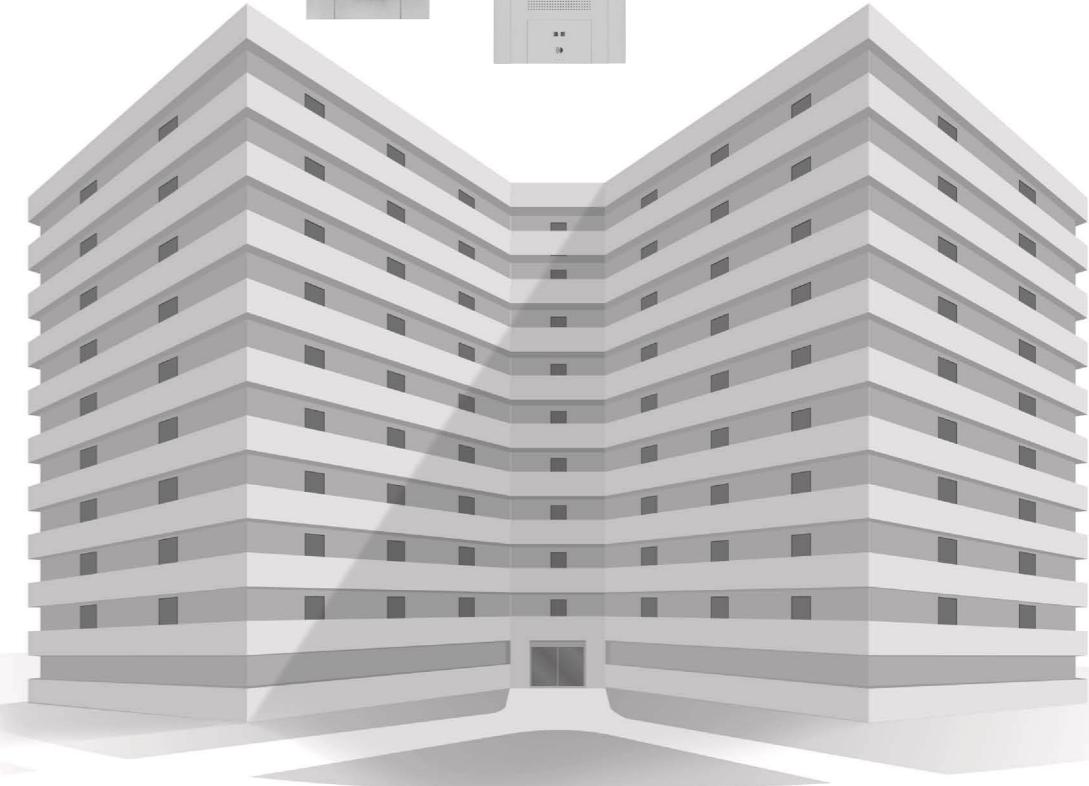
パナソニック株式会社 エコソリューションズ社
マーケティング本部 都市環境商品営業企画部
〒105-8301
東京都港区東新橋1丁目5番1号
☎(03) 6218-1131(代表)
© Panasonic Corporation 2012
本書からの複製はかたくお断りします。
このカタログの記載内容は
2012年3月現在のものです。
201203

Panasonic

ideas for life

平成19年4月1日施行 平成17年総務省令第40号および関係告示

特定共同住宅等の消防用設備等 設置基準解説書

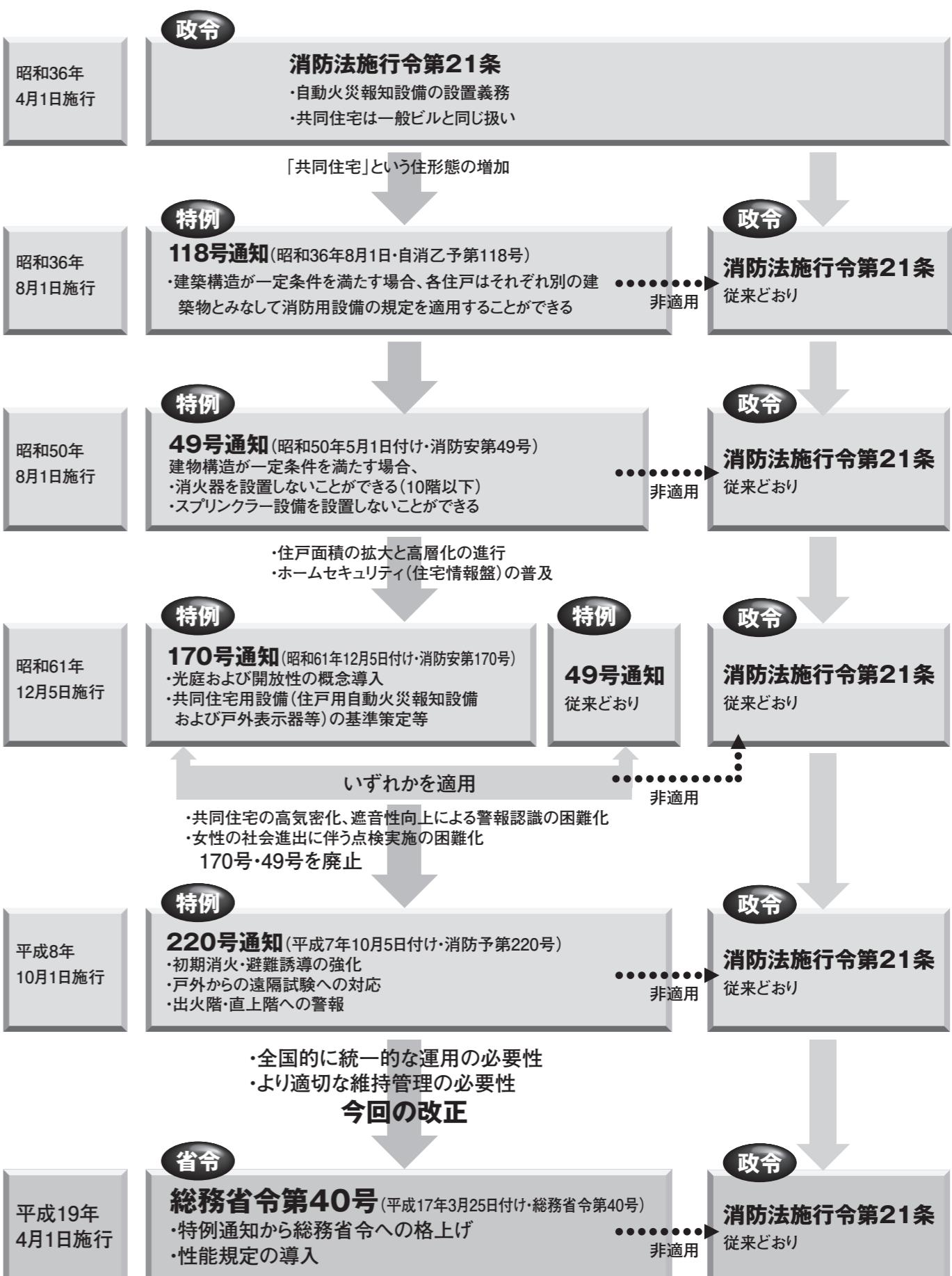


目次

1 背景	2
2 概要	3
3 総務省令第40号施行までの流れ(平成19年2月末時点)	4
4 自動火災報知設備・非常警報設備に関する主な改正点	
①220号通知と総務省令第40号の比較	5
②総務省令第40号に基づく消防用設備等の選択フローチャート	9
5 主な消防用設備等の紹介	
①共同住宅用自動火災報知設備	11
②住戸用自動火災報知設備	13
6 当社マンションHAシステムの紹介	15
7 設備設計資料	
①共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備とは	
●システム概要	17
●機能など(感知器作動時・感知器点検時)	19
●警戒区域	21
●感知器	21
●中継器	21
●配線	23
●共同住宅用受信機・住戸用受信機	23
●住棟受信機	23
●共同住宅用受信機・住戸用受信機用電源	23
●共同住宅用受信機用非常電源	25
●音声警報装置・音響警報装置	25
●戸外表示器	25
②共同住宅用非常警報設備とは	27
③共同住宅用連結送水管並びに非常コンセント設備とは	27
④共同住宅用スプリンクラー設備とは	28
8 用語解説	30
9 法令	32

1 背景

共同住宅の消防用設備に関する関係法令は、住形態・建物形態の変化やホームセキュリティ(住宅情報盤)の普及、消防用設備の技術向上などを反映し、整備・見直しが行われてきましたが、今回「220号通知」が全廃され、新たに「総務省令第40号」で運用されることになりました。



2 概要

220号通知

消防長や消防機関による個別の判断・運用のため
●消防機関における審査の負担が大きく非効率的
●製造業者や建築業者に経済的負担を負わせる可能性がある
●設置時の検査、点検・報告義務、消防設備士の対象工事などに
消防法令の規定が適用されない

- 全国的に統一的な運用を図る必要性
- より適切な維持管理を図る必要性

仕様規定に替わる性能規定の導入 (消防法施行令第29条の4)

総務省令第40号

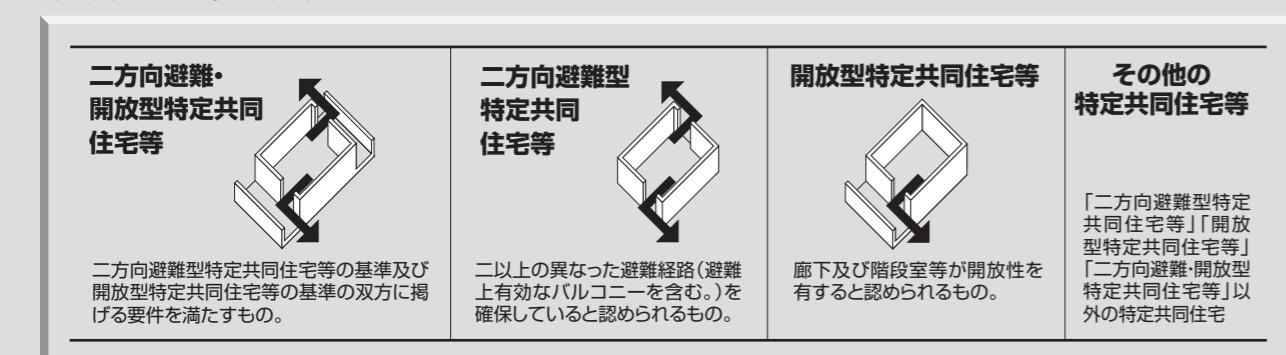
特定共同住宅等に設置する消防用設備等について、以下の規定を全国に適用。

【省令を適用する場合の要件】

■特定共同住宅等の位置、構造及び設備を規定 (平成17年消防庁告示第2号 P.37)

1. 主要構造部が耐火構造であること。
2. 共用部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料であること。
3. 住戸等は、原則として開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。
4. 住戸等の外壁に面する開口部は、他の住戸等の開口部と防火上有効に遮られていること。
5. 住戸等と共に部分を区画する壁に設ける開口部は、一定の防火性能を有するものであること。
6. 住戸等の床又は壁を貫通する配管等及び貫通部が一定の耐火性能を有していること。
7. 特定光庭が存する場合は、特定光庭に面する開口部に一定の防火措置が講じられていること。

■特定共同住宅等の構造類型を規定 (平成17年消防庁告示第3号 P.39)



【必要とされる防火安全性能(初期拡大抑制性能／避難安全支援性能／消防活動支援性能)を有する消防用設備等の技術基準の細目を規定】

■共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (平成18年消防庁告示第18号 P.50)

■住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

(平成18年消防庁告示第19号 P.53)

■戸外表示器の基準 (平成18年消防庁告示第20号 P.55)

■共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (平成18年消防庁告示第17号 P.48)

■共同住宅用連結送水管 (平成17年総務省令第40号 P.33)

■共同住宅用非常コンセント設備 (平成17年総務省令第40号 P.33)

3 総務省令第40号施行までの流れ(平成19年2月末時点)

平成16年6月1日施行

消防法施行令第29条の4(要約)

「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能(初期拡大抑制性能、避難安全支援性能、消防活動支援性能)が通常用いられる消防用設備等と同等以上であると認める「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができるところとされた。

平成17年3月25日公布

(消防予第66号通知)

総務省令第40号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

消防庁告示第2号

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件

消防庁告示第3号

特定共同住宅等の構造類型を定める件

消防庁告示第4号

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件

平成17年8月12日通知

消防予第18号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について

平成18年5月30日公布

(消防予第211号通知)

(消防予第212号通知)

消防庁告示第17号

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準

消防庁告示第18号

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

消防庁告示第19号

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

消防庁告示第20号

戸外表示器の基準

消防庁告示第21号

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年消防庁告示第10号)の一部を改正する件

消防庁告示第22号

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件(平成16年消防庁告示第14号)の一部を改正する件

消防庁告示第23号

消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件(平成16年消防庁告示第15号)の一部を改正する件

消防庁告示第25号

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件(平成元年消防庁告示第4号)の一部を改正する件

消防庁告示第26号

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)の一部を改正する件

平成18年7月3日公布

(消防予第295号通知)

消防庁告示第32号

消防用設備等又は特種消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年消防庁告示第9号)の一部を改正する件

平成18年11月30日通知

消防予第500号

消防用設備等に係る執務資料の送付について

平成19年
4月1日施行

4 自動火災報知設備・非常警報設備に関する主な改正点

4 自動火災報知設備・非常警報設備に関する主な改正点

① 220号通知と総務省令第40号の比較

■令第21条に基づいて 自動火災報知設備を設置した場合

消防用設備等の種別 (消防法施行令等)	設置基準
住宅用消火器及び消火器具 (規則第6条)	延べ面積 150m ² 以上に必要
屋内消火栓設備 (令第11条第1項)	●延べ面積 700m ² 以上に必要 ●耐火構造建築物、簡易耐火構造で内装制限をした建築物 1,400m ² 以上に必要 ●耐火構造で内装制限をした建築物 2,100m ² 以上に必要
スプリンクラー設備 (令第12条第1項第9号)	11階以上の階に必要
自動火災報知設備★ (令第21条第1項)	延べ面積 500m ² 以上に必要 (所轄消防署の指導により自動試験等機能付感知器義務設置の場合あり)
非常警報設備 (令第24条第1項~3項)	収容人員50人以上に必要
避難器具 (令第25条第1項)	2階以上の階 収容人員30人以上に必要 ●地上2階までの床面積の合計 3,000m ² 以上に必要 ●耐火構造建築物、簡易耐火構造で内装制限をした建築物 6,000m ² 以上に必要 ●耐火構造で内装制限をした建築物 9,000m ² 以上に必要
誘導灯等 (令第26条第1項)	誘導標識 全部に必要 誘導灯 地階、無窓階及び11階以上の階に必要
連結送水管 (令第29条第2項)	地階を除く階数が7以上に必要 地階を除く階数が5以上かつ 延べ面積6,000m ² 以上に必要
非常用コンセント設備 (令第29条の2第2項)	11階以上の階に必要

平成19年3月31日まで

■「平成7年消防予第220号通知」に基づいて 自動火災報知設備を設置した場合

- 適用できる建築構造上の要件
 - 1.主要構造部が耐火構造であること。
 - 2.共用部分の壁及び天井の仕上げが不燃材料又は準不燃材料であること。
 - 3.住戸等と住戸等及び住戸等と共用部分とは、開口部のない耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。ただし、住戸等と共用部分を防火区画している壁には、一定の防火措置を講じた出入口、窓等の開口部を設けることができる。
 - 4.特定光庭に面する開口部には防火措置がとられていること。

平成19年4月1日以降適用

■平成17年総務省令第40号に基づいて 自動火災報知設備を設置した場合(施行期日:平成19年4月1日)

- 適用できる建築構造上の要件(平成17年消防庁告示第2号 P.37)
 - 1.主要構造部が耐火構造であること。
 - 2.共用部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料であること。
 - 3.住戸等は、原則として開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。
 - 4.住戸等の外壁に面する開口部は、他の住戸等の開口部と防火上有効に遮られていること。
 - 5.住戸等と共用部分を区画する壁に設ける開口部は、一定の防火性能を有するものであること。
 - 6.住戸等の床又は壁を貫通する配管等及び貫通部が一定の耐火性能を有していること。
 - 7.特定光庭が存する場合は、特定光庭に面する開口部に一定の防火措置が講じられていること。

または

■平成7年消防予第220号通知

消防用設備等の種別 (消防法施行令等)	二方向避難かつ開放型共同住宅	二方向避難型共同住宅(非開放)	開放型共同住宅(非二方向避難)
住宅用消火器及び消火器具	設置必要	設置必要	設置必要
屋内消火栓設備	設置免除	設置必要	設置免除

スプリンクラー設備	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 設置免除 <small>(内装制限等を実施)</small> <small>(内装制限等を実施なし)</small> </div> <div style="text-align: center;"> 11階以上 <small>共同住宅用</small> <small>スプリンクラー設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 15階以上 <small>共同住宅用</small> <small>スプリンクラー設備</small> </div> </div>

自動火災報知設備★	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 11階以上 <small>共同住宅用</small> <small>自動火災報知設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 6階以上 <small>共同住宅用</small> <small>自動火災報知設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 3~5階まで <small>住戸用</small> <small>自動火災報知設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 3~5階まで <small>住戸用</small> <small>自動火災報知設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 5階以下 <small>共同住宅用</small> <small>非常警報設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 2階以下 <small>共同住宅用</small> <small>非常警報設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 2階以下 <small>共同住宅用</small> <small>非常警報設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 11階以上 <small>共同住宅用</small> <small>非常警報設備</small> </div> <div style="text-align: center;"> 6階以上 <small>共同住宅用</small> <small>非常警報設備</small> </div> </div>
非常警報設備	

避難器具	設置免除	設置免除	設置した場合は二方向避難かつ開放型となる※
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	設置免除	設置免除	設置免除

誘導灯等	設置免除	設置必要	設置免除
連結送水管	設置必要	設置必要	設置必要

非常用コンセント設備	設置必要	設置必要	設置必要
------------	------	------	------

詳細は次ページ

★延べ面積500m²未満の場合、住宅用火災警報器等の設置が必要。

※避難器具はパレコニー等に設けられた「避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご」「救助袋等の避難器具」をいう。

★延べ面積500m²未満の場合、住宅用火災警報器等の設置が必要。

※避難器具はパレコニー等に設けられた「避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご」「救助袋等の避難器具」をいう。

平成19年3月31日まで

■平成7年消防予第220号通知

規格	避難路確保状態	二方向避難かつ開放型共同住宅	二方向避難型共同住宅(非開放)	開放型共同住宅(非二方向避難)	非二方向避難かつ非開放型共同住宅
	すべての住戸、共用室および管理室について、二方向避難が確保されかつその主たる出入口が開放型の廊下または階段室に面している共同住宅。	すべての住戸、共用室および管理室について、二方向避難が確保されている共同住宅。	すべての住戸、共用室および管理室について、その主たる出入口が開放型の廊下または階段室に面している共同住宅。	「二方向避難かつ開放型共同住宅」「二方向避難型共同住宅」以外の共同住宅	
15階建以上の建物	内装制限等 ² 実施	内装制限等 ² 実施せず	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用スプリンクラー設備 15階以上(1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで) 共同住宅用自動火災報知設備 11階以上	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 内装制限等 ² 実施 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)
11~14階建までの建物	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)
6~10階建までの建物	住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備
3~5階建までの建物	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 4m ² 超 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	共同住宅用自動火災報知設備 開口部面積 [*] 14m ² 以下 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備
2階建までの建物	共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 4m ² 超 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)
延面積500m ² 未満	住宅用火災警報器等(法律第65号、平成18年6月1日施行)				

*1【開口部面積】住戸等と共用部分との間の開口部(窓・出入口等)の合計が4m²以下(共用室は8m²以下)で1つの開口部が2m²以下であるもの。

*2【内装制限等】住戸および管理室の壁等が不燃または準不燃材である場合。共用室の壁等が不燃あるいは準不燃材で、共用室とその他の部分の開口部が、規則第13(1階以上の場合)条第1項第1号口の規定に適合し、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられている場合。

平成19年4月1日以降適用

■平成17年総務省令第40号

規格	構造類型 ^{*3}	二方向避難・開放型特定共同住宅等	二方向避難型特定共同住宅等	開放型特定共同住宅等	その他の特定共同住宅等
	二方向避難型特定共同住宅等の基準及び開放型特定共同住宅等の基準の双方に掲げる要件を満たすもの。	二以上の異なる避難経路(避難上有効なバルコニーを含む)を確保していると認められるもの。	廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるもの。	「二方向避難型特定共同住宅等」「開放型特定共同住宅等」「二方向避難・開放型特定共同住宅等」以外の特定共同住宅	
15階建以上の建物	内装制限等 ² 実施	内装制限等 ² 実施せず	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)
11~14階建までの建物	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)	共同住宅用スプリンクラー設備 11階以上 共同住宅用自動火災報知設備 (1階からスプリンクラー設備設置階の直下階まで)
6~10階建までの建物	住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備
3~5階建までの建物	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 4m ² 超 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	共同住宅用自動火災報知設備 開口部面積 [*] 14m ² 以下 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備
2階建までの建物	共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 4m ² 超 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)	開口部面積 [*] 14m ² 以下 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備 共同住宅用非常警報設備 (1階から最上階まで)
延面積500m ² 未満	住宅用火災警報器等(法律第65号、平成18年6月1日施行)				

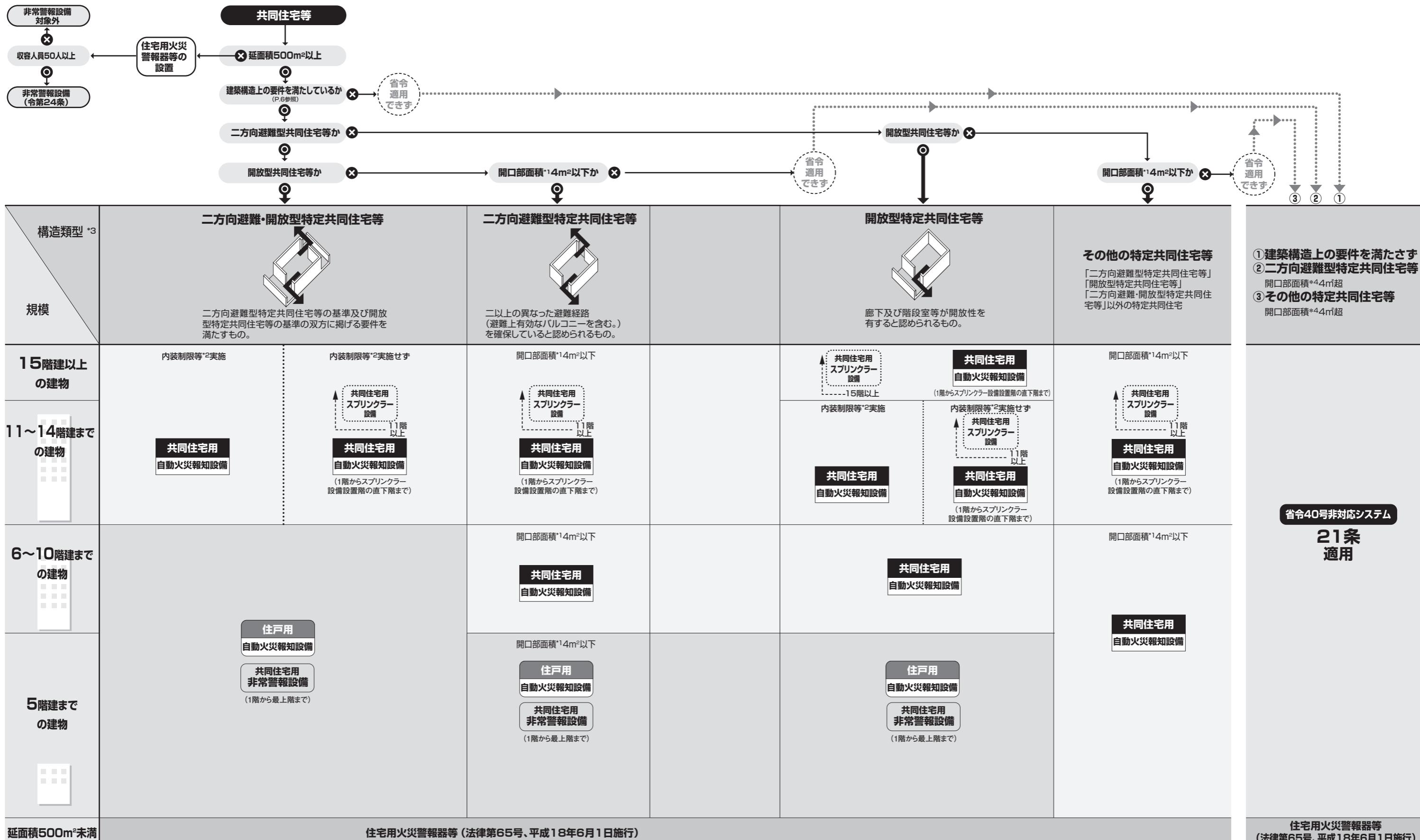
*1【開口部面積】住戸等と共用部分との間の開口部(窓・出入口等)の合計が4m²以下(共用室は8m²以下)で1つの開口部が2m²以下であるもの。

*2【内装制限等】住戸および管理室の壁等が不燃または準不燃材である場合。共用室の壁等が不燃あるいは準不燃材で、共用室とその他の部分の開口部が、規則第13(1階以上の場合)条第1項第1号口の規定に適合し、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられている場合。

*3【構造類型】構造類型の詳細については平成17年消防庁告示第3号(P.39)をご参照ください。

ご注意:運用については所轄消防署にご確認ください。

② 総務省令第40号に基づく消防用設備などの選択フローチャート



*1【開口部面積】住戸等と共用部分との間の開口部(窓・出入口等)の合計が4m²以下(共用室は8m²以下)で1つの開口部が2m²以下であるもの。

*2【内装制限等】住戸および管理室の壁等が不燃または準不燃材である場合。共用室の壁等が不燃あるいは準不燃材で、共用室とその他の部分の開口部が、(1階以上の場合は)規則第13条第1項第1号の規定に適合し、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられている場合。

*3【構造類型】構造類型の詳細については平成17年消防庁告示第3号(P39)をご参照ください。

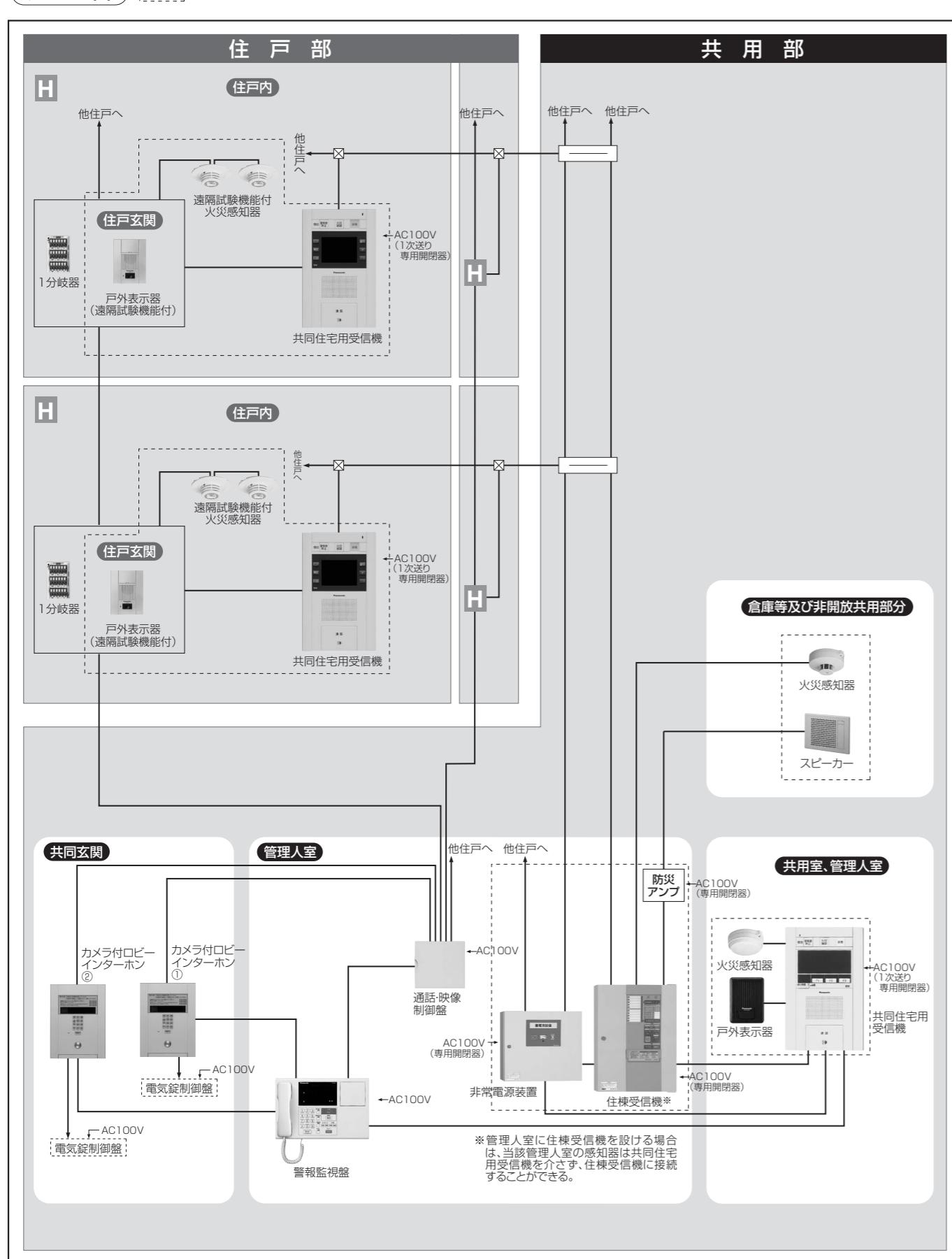
*4 非開放型共同住宅においては開口部合計が4m²以下しか省令第40号適用は認められません。

5 主な消防用設備等の紹介

5 主な消防用設備等の紹介

① 共同住宅用 自動火災報知設備

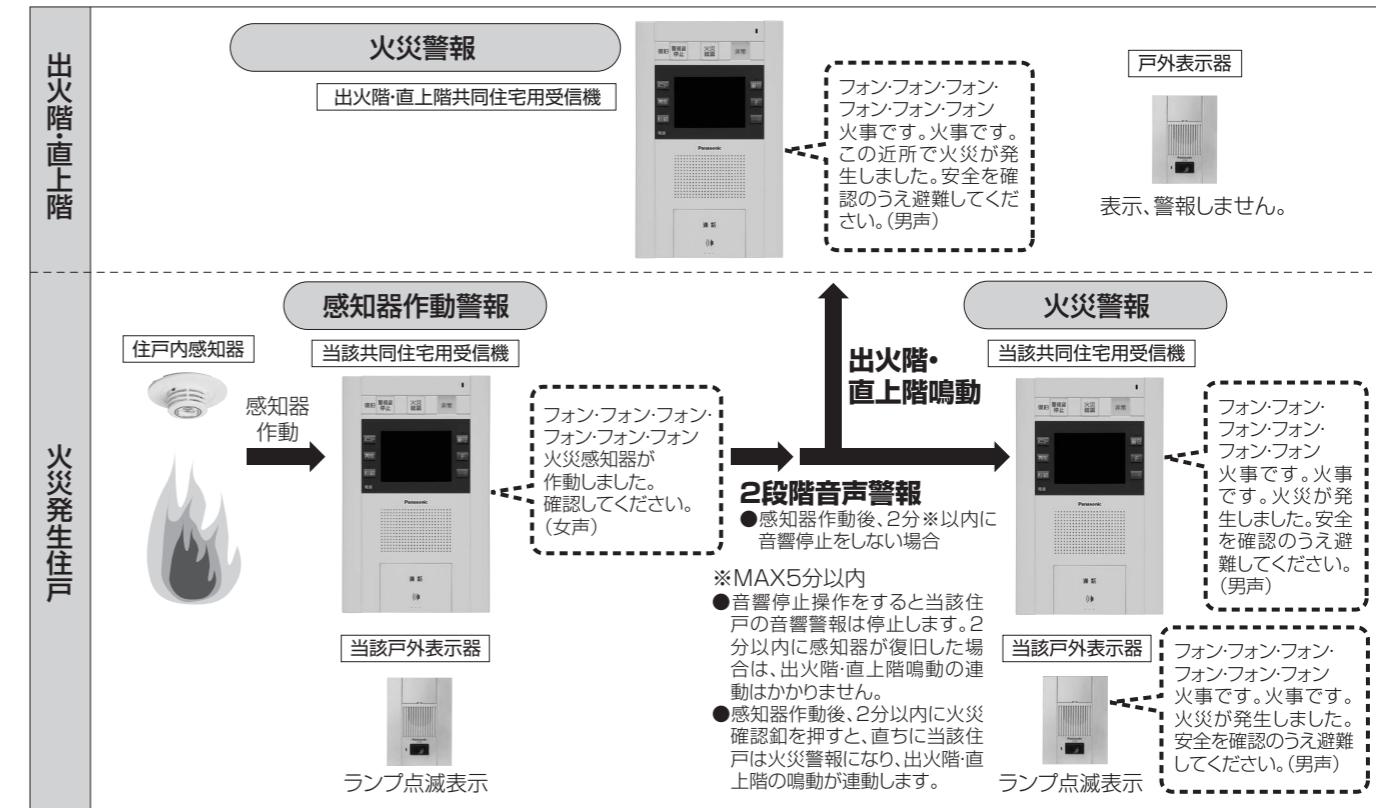
システム図



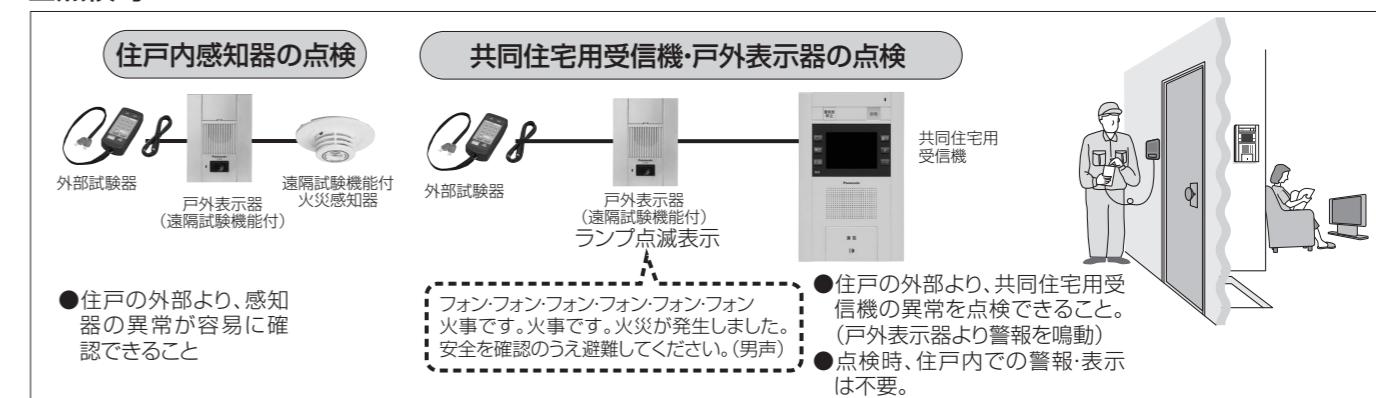
機能

機器構成	住棟受信機・非常電源装置・中継器・共同住宅用受信機(P型3級またはGP型3級受信機)・戸外表示器・火災感知器等 など
警報表示	感知器作動警報時:当該住戸で音声警報 火災警報時(感知器作動後、設定時間経過または火災確認釦を押した場合):当該住戸、出火階・直上階で音声警報
遠隔試験機能	住戸外から点検が可能

■感知器作動時

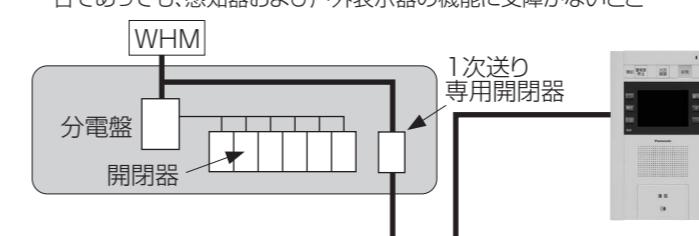


■点検時



共同住宅用受信機の電源の取り方

- 住戸、共用室または管理人室ごとに、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させないで取られていること
- 未入居、長期間の不在時などに一般電源の開閉器が遮断された場合であっても、感知器および戸外表示器の機能に支障がないこと

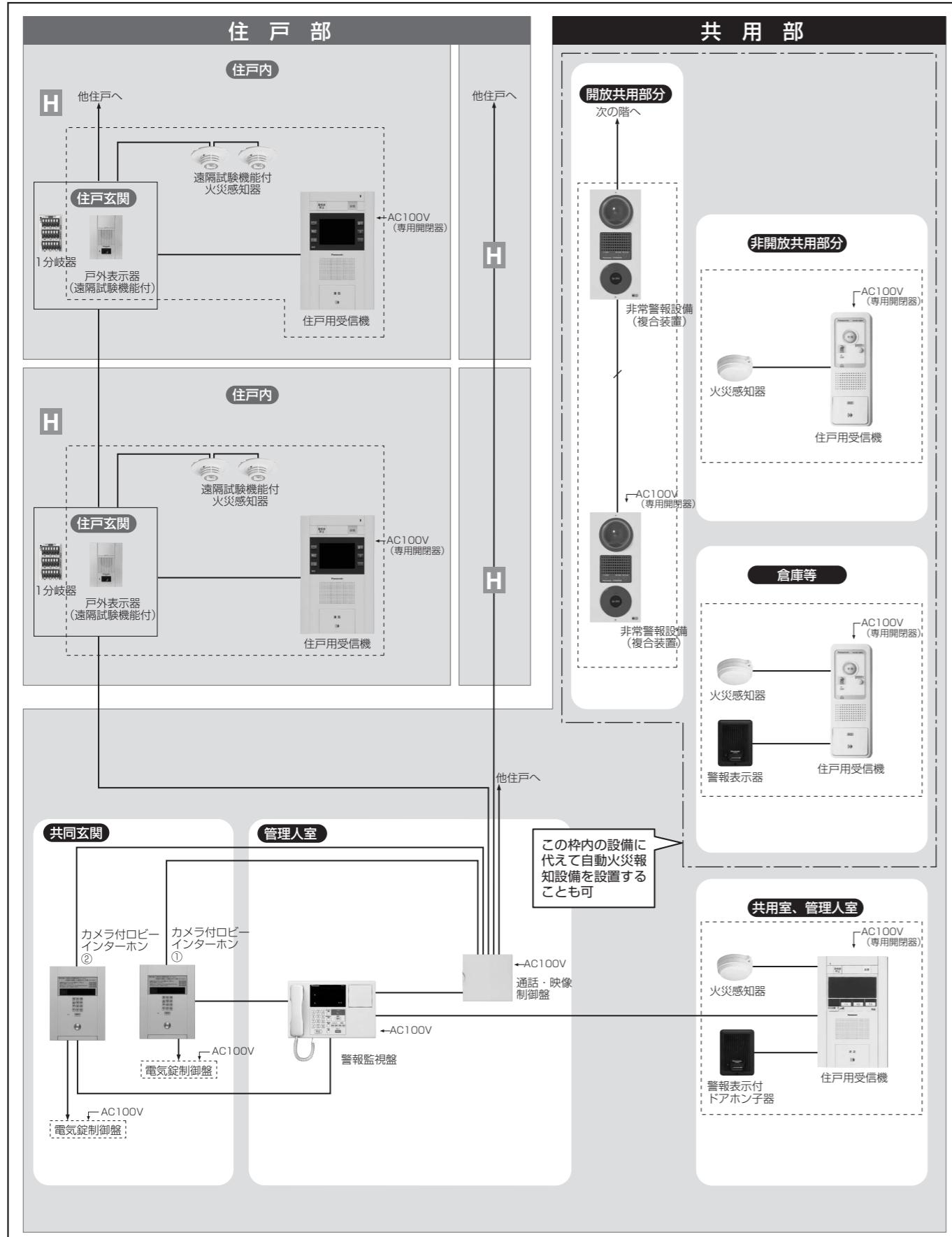


共同住宅用受信機の非常電源

共同住宅用受信機の電源が停止状態になった場合に、当該住戸、共用室または管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置および補助音響装置の機能に支障がないこと。
また、音声警報にあっては、感知器が作動した住戸、共用室、管理人室のみに発せられれば足りる。

② 住戸用 自動火災報知設備

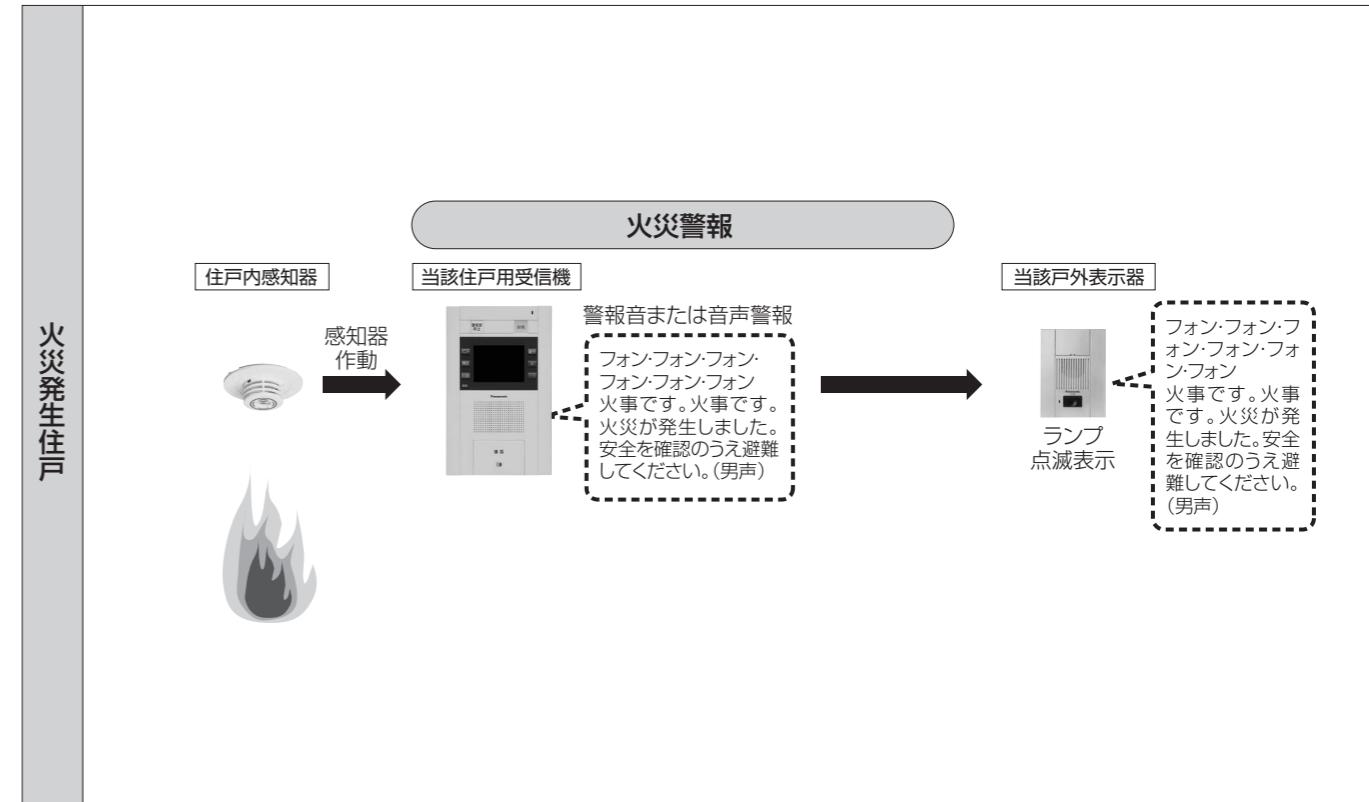
システム図 外気に直接開放されている共用部は「共同住宅用非常警報設備」が必要です。 [] 内は、法令上必ず設置しなければならない機器です。



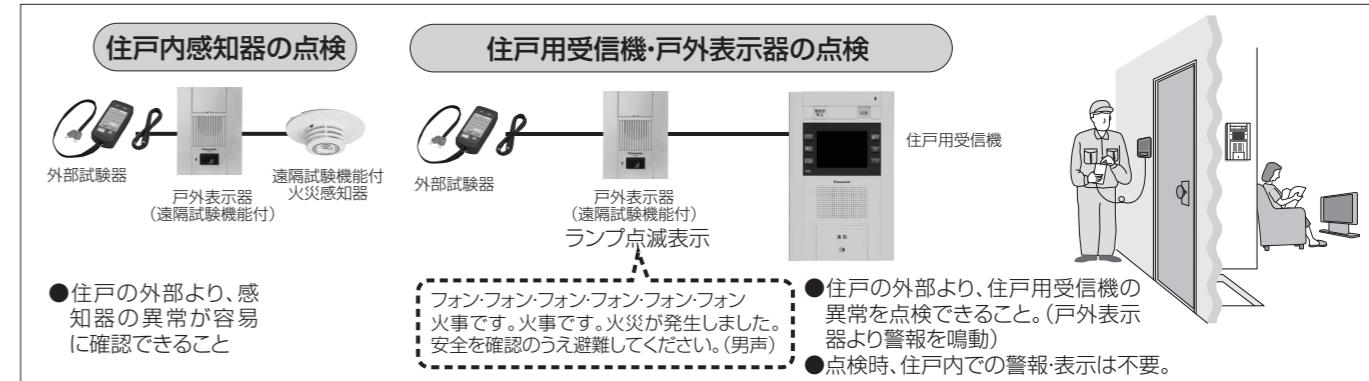
機能

機器構成	住戸用受信機(P型3級またはGP型3級受信機)・戸外表示器・遠隔試験機能付火災感知器など
警報表示	火災発生時:当該住戸で警報表示(音声警報も可)
遠隔試験機能	住戸外から点検が可能

■感知器作動時

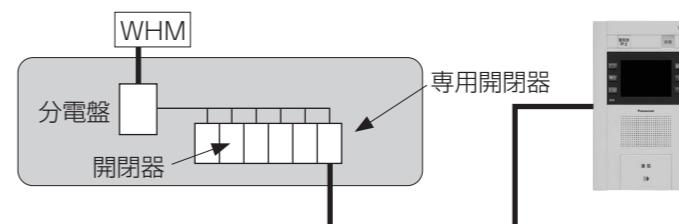


■点検時



住戸用受信機の電源の取り方

- 住戸等ごとに、交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介して取られていること



6 当社マンションHAシステムの紹介

6 当社マンションHAシステムの紹介

総務省令40号対応の各種設備をトータルでご提供します。

Vシリーズ

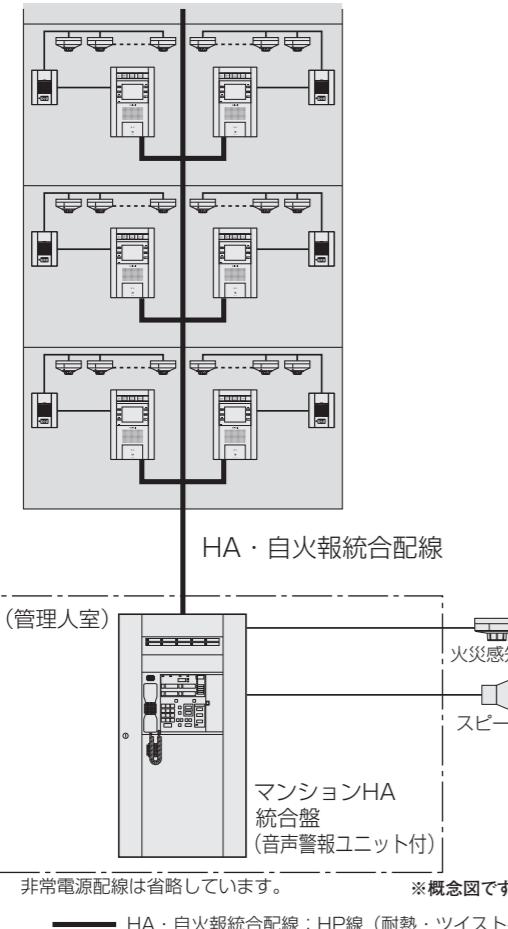
Dシリーズ

シス テ ム

共同住宅用自動火災報知設備

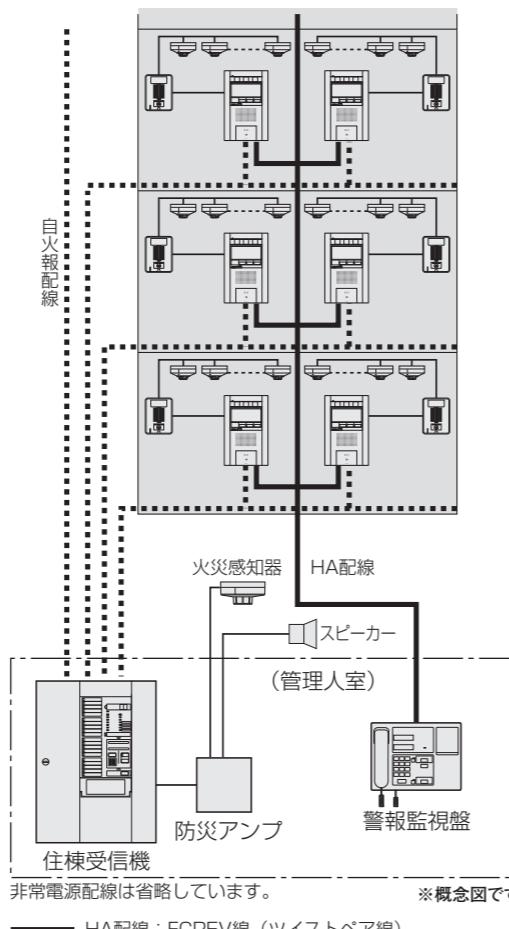
マンションHA統合盤システム

HA配線と自火報配線の統合で「省施工」を実現。住棟受信機と警報監視盤を一体化したマンションHA統合盤は省スペースや運用の利便性向上にも貢献します。



住棟受信機と警報監視盤の別置システム

住棟受信機とマンションHAの警報監視盤を併設し、自火報配線とHA配線を個別に行うシステムです。



住戸用自動火災報知設備

住宅情報盤

Smart MONION (スマートモニオン)

多彩な機能をスリムでフラットなデザインに凝縮したカラーモニタ一体型セキュリティインターホン。



MONION-R モニオン・アール

化粧パネル不要でスッキリリニューアル。



セキュリティインターホン

モニターあり・なしいずれのシステムにも対応するハンズフリーセキュリティインターホン。



感知器

遠隔試験に対応した感知器です。多彩なバリエーションでニーズにお応えします。

小型埋込型

インテリアの美観を損なわないコンパクトな埋込型熱感知器です。和風タイプもご用意しています。

熱感知器



戸外表示器

遠隔試験中継器と警報表示付ドアホン子器の一体化で省スペース・省施工に貢献。

埋込型



玄関パネル対応型

〈中空天井取付方法〉

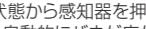
(取付パネの採用で取付ネジ不要。)



1. 天井に穴加工します。結線後取付パネを矢印の方向に押します。



2. 1の状態で穴加工された天井に取付パネを挿入します。



3.2の状態から感知器を押し上げれば、自動的にパネが広がり、感知器が固定されます。



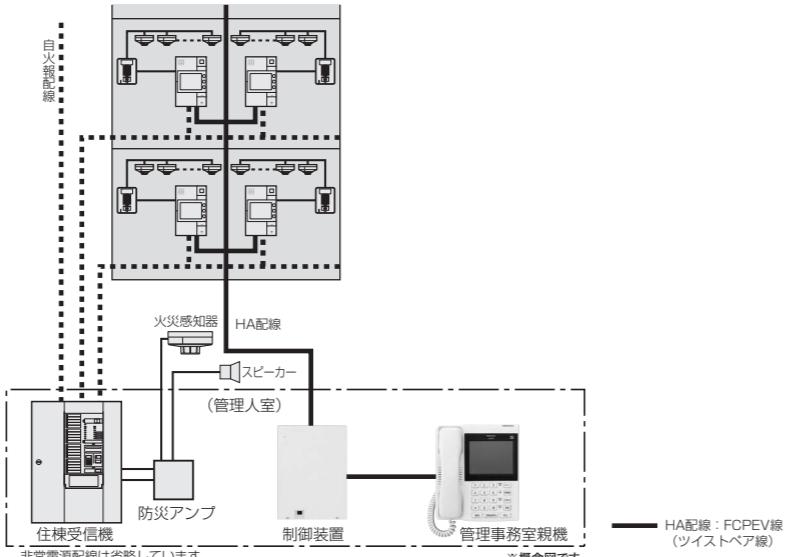
露出型



共同住宅用非常警報設備

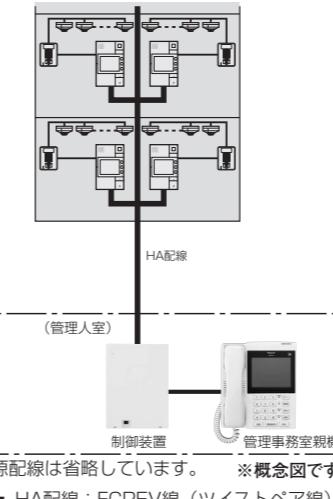
共同住宅用自動火災報知設備

住棟受信機と管理事務室親機を併設し、自火報配線とHA配線を個別に行うシステムです。HA配線はデジタル伝送技術により1ペアで実現。



住戸用自動火災報知設備

HA配線はデジタル伝送技術により1ペアで実現。



Windexa ウィンディア

セキュリティ・コミュニケーション機能の充実で、これまでにない安心と快適を。



露出型



熱感知器



煙感知器



① 共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備とは—(1)

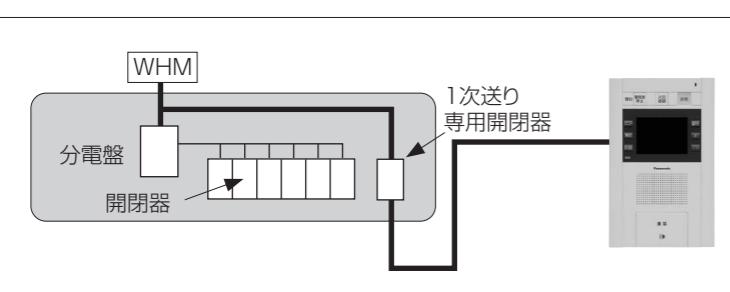
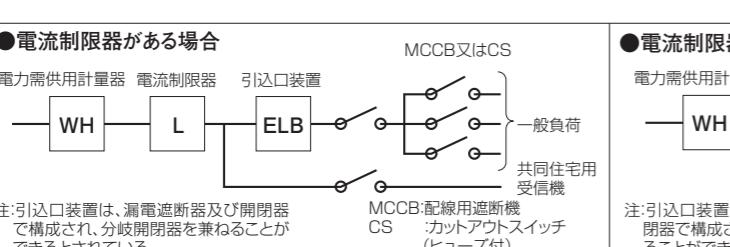
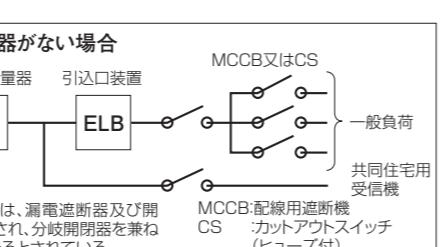
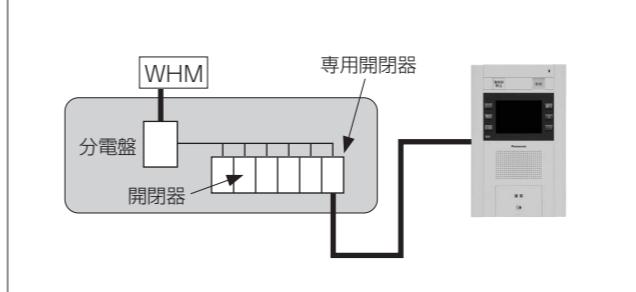
項目	共同住宅用自動火災報知設備	住戸用自動火災報知設備
システム概要	<p>住戸内</p> <p>遠隔試験機能付 火災感知器</p> <p>AC100V 1次送り 専用開閉器より</p> <p>戸外表示器 (遠隔試験端子付)</p> <p>共同住宅用受信機</p> <p>(A)</p> <p>共用室、管理人室</p> <p>住戸と同じ(ただし感知器は一般型で可)</p> <p>倉庫、機械室その他これらに類する室 直接外気に開放されていない共用部分</p> <p>(B) 火災感知器 (感知器は一般型で可)</p> <p>(C) スピーカー (スピーカーはL級、M級、S級)</p> <p>音声警報機能付の P型3級 受信機でも対応可</p> <p>AMP 非常放送アンプ</p> <p>住棟受信機</p> <p>BT 非常電源装置</p> <p>ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住戸、共用室及び管理人室(住棟受信機を設ける管理人室を除く。)には、共同住宅用受信機を設けること。 また、上記室の感知器は共同住宅用受信機に接続すること。(ただし、管理人室に設ける感知器は、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、直接、当該住棟受信機と接続することができる。) 上記の共同住宅用受信機は、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を住棟受信機及び戸外表示器に発信する機能を有すること。 2. 住戸に設ける感知器は、遠隔試験機能(又は自動試験機能)付感知器とすること。 3. 住戸以外の部分に設ける感知器は、遠隔試験機能(又は自動試験機能)を有しなくても良い。 また、上記に設ける感知器にあっては、住棟受信機に接続すること。(共同住宅用受信機を介して、住棟受信機に接続することも可能。) 	<p>住戸内</p> <p>遠隔試験機能付 火災感知器</p> <p>AC100V 専用開閉器より</p> <p>戸外表示器 (遠隔試験端子付)</p> <p>住戸用受信機</p> <p>共用室、管理人室</p> <p>住戸と同じ(ただし感知器は一般型で可)</p> <p>倉庫、機械室その他これらに類する室 直接外気に開放されていない共用部分</p> <p>住戸と同じ(ただし感知器は一般型で可)</p> <p>直接外気に開放されていない共用部分</p> <p>住戸用受信機</p> <p>火災感知器 (感知器は一般型で可)</p> <p>直接外気に開放された共用部分</p> <p>共同住宅用非常警報設備</p> <p>この枠内の設備に代えて、自動火災報知設備を設置することも可</p> <p>用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住戸等とは 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室及び寄宿舎の寝室を含む)、共用室、管理人室、倉庫、機械室、その他これらに類する室をいう。 ●共用部分とは 特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場、その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。 <p>ポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住戸等及び共用部分には、住戸用受信機を設けること。 また、上記室の感知器は住戸用受信機に接続すること。 上記の住戸用受信機は、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を戸外表示器に発信する機能を有すること。 2. 住戸に設ける感知器は、遠隔試験機能(又は自動試験機能)付感知器とすること。 3. 住戸以外の部分に設ける感知器は、遠隔試験機能(又は自動試験機能)を有しなくても良い。 また、上記に設ける感知器は、住戸用受信機に接続すること。 (直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設ける感知器については、令21条に規定する自動火災報知設備の受信機に接続することも可能。) 4. 直接外気に開放された共用部分には、共同住宅用非常警報設備を設けること。 また、共同住宅用非常警報設備に代えて令21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響、表示灯を設けることができる。

① 共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備とは—(2)

① 共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備とは—(3)

共同住宅用自動火災報知設備		住戸用自動火災報知設備	
機能など	感知器点検時	該当住戸	該当住戸
住戸内感知器点検	・住戸の外部より、感知器の異常が容易に確認できること。 ・共用室または共用部分は外部からの点検は不要。		住戸内感知器点検 ・住戸の外部より、感知器の異常が容易に確認できること。 ・住戸以外は外部からの点検は不要。
共同住宅用受信機点検	・住戸の外部より、共同住宅用受信機の異常を点検できること。(戸外表示器より警報を鳴動)		住戸内感知器点検 ・住戸の外部より、感知器の異常が容易に確認できること。 ・住戸以外は外部からの点検は不要。
警戒区域	<p>〈40号省令 第3条第2項第3号イ〉〈18号告示 第3第1号〉</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとすること。ただし、当該警戒区域が2以上の階にわたったとしても、次に掲げる基準を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(一)共同住宅用自動火災報知設備の1の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあっては150m以下、その他の部分にあっては500m以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等の2の階にわたる場合又は18号告示第3第2号(一)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。</p> <p>(二)(一)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を1の警戒区域とすること。</p> <p>(三)廊下型特定共同住宅等の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに1の警戒区域とすること。</p> <p>〈40号省令 第3条第2項第3号口〉</p> <p>住棟受信機における1の警戒区域の面積は、1,500m以下とし、その一辺の長さは、50m以下とすること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、1の警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができます。</p>		<p>〈40号省令 第3条第2項第4号口〉</p> <p>住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとすること。ただし、当該警戒区域が2以上の階にわたったとしても、次に掲げる基準を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(一)住戸用自動火災報知設備の1の警戒区域の面積が住戸等にあっては150m以下、共用部分にあっては500m以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等(省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。)の2の階にわたる場合又は18号告示第3第2号(一)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。</p> <p>(二)(一)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあっては、1の階段室等のうち、6以上の階にわたらない部分を1の警戒区域とすること。</p> <p>(三)廊下型特定共同住宅等の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに1の警戒区域とすること。</p>
感知器	<p>〈40号省令 第3条第2項第3号ニ、ハ〉</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四号各号(第一号ハ、第七号ヘ及び第七号の五を除く。)及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第四号の規定の例により設けること。</p> <p>共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる部分の天井又は壁((イ)の部分の壁に限る。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有效地に火災の発生を感知することができるよう設けること。</p> <p>(イ)住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室 (ロ)倉庫(室の面積が4m以上のあるものをいう。以下同じ。)、機械室その他これらに類する室 (ハ)直接外気に開放されていない共用部分</p> <p>〈18号告示 第3第2号〉</p> <p>次に定めるところによること。</p> <p>(一)次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。</p> <p>イ 階段及び傾斜路※1 煙感知器 ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。以下ヘ及びトにおいて同じ。)又は煙感知器 ハ エレベーターの昇降路、リネンシート、パイプダクトその他これらに類するもの※2 煙感知器 ニ 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが15m以上20m未満の場所 煙感知器又は炎感知器 ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所 炎感知器 ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。)であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種 ト 共用室及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種 チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器 ※1 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は該当しない。(平成18年消防予第500号 問49より) ※2 メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよい。(平成18年消防予第500号 問48より)</p> <p>感知器の設置は、</p> <p>(二)次に定めるところによること。</p> <p>イ 热感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては、歩行距離15mにつき1個以上の個数を、火災を有效地に感知するよう設けること。 ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離30m(3種の感知器にあっては20m)につき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上の個数を、火災を有效地に感知するよう設けること。 (三)住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあっては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあっては住棟受信機に接続すること※3。ただし、管理人室に設ける感知器にあっては、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、共同住宅用受信機を介さずに当該住棟受信機に接続することができる。 ※3 共同住宅用受信機を介して、住棟受信機に接続してもよい。(平成18年消防予第500号 問51より)</p>		<p>〈40号省令 第3条第2項第4号ハ〉</p> <p>住戸用自動火災報知設備の感知器は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四号各号(第一号ハ、第七号ヘ及び第七号の五を除く。)及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第四号の規定の例により設けること。</p> <p>住戸用自動火災報知設備の感知器は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる部分の天井又は壁((イ)の部分の壁に限る。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有效地に火災の発生を感知することができるよう設けること。</p> <p>(イ)住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室 (ロ)倉庫(室の面積が4m以上のあるものをいう。以下同じ。)、機械室その他これらに類する室 (ハ)直接外気に開放されていない共用部分</p> <p>〈19号告示 第3第2号〉</p> <p>感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>(一)次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。</p> <p>イ 階段及び傾斜路※1 煙感知器 ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。以下ヘ及びトにおいて同じ。)又は煙感知器 ハ エレベーターの昇降路、リネンシート、パイプダクトその他これらに類するもの※2 煙感知器 ニ 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが15m以上20m未満の場所 煙感知器又は炎感知器 ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが20m以上の場所 炎感知器 ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。)であって、差動式又は補償式スポット型感知器のうち1種若しくは2種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種若しくは3種 ト 共用室(省令第二条第三号に規定する共用室をいう。)及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち1種、2種若しくは3種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち1種、2種又は3種 チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器 メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよい。 ※1 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は該当しない。(平成18年消防予第500号 問49より) ※2 メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよい。(平成18年消防予第500号 問48より)</p> <p>感知器の設置は、</p> <p>(二)次に定めるところによること。</p> <p>イ 热感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては、歩行距離15mにつき1個以上の個数を、火災を有效地に感知するよう設けること。 ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離30m(3種の感知器にあっては20m)につき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上の個数を、火災を有效地に感知するよう設けること。 (三)感知器は、住戸用受信機に接続すること※3。 ※3 直接外気に開放されていない部分及び倉庫等に設ける感知器については、令21条に規定する自火報設備の受信機に接続することができる。(平成18年消防予第500号 問62より)</p>
中継器	<p>〈18号告示 第3第3号〉</p> <p>中継器は、</p> <p>規則第二十三条第九項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。 この場合において、遠隔試験機能を有する中継器のうち、中継器規格省令第三条の三第三項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること※4。</p> <p>※4 外部試験器の接続端子(中継器)の設置位置は、住戸等のメーターボックス内又は戸外表示器併設としてよい。また、接続端子を収納する外箱を難燃性としてよい。(平成18年消防予第500号 問52より)</p>		<p>〈19号告示 第3第3号〉</p> <p>中継器は、</p> <p>規則第二十三条第九項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。 この場合において、遠隔試験機能を有する中継器のうち、中継器規格省令第三条の三第三項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること※4。</p> <p>※4 外部試験器の接続端子(中継器)の設置位置は、住戸等のメーターボックス内又は戸外表示器併設としてよい。また、接続端子を収納する外箱を難燃性としてよい。(平成18年消防予第500号 問52より)</p>

①共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備とは—(4)

項目	共同住宅用自動火災報知設備	住戸用自動火災報知設備
配線	<p>〈18号告示 第3第4号〉 配線は、 規則第二十四条第一号(チを除く。)及び第五号の二ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (一)共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置(共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例によること。 (二)非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、規則第十二条第一項第四号ホ((ハ)を除く。)の規定の例によること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分※1の配線にあっては、規則第十二条第一項第五号の規定の例によることができる。 (三)住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線(戸外表示器と共用する配線を除く。)は、当該住戸、共用室及び管理人室の外部から容易に導通を確認することができるよう措置が講じられていること。 ※1 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はマーター・ボックス、パイプ・シャフト等の部分(平成18年消防予第500号 問53より)</p>	<p>〈19号告示 第3第4号〉 配線は、 規則第二十四条第一号(チを除く。)及び第五号の二ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (一)電源から住戸用受信機(監視状態を60分間継続した後、10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。)までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器、音声警報装置(住戸用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例によること。 (二)住戸等に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線(戸外表示器と共用する配線を除く。)は、当該住戸等の外部から容易に導通を確認することができるよう措置が講じられていること。</p>
住戸共同住宅用受信機受信機	<p>〈18号告示 第3第5号〉 共同住宅用受信機は、 規則第二十四条第二号(イ及びヘに限る。)及び第六号並びに第二十四条の二第一号(ホ及びヘを除く。)の規定の例によるほか、次に定めることによること。 (一)住戸、共用室及び管理人室(住棟受信機を設ける管理人室を除く。)に設けること。 (二)住戸、共用室又は管理人室で床面積が150m²を超えるものに設けないこと。(ただし、補助音響装置にて音声を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、共同住宅用受信機を設置することができる。) (三)住戸、共用室及び管理人室に設けられた共同住宅用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を住棟受信機及び戸外表示器に発信する機能を有すること。 (四)感知器が作動した旨の警報を停止できる機能を設けること。 (五)火災が発生した旨の警報を停止できる機能を設けることができること。</p>	<p>〈19号告示 第3第5号〉 住戸用受信機は、 規則第二十四条第二号(イ及びヘに限る。)及び第六号並びに第二十四条の二第一号(ホ及びヘを除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (一)住戸等及び共用部分に設けること。 (二)住戸等及び共用部分で床面積が150m²を超えるものに設けないこと。(ただし、補助音響装置にて音声を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、住戸用受信機を設置することができる。) (三)住戸等に設けられた住戸用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を戸外表示器に発信する機能を有すること。 (四)警報を停止できる機能を設けることができること。</p>
住棟受信機	<p>〈18号告示 第3第6号〉 住棟受信機は、 規則第二十四条第二号(ハ及びリを除く。)及び第六号から第八号まで並びに第二十四条の二第一号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (一)共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、当該共同住宅用受信機の警戒区域の火災表示を行うこと。 (二)規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等がない場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる。 (三)特定共同住宅等の棟ごとに設けること。ただし、同一敷地内に特定共同住宅等が2以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合※2にはこの限りでない。 ※2 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合等をいう。 (平成18年消防予第500号 問56より)</p>	
住戸共同住宅用受信機用電源	<p>〈18号告示 第3第7号〉 電源は、 規則第二十四条第三号の規定の例によるほか、共同住宅用受信機の電源にあっては、住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること。</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>●電流制限器がある場合</p>  <p>電力需用計量器 電流制限器 引入口装置 MCCB又はCS WH L ELB 一般負荷 共同住宅用受信機 注:引入口装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができるとしている。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●電流制限器がない場合</p>  <p>電力需用計量器 引入口装置 MCCB又はCS WH ELB 一般負荷 共同住宅用受信機 注:引入口装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができるとしている。</p> </div> </div> <p>なお、この方式は、交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断されても電源機能に支障をきたさないことが目的で、未入居、長期の留守等により住戸等が未警戒となることを防止する上でも有効な配線方式であるが、電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から当該住戸に電気を供給できない場合にあっては、次の措置が講じられていることが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。 ②未入居等であることが、特定共同住宅等の管理をしている者等が周知していること。 ③特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。 	<p>電源は、 規則第二十四条第三号の規定の例によること。ただし、住戸等に設ける住戸用受信機の電源にあっては、住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとること。</p> 

① 共同住宅用自動火災報知設備・住戸用自動火災報知設備とは—(5)

項目	共同住宅用自動火災報知設備	住戸用自動火災報知設備
非常電源受信機用	<p>〈18号告示 第3第8号〉 非常電源は、 次に定めるところによること。 (一)非常電源の容量は、次のイ及びロに定める容量を合算した容量であること。 イ 監視状態を60分間継続することができる容量 ロ 次の(イ)及び(ロ)に定める容量を合算した容量に系統数(30台以下の共同住宅用受信機を1の系統とし、当該系統数が5を超えるときは、5とする。)を乗じた容量 (イ)1の住戸、共用室又は管理人室に設けられている音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。18号告示第3第9号(一)及び(三)において同じ。)が10分間以上連続して鳴動することができる容量 (ロ)1の作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)が10分間以上連続して点滅することができる容量 (二)共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合※は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる。 ※住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、18号告示第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合等をい。</p>	
音声警報装置・音響警報装置	<p>〈18号告示 第3第9号〉(三)(五)(六)は省略 音声警報装置は、 次に定めるところによること。 (一)音声警報装置の音圧は、次に定めるところによること。 イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から1m離れた位置で70dB以上であること。 ロ イに掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第二十五条の二第二項第三号イの規定の例によること。 (二)音声警報装置の設置は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。 イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合 当該住戸、共用室又は管理人室ごとに音声警報装置を1個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。 ロ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分を除く。)に設ける場合 規則第二十五条の二第二項第三号ロの規定の例によること。 (四)音声警報を発する区域(以下「警戒区域」という。)は次に定めるところによること。 イ 感知器作動警報の警報区域は、作動した感知器が設けられた住戸等及び共用部分とすること。 ロ 火災警報の警報区域は、次の(イ)から(二)までに掲げる区分に従い、当該(イ)から(二)までに定めるところによること。 (イ) 住戸、共用室及び管理人室において火災の発生が確認された場合 当該住戸、共用室及び管理人室のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲 a 階段室型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等(開放型階段(省令第二条第七号に規定する開放型階段をいう。以下同じ。)を除く。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路 b 廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、一階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階 (ロ) 倉庫等(倉庫(室の面積が四平方メートル以上のものをいう。)、機械室その他これらに類する室をいう。以下同じ。)又は共用部分(階段室等及びエレベーターの昇降路を除く。以下この(ロ)において同じ。)において火災の発生が確認された場合 当該倉庫等又は共用部分のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲 a 階段室型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の主たる出入口が面する階段室等(開放型階段を除く。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域、その直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路 b 廊下型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、一階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階 (ハ) 階段室等において火災の発生が確認された場合 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲 a 階段室型特定共同住宅等 当該階段室等(開放型階段を除く。)、当該階段室等に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分(エレベーターの昇降路を除く。以下この(ハ)において同じ。) b 廊下型特定共同住宅等 共用部分 (二)エレベーターの昇降路において火災の発生が確認された場合 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲 a 階段室型特定共同住宅等 一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等又は共用部分及び当該階段室等(開放型階段を除く。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室並びに当該警報区域内の住戸等及び共用部分 b 廊下型特定共同住宅等 エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分</p>	<p>〈19号告示 第3第7号〉(三)(五)(六)は省略 音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。以下(一)において同じ。)は、 次に定めるところによること。 (一)音声警報装置の音圧は、音声警報装置から1m離れた位置で70dB以上であること。 (二)音声警報装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること。ただし、有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報又は音響警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。 (四)音声警報を発する区域は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。 イ 住戸等において火災の発生が確認された場合 当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分 ロ 共用部分において火災の発生が確認された場合 当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域</p> <p>〈19号告示 第3第8号〉 音響警報装置を用いる住戸用自動火災報知設備にあっては、 次に定めるところによること。 (一)音響装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること。ただし、有効に音響警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音響警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。 (二)音圧は、音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であること。</p>
戸外表示器	<p>〈18号告示 第3第10号〉 戸外表示器は、 次に定めるところによること。 (一)戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。 イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所 ロ 点検に便利な場所 ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所</p> <p>〈20号告示 第2第11号〉〈20号告示 第2第12号〉 警報音について ・共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したときに遅滞なく警報を発すること。 ・音声警報装置の音圧は、当該音声警報装置から1m離れた位置で70dB以上であること。</p> <p>〈20号告示 第2第13号、第14号、第15号〉 表示灯について ・作動表示灯は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に直ちに赤色の灯火を点滅させること。 ・作動表示灯は、周囲の明るさが300ルクスの状態において、前方3m離れた地点で点滅していることが明確に識別することができること。 ・共同住宅用受信機又は住戸用受信機が通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。</p>	<p>〈19号告示 第3第9号〉 戸外表示器は、 次に定めるところによること。 (一)戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。 イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所 ロ 点検に便利な場所 ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所</p> <p>〈20号告示 第2第11号〉〈20号告示 第2第12号〉 警報音について ・共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したときに遅滞なく警報を発すること。 ・音声警報装置の音圧は、当該音声警報装置から1m離れた位置で70dB以上であること。</p> <p>〈20号告示 第2第13号、第14号、第15号〉 表示灯について ・作動表示灯は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に直ちに赤色の灯火を点滅させること。 ・作動表示灯は、周囲の明るさが300ルクスの状態において、前方3m離れた地点で点滅していることが明確に識別することができること。 ・共同住宅用受信機又は住戸用受信機が通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。</p>

① 共同住宅用非常警報設備とは

項目	共同住宅用非常警報設備
起動装置	〈19号告示 第4第2号〉 起動装置は、規則第二十五条の二第二項第二号の(イ)を除く。の規定によるほか、各階ごとに、階段付近に設けること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあっては、1階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること。
音響装置	〈19号告示 第4第1号〉 音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンの音響装置とし、次に定めるところによること。 (一)音圧は、音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であること。 (二)一の起動装置の操作によって、当該特定共同住宅等に設ける音響装置を一齊に鳴動させることができること。 (三)廊下型特定共同住宅等にあっては、廊下の各部分から1の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること。 (四)階段室型特定共同住宅等にあっては、1階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること。
操作部	〈19号告示 第4第3号〉 操作部は、次に定めるところによること。 (一)点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。 (二)1回線に接続することができる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15個以下とすること。
配線	〈19号告示 第4第4号〉 配線は、規則第二十五条の二第二項第四号の規定の例によること。
非常電源	〈19号告示 第4第5号〉 非常電源は、規則第二十五条の二第二項第五号の規定の例によること。

② 共同住宅用連結送水管並びに共同住宅用非常コンセント設備とは

共同住宅用連結送水管
〈40号省令 第5条第2項第2号〉 共同住宅用連結送水管は、次のイからハまでに定めるところによること。 イ 放水口は、階段室等又は非常用エレベーターの乗降口等その他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。 ロ 放水口は、三階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。 ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用連結送水管は、令第二十九条第二項第二号から第四号まで並びに規則第三十条の四及び第三十一条の規定の例により設置すること。
共同住宅用非常コンセント設備
〈40号省令 第5条第2項第2号〉 共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからハまでに定めるところによること。 イ 非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降口等その他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。 ロ 非常コンセントは、十一階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。 ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第二十九条の二第二項第二号及び第三号並びに規則第三十一条の二の規定の例により設置すること。

④ 共同住宅用スプリンクラー設備とは(1)

項目	共同住宅用スプリンクラー設備
ス共同住宅用スプリンクラー設備	〈40号省令 第3条第2項第2号〉 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。 イ 特定共同住宅等の11階以上の階に設置すること。 ロ スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室の天井の室内に面する部分に設けること。 ハ スプリンクラーヘッドは、規則第十三条の二第四項第一号(イ)を除く。及び第十四条第一項第七号の規定の例により設けること。 ニ 水源の水量は、4立方メートル以上となるように設けること。 ホ 共同住宅用スプリンクラー設備は、4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1メガパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上で放水することができる性能のものとすること。 ヘ 非常電源は、規則第十四条第一項第六号の二の規定の例により設けること。 ト 送水口は、規則第十四条第一項第六号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設けること。 チ イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。
ヘスプリンクラー	〈17号告示 第2第1号〉 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところによること。 (一)スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第二号)第二条第一号の二に規定する小区画型ヘッドのうち、感度種別が1種であるものに限ること。 (二)スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げられる、又は置かれていないこと。 (三)スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.6m以下で、かつ、1のスプリンクラーヘッドにより防護される部分の面積が13以下となるように設けること。
制御弁	〈17号告示 第2第2号〉 制御弁は、次に定めるところによること。 (一)制御弁は、住戸、共用室又は管理人室ごとに、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。 (二)制御弁は、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設けるとともに、その外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。 (三)制御弁には、その直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示し、及びいずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識を設けること。
自動警報装置	〈17号告示 第2第3号〉 自動警報装置は、次に定めるところによること。ただし、省令第二条第十四号に規定する共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、(六)に規定する音声警報装置を設けないことができる。 (一)スプリンクラーヘッドの開放により音声警報を発するものとすること。 (二)発信部は、住戸、共用室、又は管理人室ごとに設けるものとし、当該発信部には、流水検知装置又は圧力検知装置を用いること。 (三)(二)の流水検知装置又は圧力検知装置にかかる圧力は、当該流水検知装置又は圧力検知装置の最高使用圧力以下とすること。 (四)受信部には、次に定めるところにより、表示装置を設けること。ただし、第十四号において準用する規則第十四条第一項第十二号において準用することとされる規則第十二条第一項第八号に規定する総合操作盤が設けられている場合又は共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年18号告示)第二第二号に規定する住棟受信機(スプリンクラーヘッドが開放した旨を火災が発生した旨と区別して表示することができる措置が講じられているものに限る。)が設けられている場合にあっては、この限りでない。 イ 表示装置は、スプリンクラーヘッドが開放した階又は放水区域を覚知できるものであること。 ロ 表示装置の設置場所は、次に定めるところによる。 (イ)規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等を有する場合は、当該防災センターに設けること。 (ロ)(イ)以外の場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けることができる。 (五)1の特定共同住宅等に2以上の受信部が設けられている時は、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。 (六)音声警報装置は、次に定めるところによること。 イ 音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。以下このイ及びハにおいて同じ。)の音圧は、次に定めるところによること。 (イ)住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から1m離れた位置で70dB以上であること。 (ロ)(イ)に掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第二十五乗の二第二項第三号イの規定の例によること。 ロ 音声警報装置の設置は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。 (イ)住戸、共用室及び管理人室に設ける場合、当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を1個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。 (ロ)住戸、共用室及び管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分を除く。)に設ける場合規則第二十五条の二第二項第三号ロの規定の例によること。 ニ 音声警報を発する区域は、スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室のほか、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区域に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。 (イ)特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第三号、(ロ)において「構造類型告示」という。)第二第四号に規定する階段室型特定共同住宅等、当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室のうち、6以上の階にわたりない部分を1の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室並びにエレベーターの昇降路 (ロ)構造類型告示第二台五号に規定する廊下型特定共同住宅等、当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が2以上の階に存する場合にあっては当該階及びその直上階、1階に存する場合にあっては当該階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては当該階、その直上階及びその他の地階

(4) 共同住宅用スプリンクラー設備とは—(2)

項目	共同住宅用スプリンクラー設備
検流水装置	〈17号告示 第2第4号〉〈17号告示 第2第5号〉 流水検知装置は、 湿式のものとすること。 流水検知装置の1次側には、圧力計を設けること。
装呼装置水	〈17号告示 第2第6号〉 呼水装置は、 規則第十四条第一項第五号の規定の例により設けること。
非常電源	〈17号告示 第2第8号〉 非常電源の容量は、 規則第十四条第一項第六号の二においてその例によることとされる規則第十二条第一項第四号口(イ)の規定の例によるほか、警報及び表示に要する容量にあっては、次の(一)から(三)までに定める容量以上であること。 (一)5の住戸、共用室又は管理人室に設置されている音声警報装置が10分間以上連続して鳴動することができる容量 (二)5の作動表示灯が10分間以上連続して点滅することができる容量 (三)5の制御弁表示灯が10分間以上連続して点滅することができる容量
装起装置動	〈17号告示 第2第9号〉 起動装置は、 規則第十四条第一項第八号イ(ロ)の規定の例によること。
配線	〈17号告示 第2第10号〉 操作回路の配線、表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、 規則第十四条第一項第九号の規定の例によること。
配管	〈17号告示 第2第11号〉〈17号告示 第2第7号〉 配管は、 規則第十四条第一項第十号(各号列記以外の部分に限る。)の規定の例によること。 流水検知装置又は圧力検知装置の2次側の配管には、 流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁(以下「試験弁」という。)を次に定めるところにより設けること。 (一)試験弁の1次側には圧力計が、2次側にはスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものであること。 (二)試験弁にはその直近の見やすい箇所に試験弁である旨の表示をした標識を設けること。 (三)試験弁を開閉した場合に、住戸、共用室及び管理人室の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じができるものであること。
装加装置圧送水	〈17号告示 第2第12号〉 加圧送水装置は、 規則第十四条第一項第十一号(ハ(イ)を除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (一)点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。 (二)ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、240リットル毎分以上の量とすること。
表示器	〈17号告示 第2第13号〉 表示器は、 告示第三第十号に規定する戸外表示器の規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、告示第三第十号に規定する戸外表示器のうち、次の(一)及び(二)に掲げる機能を有するものが設けられている場合には、当該戸外表示器によることができる。 (一)スプリンクラーヘッドが開放した場合に当該スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室の作動表示灯が点滅すること。 (二)制御弁を閉止した場合に当該制御弁に係る住戸、共用室及び管理人室の制御弁表示灯が点滅すること。 (三)作動表示灯及び制御弁表示灯は、相互に兼用できること。
その他	〈17号告示 第2第14号〉〈17号告示 第2第15号〉 規則第十四条第一項第十二号の規定は、 共同住宅用スプリンクラー設備について準用する。 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には、 規則第十四条第一項第十三号において適用される規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

8 用語解説

特定共同住宅等	令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。
住戸等	特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室及び寄宿舎の寝室を含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。
共用室	特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。
共用部分	特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。
階段室等	避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室(当該階段が壁、床又は防火設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二口に規定するものをいう。)等で区画されていない場合にあっては当該階段)をいう。
開放型廊下	直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下をいう。
開放型階段	直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる階段をいう。
二方向避難	すべての住戸、共用室及び管理人室から地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路をそれぞれ2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、それぞれ1の経路は安全に利用できる避難の場所をいう。
二方向避難型特定共同住宅等	特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
開放型特定共同住宅等	すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
二方向避難・開放型特定共同住宅等	特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。
共同住宅用スプリンクラー設備	特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。
共同住宅用自動火災報知設備	特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、自動試験機能又は遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。
住戸用自動火災報知設備	特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。
共同住宅用非常警報設備	特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であって、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。
光庭	主として採光又は通風のために設けられる空間であって、その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きとなっているものをいう。
避難光庭	光庭のうち、火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が、当該光庭に面して設けられているものをいう。
特定光庭	光庭のうち、第四第一号に定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。

参考

本省令を使用しない場合の共同住宅における規模別に必要な消防用設備などの種別

消防用設備などの種別 (消防法施行令など)	共同住宅の規模など
消火器・簡易消火用具 (規則第6条)	延べ面積 150m ² 以上
屋内消火栓設備 (令第11条第1項)	延べ面積 700m ² 以上 耐火建築物・内装制限 2,100m ² 以上 耐火建築物 1,400m ² 以上 準耐火建築物・内装制限 1,400m ² 以上
スプリンクラー設備 (令第12条第1項第9号)	11階以上の階
自動火災報知設備 (令第21条第1項)	延べ面積 500m ² 以上
漏電火災報知設備 (令第22条)	ラスマル構造 延べ面積 150m ² 以上
消防機関に通報する火災報知設備 (令第23条第1項)	延べ面積 1,000m ² 以上
非常警報設備 (令第24条第1項～3項)	収用人員50人以上
避難器具 (令第25条第1項)	2階以上の階 収用人員30人以上
誘導灯など (令第26条第1項)	誘導標識 全部 誘導灯 11階以上の部分
連結送水管 (令第29条第2項)	7階以上 5階以上、かつ延べ面積 6,000m ² 以上
非常用コンセント設備 (令第29条第2項)	11階以上

9 法令

公布(通知)日	法令(通知)番号	法令(通知)名	掲載ページ
平成17年3月25日	平成17年 総務省令第四十号	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	33
平成17年3月25日	平成17年 消防庁告示第二号	特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件	37
平成17年3月25日	平成17年 消防庁告示第三号	特定共同住宅等の構造類型を定める件	39

平成17年3月25日	平成17年 消防庁告示第四号	特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件	41
平成17年8月12日	平成17年 消防予第188号	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について	42
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第十七号	共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準	48
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第十八号	共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準	50
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第十九号	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準	53
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第二十号	戸外表示器の基準	55
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第二十一号	消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十号)の一部を改正する件	56
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第二十二号	消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件	57
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第二十三号	消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件	58
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第二十五号	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件	59
平成18年5月30日	平成18年 消防庁告示第二十六号	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件	65
平成18年7月3日	平成18年 消防庁告示第三十二号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特種消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件	78
平成18年11月30日	平成18年 消防予第500号	消防用設備等に係る執務資料の送付について	79
平成19年3月27日	平成19年 消防予第114号	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)等に係る執務資料の送付について	92
平成19年9月3日	平成19年 消防予第317号	消防用設備等に係る執務資料の送付について	93
平成22年2月5日	平成22年 消防予第59号	複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について	94
平成22年2月5日	平成22年 消防庁告示第2号	消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示	97
平成22年2月5日	平成22年 総務省令第7号	複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	99
平成22年2月5日	平成22年 総務省令第8号	消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令	100

平成十七年三月二十五日 総務省令第四十号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 この省令は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(令第二十九条の四第一項に規定するものをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室及び寄宿舎の寝室を含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。

三 共用室 特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。

四 共用部分 特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。

五 階段室等 避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室(当該階段が壁、床又は防火設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二口に規定するものをいう。)等で区画されていない場合にあっては当該階段)をいう。

六 開放型廊下 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下をいう。

七 開放型階段 直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる階段をいう。

八 二方向避難型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

九 開放型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

十 二方向避難・開放型特定共同住宅等 特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

十一 その他の特定共同住宅等 前三号に掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。

十二 住宅用消火器 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)第一条の二第二号に規定するものをいう。

十三 共同住宅用スプリンクラー設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド(閉鎖型スプリンクラーへッド)の技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号の二に規定する小区画型ヘッドをいう。以下同じ。)、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

十四 共同住宅用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感じし、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)第二条第七号に規定するものをいう。以下同じ。)、感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。)第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)、戸外表示器(住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。)等で構成され、かつ、自動試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号。以下「中継器規格省令」という。)第二条第十二号に規定するものをいう。)又は遠隔試験機能(中継器規格省令第二条第十三号に規定するものをいう。以下同じ。)を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定するものをいう。以下同じ。)の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十五 住戸用自動火災報知設備 特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感じし、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

十六 共同住宅用非常警報設備 特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であって、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。

十七 共同住宅用連結送水管 特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、放水口、配管、送水口等で構成されるものをいう。

十八 共同住宅用非常コンセント設備 特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、非常コンセント、配線等で構成されるものをいう。

(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第三条 特定共同住宅等において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	消火器具 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備(十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が五以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	消火器具 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備(十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

- 2** 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 住宅用消火器及び消火器具(令第十条第一項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。)は、次のイ及びロに定めるところによること。
 - イ 住宅用消火器は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設置すること。
 - ロ 消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等(以下この号において「共用部分等」という。)に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれの消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように、令第十条第二項並びに消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第六条から第九条まで(第六条第六項を除く。)及び第十二条に定める技術上の基準の例により設置すること。ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる。
 - 二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。
 - イ 特定共同住宅等の十一階以上の階に設置すること。
 - ロ スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室(建築基準法第二条第四号に規定するものをいう。以下同じ。)及び収納室(室の面積が四平方メートル以上のものをいう。以下同じ。)の天井の室内に面する部分に設けること。
 - ハ スプリンクラーヘッドは、規則第十三条の二第四項第一号(イただし書、ホ及びトを除く。)及び第十四条第一項第七号の規定の例により設けること。
 - チ 水源の水量は、四立方メートル以上となるように設けること。
 - ホ 共同住宅用スプリンクラー設備は、四個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が五十リットル毎分以上で放水することができる性能のものとすること。
 - ヘ 非常電源は、規則第十四条第一項第六号の二の規定の例により設けること。
 - ト 送水口は、規則第十四条第一項第六号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設けること。
 - チ イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。
 - 三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからヘまでに定めるところによること。
 - イ 共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域(火災が発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この号において同じ。)は、防火対象物の二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合は、この限りでない。
 - ロ 一の警戒区域の面積は、千五百平方メートル以下とし、その一辺の長さは、五十メートル以下とすること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一辺の長さを百メートル以下とることができる。
 - ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第二十三条第四項各号(第一号ハ、第七号ヘ及び第七号の五を除く。)及び同条第七項並びに第二十四条の二第二号及び第四号の規

定の例により設けること。

- 二 共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる部分の天井又は壁((イ)の部分の壁に限る。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有效地に火災の発生を感知することができるよう設けること。
 - (イ)住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室
 - (ロ)倉庫(室の面積が四平方メートル以上のものをいう。以下同じ。)、機械室その他これらに類する室
 - (ハ)直接外気に開放されていない共用部分
- ホ 非常電源は、規則第二十四条第四号の規定の例により設けること。
- ヘ イからホまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。
- 四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからホまでに定めるところによること。
 - イ 住戸用自動火災報知設備は、住戸等及び共用部分に設置すること。
 - ロ 住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、前号イ及びロの規定の例によること。
 - ハ 住戸用自動火災報知設備の感知器は、前号ハ及びニの規定の例によること。
 - ニ 共同住宅用非常警報設備は、直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置することができる。
 - ホ イからニまでに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。
- 三 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。
 - 一 二方向避難・開放型特定共同住宅等(十一階以上の部分に限る。)又は開放型特定共同住宅等(十一階以上十四階以下の部分に限る。)において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台等を除く。)の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設けられる開口部(規則第十三条第一項第一号口の基準に適合するものに限る。)に、特定防火設備である防火戸(規則第十三条第一項第一号ハの基準に適合するものに限る。)が設けられているとき。共同住宅用スプリンクラー設備
 - 二 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)。共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。

(必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)
- 四 第四条 特定共同住宅等において、火災時に安全に避難することを支援する性能(以下「避難安全支援性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が六以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が六以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具 誘導灯及び誘導標識	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 避難器具	共同住宅用自動火災報知設備

- 2** 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第二項第三号及び第四号の規定を準用する。
- 3** 前条第二項第三号又は第四号の規定により、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものとみなす。
- 4** 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を前条第二項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。
- (必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)
- 第五条** 特定共同住宅等(住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等に限る。)において、消防隊による活動を支援する性能(以下「消防活動支援性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等(連結送水管及び非常コンセント設備に限る。)に代えて用いることができる必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とする。
- 2** 前項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる消防活動支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 共同住宅用連結送水管は、次のイからハまでに定めるところによること。
 - イ 放水口は、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。
 - ロ 放水口は、三階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が五十メートル以下となるように、設けること。
 - ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用連結送水管は、令第二十九条第二項第二号から第四号まで並びに規則第三十条の四及び第三十一条の規定の例により設置すること。
 - 二 共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからハまでに定めるところによること。
 - イ 非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。
 - ロ 非常コンセントは、十一階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が五十メートル以下となるように、設けること。
 - ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第二十九条の二第二項第二号及び第三号並びに規則第三十一条の二の規定の例により設置すること。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十五日 消防庁告示第二号

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第一号の規定に基づき、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を次とおり定める。

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第二条第一号に規定する特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定めるものとする。

第二 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定共同住宅等 省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。

二 通常用いられる消防用設備等 令第二十九条の四第一項に規定する通常用いられる消防用設備等をいう。

三 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等をいう。

四 共用部分 省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。

五 階段室等 省令第二条第五号に規定する階段室等をいう。

六 光庭 主として採光又は通風のために設けられる空間であって、その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きとなっているものと/or/いう。

七 避難光庭 光庭のうち、火災時に避難経路として使用することができる廊下又は階段室等が、当該光庭に面して設けられているものと/or/いう。

八 特定光庭 光庭のうち、第四第一号に定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸等へ延焼する危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。

第三 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備

省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

一 主要構造部が、耐火構造(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であること。

二 共用部分の壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げを準不燃材料(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)したものであること。

三 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁(以下単に「床又は壁」という。)並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの(以下単に「配管等」という。)及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。

(一)床又は壁は、耐火構造であること。

(二)住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から〇・五メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの(以下「ひさし等」という。)で防火上有効に遮られていること。ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部(直径が〇・一五メートル以下の換気口等(防火設備が設けられたも

のに限る。)及び面積が〇・〇一平方メートル以下の換気口等を除く。)相互間の距離が、〇・九メートル以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

イ 上下に設けられた開口部(直径〇・一五メートル以下の換気口等及び相互間の距離が三・六メートル以上である開口部を除く。)に防火設備である防火戸が設けられていること。

ロ 住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。

(三)住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによること。

イ 開口部((イ)から(ハ)までに掲げる換気口等を除く。)には、防火設備(主たる出入口に設けられるものにあっては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。)である防火戸が設けられていること。

(イ)直径〇・一五メートル未満の換気口等(開放性のある共用部分に面するものに限る。)

(ロ)直径〇・一五メートル以上(換気口等であって、かつ、防火設備が設けられているもの)

(ハ)(イ)及び(ロ)に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等

ロ 開放型特定共同住宅等(省令第二条第九号に規定する開放型特定共同住宅等をいう。)及び二方向避難・開放型特定共同住宅等(省令第二条第十号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等をいう。)以外の特定共同住宅等の住戸等(共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。)にあっては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき四平方メートル(共用室にあっては、八平方メートル)以下であること。

ハ ロの規定による一の開口部の面積は、二平方メートル以下であること。

(四)床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。

イ 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。

ロ 配管等の呼び径は、二百ミリメートル以下であること。

ハ 配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径三百ミリメートルの円の面積以下であること。

ニ 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁(住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。)に二以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径(当該直径が二百ミリメートル以下の場合にあっては、二百ミリメートル)以上であること。

ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによるものであること。

(イ)配管は、建築基準法施行令百二十九条の二の五第一項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で埋めること。

(ロ)別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

ヘ 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

第四 特定光庭の基準等

一 特定光庭は、次の各号に掲げる基準に適合しない光庭をいうものとする。

(一)光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等(以下「火災住戸等」という。)のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が十キロワット每平方メートル未満であること。

(二)光庭が避難光庭に該当する場合においては、当該避難光庭は、次に定めるところによるものであること。

イ 火災住戸等(避難光庭に面するものに限る。以下同じ。)のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受けれる熱量が三キロワット每平方メートル未満であること。

ロ 避難光庭にあっては次に定めるところによること。

(イ)避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が二・五未満であること。

(ロ)(イ)により求めた値が二・五以上の場合にあっては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が四ケルビン以上昇しないこと。

二 特定共同住宅等に特定光庭が存する場合にあっては、当該光庭に面する開口部及び当該光庭に面する特定共同住宅等の住戸等に設ける給湯湯沸設備等(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成十四年総務省令第二十四号)第三条第十号に規定する給湯湯沸設備及び同条第二号に規定するふろがまをいう。以下同じ。)は、次に定める基準に適合するものであることを。

(一)廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、次に定めるところによること。

イ 特定光庭に面する一の開口部の面積が二平方メートル以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が四平方メートル以下であること。ただし、当該開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の五十分の一以上であること。

(二)特定光庭((一)に定めるものを除く。)に面する開口部にあっては、次に定めるところによること。

イ 開口部には、防火設備であるはめごろし戸が設けられること。ただし、次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部((ロ)の特定光庭に面するものにあっては、四階以下の階に存するものに限る。)に防火設備である防火戸を設ける場合にあっては、この限りでない。

(イ)特定光庭に面して階段(平成十四年消防庁告示第七号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。)が設けられている当該特定光庭

(ロ)その下端に常時外気に開放された開口部(当該開口部の有効断面積が一平方メートル以上のものに限る。)が存する特定光庭

ロ 異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離は、次に定めるところによること。ただし、住戸等の開口部の上端から上方に垂直距離一・五メートル(当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、〇・九メートル)以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。

(イ)同一の壁面に設けられるもの(当該開口部相互間の壁面に〇・五メートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。)にあっては、〇・九メートル以上

(ロ)異なる壁面に設けられるものにあっては、二・四メートル(当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、二メートル)以上

ハ 異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離は、一・五メートル(当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合は、〇・九メートル)以上(同一壁面上の当該開口部相互間の壁面に〇・五メートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。)であること。ただし、同一の壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から水平方向に〇・九メートル、異なる壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から二・四メートル(当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、二メートル)以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。

二 一の開口部の面積が一平方メートル以下であり、かつ、一の住戸等の一階の開口部の面積の合計が二平方メートル以下であること。

(三)特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 平成十四年消防庁告示第七号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に限り設置することができる。

ロ 防火上有効な措置が講じられたものであること。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十五日 消防庁告示第三号

特定共同住宅等の構造類型を定める件

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第八号から第十号までの規定に基づき、特定共同住宅等の構造類型を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第二条第八号から第十号までに規定する特定共同住宅等の構造類型を定めるものとする。

第二 用語の意義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定共同住宅等 省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。

二 共用部分 省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。

三 階段室等 省令第二条第五号に規定する階段室等をいう。

四 階段室型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅等をいう。

五 廊下型特定共同住宅等 すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等をいう。

六 特定光庭 平成十七年消防庁告示第二号第二第八号に規定する特定光庭をいう。

第三 二方向避難型特定共同住宅等

一 省令第二条第八号に規定する二方向避難型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等(住戸、共用室及び管理人室に限る。以下第三及び第四において同じ。)において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも一以上の避難経路を利用して階段室等(当該住戸等が避難階に存する場合にあっては地上。以下第三において同じ。)まで安全に避難できるようにするため、次号に定めるところにより、二以上の異なる避難経路(避難上有効なバルコニーを含む。以下同じ。)を確保していると認められるものとする。

二 二方向避難型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

(一)廊下型特定共同住宅等の階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面していること。

(二)住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの(以下「バルコニー等」という。)が、避難上有効に設けられていること。

(三)バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の二の二に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。

(四)隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。

イ 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

ロ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法

ハ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

(五)住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも一以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができる。ただし、バルコニー等に設けられた避難器具(避難器具

用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。)により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。

第四 開放型特定共同住宅等

一 省令第二条第九号に規定する開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等(階段室型特定共同住宅等における階段室等に限る。以下第四において同じ。)における消火、避難その他の消防の活動に支障を生じないものとして、次号に定めるところにより、廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるものとする。

二 開放型特定共同住宅等は、次に定めるところによるものであること。

(一)すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から一メートル以上離れていること。

(二)すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと。

(三)直接外気に開放されていないエントランスホール等(以下単に「エントランスホール等」という。)が避難階に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合すること。

イ 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路があること。

ロ エントランスホール等は、避難階以外の階にわたりないものとすること。ただし、当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合(当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあっては、防火設備であるめごろし戸が設けられているものに限る。)にあっては、この限りでない。

(四)廊下は、次に定めるところによるものであること。

イ すべての階の廊下は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ)すべての階の廊下は、次のaからdまでに定めるところによること。

a 各階の外気に面する部分の面積(廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。)は、当該階の見付面積の三分の一を超えていくこと。

b 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、三十センチメートル以下であること。

c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、一メートル以上であること。

d 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を二メートル以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を一メートル以上とすること。

(ロ)特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ一・八メートルをいう。)まで煙が降下しないこと。

ロ 外気に面しない部分が存する場合にあっては、当該外気に面しない部分の長さは、六メートル以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の四倍以下であること。

(五)階段室等は、次のイ又はロに定めるところによるものであること。

イ 平成十四年消防庁告示第七号に適合する開口部を有すること。

ロ 特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ一・八メートルをいう。)まで煙が降下しないこと。

第五 二方向避難・開放型特定共同住宅等

省令第二条第十号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる二以上の異なる避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる特定共同住宅等であって、第三及び第四に掲げる要件を満たすものとする。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十五日 消防庁告示第四号

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件

平成十七年消防庁告示第二号第三第三号(四)ホ(口)に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、平成十七年消防庁告示第二号第三第三号(四)ホ(口)に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁(以下単に「床又は壁」という。)並びに当該床又は壁を貫通する配管、電気配線その他これらに類するもの(以下単に「配管等」という。)及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定めるものとする。

第二 耐火性能

平成十七年消防庁告示第二号第三第三号(四)ホ(口)に定める床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部に、特定共同住宅等において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、加熱面以外の面に一定の火炎及び煙を出すことがなく、かつ、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百七条第二号に規定する可燃物燃焼温度をいう。)以上に上昇しないものであることについて、第三に定める耐火性能試験により確認された性能をいう。

第三 耐火性能試験

耐火性能試験は、次の各号に定めるところにより行うこと。

一 試験体は、次に定めるところによること。

(一) 試験体の材料及び構成は実際のものと同一のものとし、その大きさは、長さ二千四百ミリメートル、幅千八百ミリメートル以上のものとすること。

(二) 試験体は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部の工事の施工方法と同一の方法により作製すること。

二 試験方法は、次によること。

(一) 試験体に対して、別図に示す温度の加熱曲線により一時間火熱を加えること。

(二) 判定基準は、次のイからハまでによること。

イ 遮炎性能

(イ) 加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

(ロ) 加熱面以外の面に十秒間以上継続して火炎が出ないこと。

ロ 遮煙性能

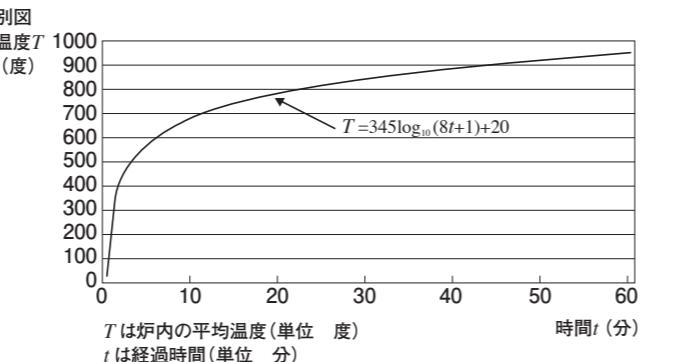
加熱時間における煙発生量を立方メートルで表した数値に減光係数を乗じて得た値が三立方メートル毎メートル以下であること。

ハ 遮熱性能

加熱面以外の面の温度が四百七十三ケルビンを超えないものであること。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。



平成十七年八月十二日 消防予第百八十八号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布については平成17年3月25日付け消防予第66号をもって示したところですが、今般その運用を下記のとおり定めましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されるようお願いします。

記

第1 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「省令」という。)について

1 特定共同住宅等について

省令第2条第1号の特定共同住宅等は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(16)項に掲げる防火対象物で、令第8条の規定により他の用途に供される部分と区画された令別表第一(5)項に掲げる防火対象物も含まれるものであること。

2 メゾネット型の住戸等の取り扱いについて

メゾネット型の住戸等(一の住戸等の階数が二以上あるものをいう。)の階の算定にあっては、当該住戸等を一の階と扱うものではなく、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第8号の規定によるものであること。

3 直接外気に開放されていない共用部分について

省令第3条第2項第3号ニ(ハ)の「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に面する部分から概ね5メートル以上離れた部分を含むものであること。

4 独立した用途に供される部分の取り扱いについて

「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号)記1(2)の「独立した用途に供される部分」に該当する部分については、住戸とみなして省令を適用しても差し支えないものであること。この場合において、当該部分は、床面積150平方メートル以内ごとに防火区画されていること。

第2 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。)について

1 光庭について

位置・構造告示第2第6号の光庭は、「その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものにより囲まれ」ていることを要件としているが、その周囲の一部分が部分的に開放されていても、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合にあっては、光庭として扱うものとすること。

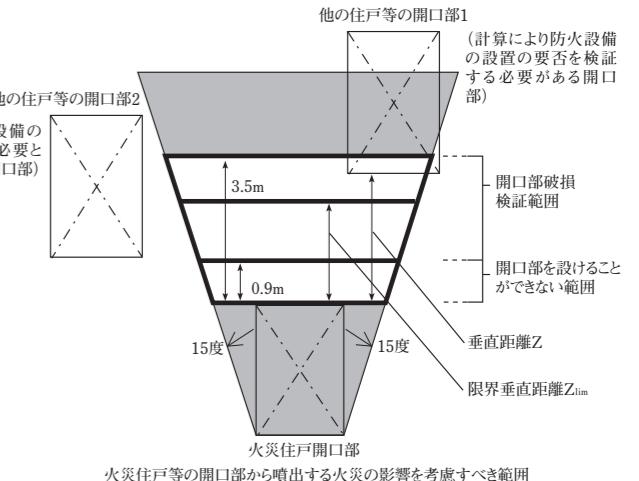
2 特定共同住宅等の住戸等の区画について

位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは、住戸等と住戸等の間を耐火構造の床又は壁により、また住戸等と共用部分の間を耐火構造の床又は壁(位置・構造告示第3第3号(3)の規定に適合する開口部を含む。)により防火区画することをいうものであり、堅牢かつ容易に変更できない構造を有することが必要であること。

3 住戸等への延焼防止措置について

位置・構造告示第3第3号(2)の「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」として、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が次に定める基準に適合しているものとができるものであること。

図1



(1) 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができる。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状(以下「円等」という。)の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすことである。

(2) 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が3.6メートル以下の範囲(火災住戸等の開口部の上部0.9メートルの範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。)については、上下の開口部間の垂直距離Zが、次の①から⑥までの手順により求めた限界垂直距離Zlimより小さい場合に、当該他の住戸等の開口部(図1中の開口部1をいう。)に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径0.15メートル以下のもの又は開口部の面積が0.01平方メートル以下のものにあっては、この限りでない。

① 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。

$$\Delta T = T_{lim} - 293 \dots \text{式(1)}$$

ΔT は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差(単位ケルビン。以下3において同じ。)

T_{lim} は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度(単位ケルビン。以下同じ。)

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373ケルビン
フロートガラス(飛散防止フィルム付)	423ケルビン
綿入りガラス	673ケルビン

* 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

② 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径(当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。)を次式により求めること。

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}} \dots \text{式(2)}$$

r_0 は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径(単位メートル。以下同じ。)

Aは、火災住戸等の一の開口部の面積(開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。単位平方メートル。以下同じ。)

π は、円周率

③ 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q = 400A \sqrt{H} \dots\text{式(3)}$$

Q は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）

H は、火災住戸等の一の開口部の高さ（火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位メートル。以下同じ。）

④ 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値 Θ を次式により求めること。

$$\Theta = 16.09 \Delta T r_0^{5/3} (Q T_{lim})^{2/3} \dots\text{式(4)}$$

⑤ 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t を Θ の値に従い、次のア又はイの式により求めること。

ア ④により求められる Θ の値が0.35以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05r_0}{\Theta} \dots\text{式(5)}$$

Z_t は、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離（単位メートル。以下同じ。）

イ ④により求められる Θ の値が0.35より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^{-3} r_0}{\Theta^7} \dots\text{式(6)}$$

⑥ 限界垂直距離 Z_{lim} は、⑤で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さ $Z_{l,m}$ のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離が Z_{lim} より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

$$Z_{l,m} = 2.39H \dots\text{式(7)}$$

4 開放性のある共用部分以外の共用部分について

位置・構造告示第3第3号(3)イ(ハ)の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、換気口等を設ける部分が、直接外気に開放されていない共用部分をいうものであること。

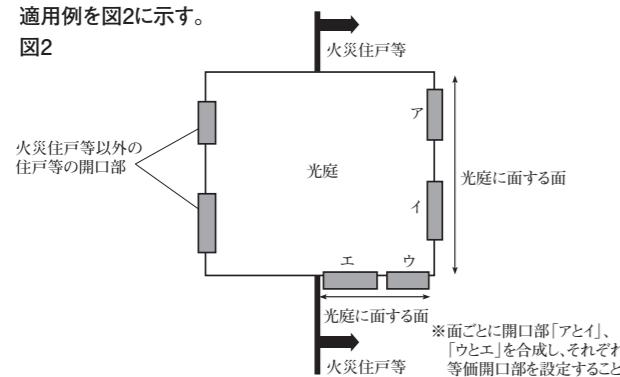
5 特定光庭の基準等について

位置・構造告示第4第1号(1)の「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号(2)イの「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」は、次の(1)から(5)までの手順により求めること。

(1) 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものである。このにおいて、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものである。ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、(2)から(5)までの手順により受熱量を求め合計すること。

適用例を図2に示す。

図2



※面ごとに開口部「 α と β 」、「 γ と δ 」を合成し、それぞれ等価開口部を設定すること。

(2) 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さを次式により求めること。

$$L = 1.52H_x \dots\text{式(8)}$$

L は、等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位メートル。以下同じ。）

H_x は、等価開口部の高さ（単位メートル）

(3) 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。

$$S = L W \dots\text{式(9)}$$

S は、等価開口部から噴出する熱気流の面積（単位平方メートル。以下同じ。）

W は、等価開口部の幅（単位メートル）

(4) 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。（図3参照）

$$F = \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S \dots\text{式(10)}$$

F は、受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。

（ F が1を超える場合にあっては $F=1$ とする。以下同じ。）

β_1 及び β_2 は、受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（単位ラジアン）

π は、円周率

d は、受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位メートル）その適用例を図4及び図5に示す。

図3

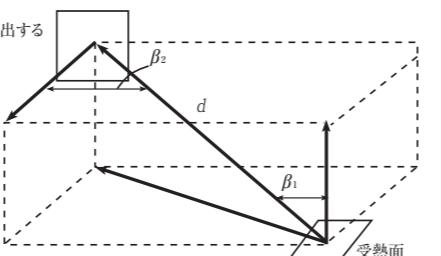
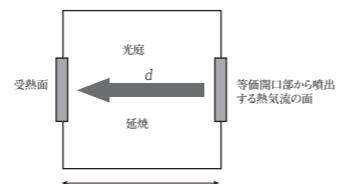


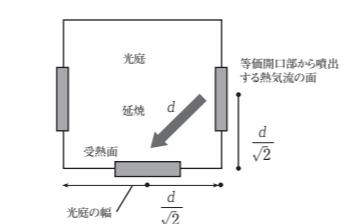
図4



光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、 β_1 及び β_2 は0ラジアンとなり、

$$F = S / \pi d^2 \quad (\text{ただし}, F \leq 1) \dots\text{式(11)}$$

図5



「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合、 β_1 及び β_2 は

$$\frac{\pi}{4} \text{ ラジアン} \text{ となり}, F = S / \pi d^2 \quad (\text{ただし}, F \leq 1) \dots\text{式(12)}$$

$$\therefore 1^\circ = \frac{\pi}{180} \text{ ラジアン}$$

(5) 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を次式により求めること。

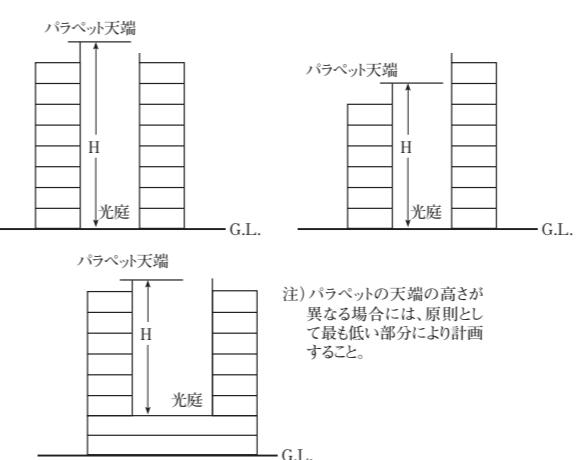
$$q = 100F \dots\text{式(13)}$$

q は、等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量（単位キロワット每平方メートル）

6 避難光庭の高さについて

位置・構造告示第4第1号(2)口(イ)の避難光庭の高さは、図6の例により、計測すること。

図6

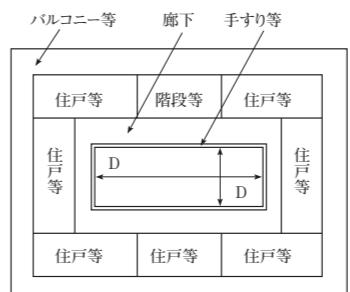


7 避難光庭の幅について

位置・構造告示第4第1号(2)口(イ)の「避難光庭の幅」は、図7の例により、計測すること。

なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)口(イ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向（対向壁面の方向）で計測する必要があること。

図7



8 避難光庭における煙層の上昇温度について

位置・構造告示第4第1号(2)口(イ)の「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」については、次の(1)から(3)までの手順により求めること。

(1) 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q_X = 400A_X \sqrt{H_X} \dots\text{式(14)}$$

Q_X は、等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）

A_X は、等価開口部の面積（単位平方メートル）

(2) 避難光庭の底部に設けられた常時開放された開口部の給気開口率（避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比）をいう。以下同じ。）を次式により求めること。

$$r = 100 \frac{S_a}{S_t} \dots\text{式(15)}$$

r は、避難光庭の底部に設けられた常時開放された開口部の給気開口率（単位パーセント）

S_a は、避難光庭の底部に設けられた常時開放された開口部の面積（単位平方メートル）

S_t は、避難光庭の頂部に設けられた常時開放された開口部の面積（単位平方メートル）

(3) 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。

$$\Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q_X^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}} \dots\text{式(16)}$$

ΔT は、避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度（単位ケルビン）

α は、次式により求められる値

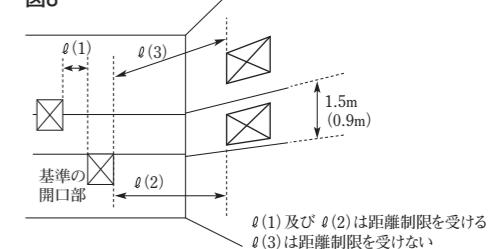
$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r+0.66} \dots\text{式(17)}$$

D は、避難光庭の幅（単位メートル）

9 異なる住戸等間の水平距離について

位置・構造告示第4第2号(2)口の「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、図8の例により、計測すること。

図8

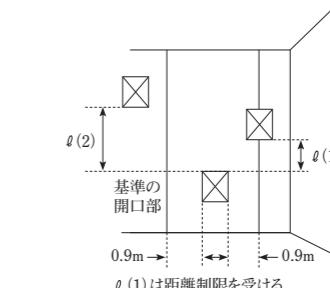


10 異なる住戸等間の垂直距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ハの「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、図9及び図10の例により、計測すること。

図9

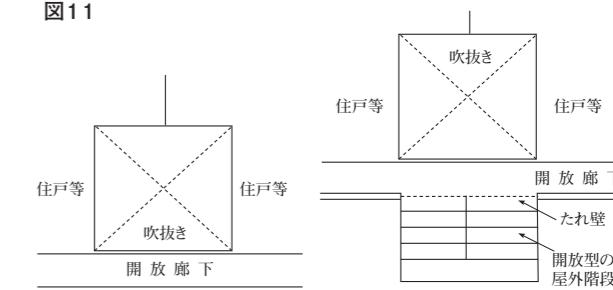
同一壁面上の場合



11 特定光庭に該当しない光庭について

図11及び図12に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きにあっては、特定光庭には該当しないものである。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1メートル以上必要であること。

図11



12 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の措置について
位置・構造告示第4第2号(3)口の「防火上有効な措置」とは、次の(1)及び(2)の措置をいうものであること。

- (1) 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。
 - ① ガスの消費量が、70キロワット以下であること。
 - ② 一の住戸の用に供するものであること。
 - ③ 密閉式(直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。)で、バーナーが隠れされていること。
 - ④ 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。
 - ⑤ 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。
- (2) 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。
 - ① 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で埋めること。
 - ② ①の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

第3 特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第3号。以下「構造類型告示」という。)について

1 二方向避難型特定共同住宅等について

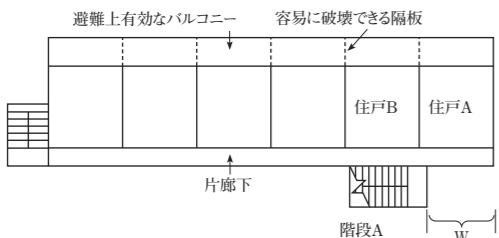
(1) 避難上有効なバルコニーについて

構造類型告示第3第1号の「避難上有効なバルコニー」とは、次の①から③に定める基準に適合しているものであること。

- ① 直接外気に開放されていること。
- ② 避難上支障のない幅員及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。
- ③ 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

(2) 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置について
構造類型告示第3第2号(1)の「階段室等は廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、図13の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等(ここでは住戸Aを指す。)の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に接する住戸等に隣接する住戸等(ここでは住戸Bを指す。)が火災になってしまって、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするために、Wは廊下の端部に接する住戸等(ここでは住戸Aを指す。)の幅以下とするものであること。

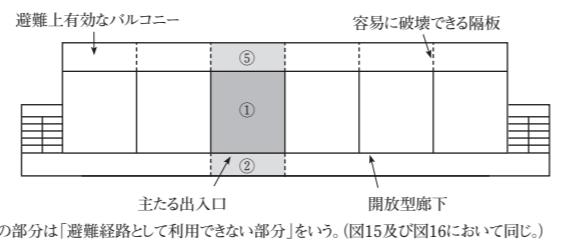
図13



(3) 避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分について
構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」として、次の①から⑤に定める部分は、利用できないものであること。
なお、適用例を図14から図16までに示す。

- ① 火災住戸等
- ② 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあっては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分
- ③ 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあっては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分
- ④ 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等
- ⑤ 火災住戸等のバルコニー

図14



※網掛けの部分は「避難経路として利用できない部分」をいう。(図15及び図16において同じ。)

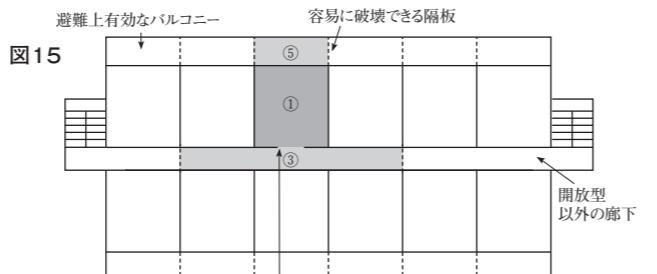
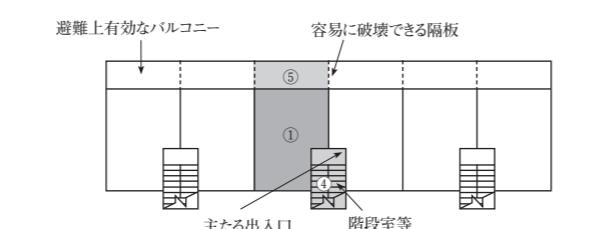


図16



2 開放型特定共同住宅等について

(1) 他の建築物等の外壁等について

構造類型告示第4第2号(1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1メートル以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取り扱うものであること。適用例を図17に示す。

なお、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満であるときの取り扱いは次のとおりとすること。適用例を図18に示す。

- ① 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)口の「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

- ② 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、(5)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(口)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面から

の高さ1.8メートルをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1メートル未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

図17

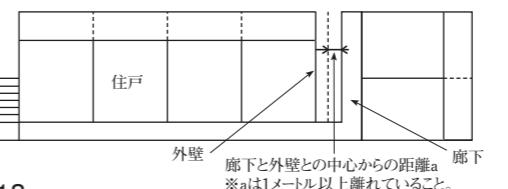
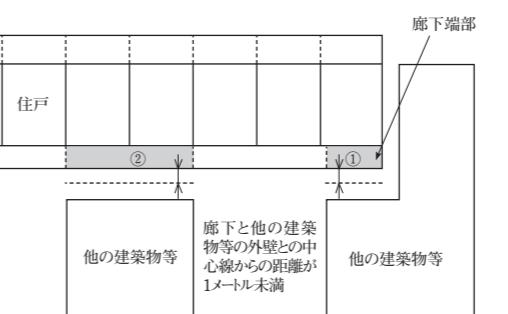


図18

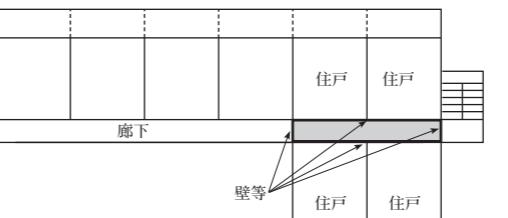


(2) 直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取り扱いについて

① 廊下型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図19に示す。

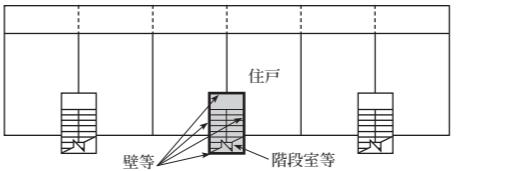
図19



② 階段室型特定共同住宅等

住宅又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図20に示す。

図20



(3) 開放型廊下の判断基準について

構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の開放型廊下の判断基準の適用については、図21の例によること。

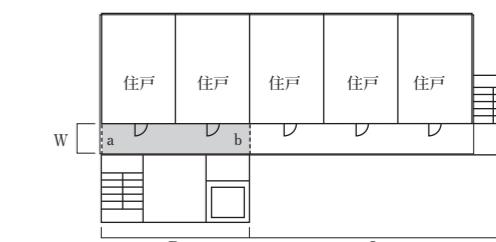
なお、同号(4)イ(イ)aの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号(4)イ(イ)cの「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるものは含まれないものであること。

図21



(4) 開放型特定共同住宅等の廊下における外気に面しない部分について
構造類型告示第4第2号(4)口の「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル以下の位置にあるもののほか、図22及び図23によること。

図22



a が閉鎖されている場合は網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

ここで、

Wは、外気に面しない部分の幅員(図23において同じ。)

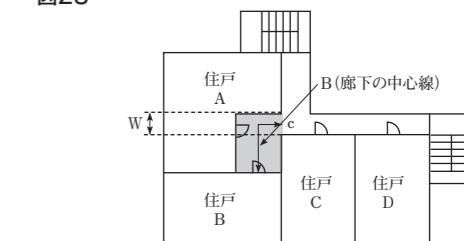
Bは、外気に面しない部分の長さ(図23において同じ。)また、a に存する開口部が次の①から③に定める基準のいずれかに適合するときは、a が閉鎖されているものとする。

① a に存する開口部の幅<W

② a に存する開口部の上端の高さ<L に存する有効開口部の上端の高さ

③ a に存する開口部の下端の高さ>L に存する有効開口部の下端の高さ

図23



(5) 煙の降下状況を確認する方法について

構造類型告示第4第2号(4)イ(口)及び同号(5)の煙が床面からの高さ1.8メートルまで降下しないことを確認する方法は、次の①から⑥までの手順によること。(図24参照)

① 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を第2~3(2)③の式により求めること。

$$Q = 400A \sqrt{H} \dots \text{式(3)}$$

② 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_p = 0.52A \sqrt{H} \dots \text{式(18)}$$

m_p は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量(単位キログラム毎秒。以下同じ。)

③ 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$\rho_c = \frac{353}{293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c}} \dots \text{式(19)}$$

ρ_c は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度(単位キログラム毎立方メートル)。以下同じ。)

A_c は、構造類型告示第4第2号(4)(イ)(ロ)又は同号(5)(ロ)の規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積(単位平方メートル)

- ④ 廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2 A_c \sqrt{H}}{\rho_c} \cdots \text{式(20)}$$

V は、廊下又は階段室等における熱気流の発生量(単位立方メートル毎分)

- ⑤ 廊下又は階段室等における排煙量を次式により求めること。

(ア) 廊下の場合

$$E = \max \left[19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L}\right)^2}} \right] \cdots \text{式(21)}$$

(イ) 階段室等の場合

$$E = \max [19L(H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L(H_U - H_L)\sqrt{H_U + H_L - 3.6}] \cdots \text{式(22)}$$

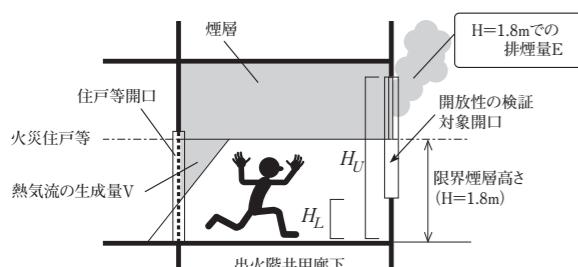
E は、廊下又は階段室等における排煙量(単位立方メートル毎分)
 L は、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ(単位メートル)。ただし、 $L \leq 30$ 。(6)参照。)

H_U は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の上端の高さ(単位メートル)

H_L は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端(床面から1.8メートル未満の高さにあるものに限る。)の高さ(単位メートル)

- ⑥ ④で求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が⑤で求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。

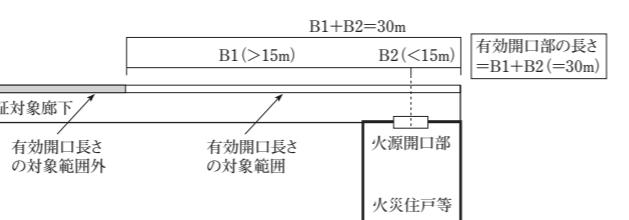
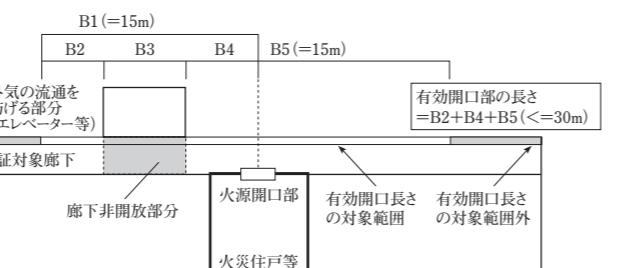
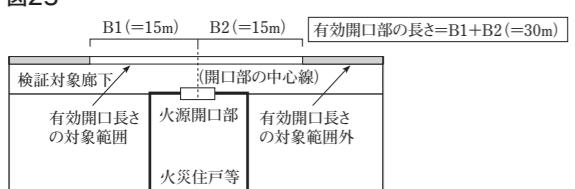
図24



(6) 廊下又は階段室等の有効開口部の長さについて

(5)(6)中「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部(廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。)が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で30メートル以内の部分のことをいい、図25、図26及び図27の例によること。

図25



第4 その他

特定共同住宅等のうち令第13条第1項の表の上欄に該当することとなる部分については、同表の下欄に掲げる水噴霧消火設備等のいずれかを設置するものであること。

第5 運用上の留意事項について

共同住宅等の関係者等から事前相談等が消防機関になされた場合には、次の事項に留意し、指導又は運用等を行われたいこと。

1 省令及び関係する告示に係る趣旨、内容等について、十分周知を図られたいこと。

2 二方向避難を確保するための避難器具が消防法令に基づき設置が義務づけられたものには該当しない場合もあるが、この場合、法令による消防用設備等に準じて取り扱われたいこと。

第6 運用期日等について

1 省令及び関係する告示は、平成19年4月1日から施行することとしているが、防火対象物の関係者等との事前協議等により、省令の規定を適用することができると判断された防火対象物については、令第32条の規定を適用し、同日前に運用することとしても差し支えないものであること。

また、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)の一部が平成18年6月1日に施行され、同日より住宅への住宅用防災機器の設置が義務付けられることから、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号。以下「特例通知」という。)による特例を認める場合であっても、省令第3条及び省令第4条に規定する共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備の設置を指導することが望ましい。

2 省令及び関係する告示の施行に伴い、特例通知並びに次に掲げる通知及び通知の部分を廃止し、これらに関する質疑応答に係る運用を行わないこととする。ただし、特例通知並びに次に掲げる通知及び通知の部分を廃止した時において、特例通知が適用されている既存の共同住宅等であって、当該、特例通知並びに次に掲げる通知及び通知の部分による基準に適合しているものにあっては、なお従前の例によることを妨げないものであること。

(1) 「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(平成7年3月31日付け消防予第53号)中、2 共住区画について

(2) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について」(平成8年7月17日付け消防予第145号)

平成十八年五月三十日 消防庁告示第十七号

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第三条第二項第二号チの規定に基づき、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第二項第二号チに規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用スプリンクラー設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 スプリンクラーへッドは、次に定めるところによること。

(一) スプリンクラーへッドは、閉鎖型スプリンクラーへッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号の二に規定する小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限ること。

(二) スプリンクラーへッドのデフレクターから下方〇・四五メートル以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるもののが設けられ、又は置かれていないこと。

(三) スプリンクラーへッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーへッドまでの水平距離が二・六メートル以下で、かつ、一のスプリンクラーへッドにより防護される部分の面積が十三平方メートル以下となるように設けること。

二 制御弁は、次に定めるところによること。

(一) 制御弁は、住戸、共用室(省令第二条第三号に規定する共用室をいう。以下同じ。)又は管理人室ごとに、床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

(二) 制御弁は、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設けるとともに、その外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。

(三) 制御弁には、その直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示し、及びいずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識を設けること。

三 自動警報装置は、次に定めるところによること。ただし、省令第二条第十四号に規定する共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、(六)に規定する音声警報装置(流水検知装置又は圧力検知装置から発せられたスプリンクラーへッドが開放した旨の信号を受信し、音声により火災の発生を報知するもの)を設けないことができる。

(一) スプリンクラーへッドの開放により音声警報を発するものとすること。

(二) 発信部は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設けるものとし、当該発信部には、流水検知装置又は圧力検知装置を用いること。

(三) (二)の流水検知装置又は圧力検知装置にかかる圧力は、当該流水検知装置又は圧力検知装置の最高使用圧力以下とすること。

(四) 受信部には、次に定めるところにより、表示装置を設けること。ただし、第十四号において準用する消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十四条第一項第十二号において準用することとされる規則第十二条第一項第八号に規定する総合操作盤が設けられている場合又は共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十八号。第十三号において単に「告示」という。)第二第二号に規定する住棟受信機(スプリンクラーへッドが開放した旨を火災が発生した旨と区別して表示することができる

る措置が講じられているものに限る。)が設けられている場合にあっては、この限りでない。

イ 表示装置は、スプリンクラーへッドが開放した階又は放水区域を覚知できるものであること。

ロ 表示装置の設置場所は、次に定めるところによること。

(イ) 規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等を有する場合は、当該防災センター等に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラーへッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けることができる。

(五) 一の特定共同住宅等(省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。)に二以上の受信部が設けられているときは、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

(六) 音声警報装置は、次に定めるところによること。

イ 音声警報装置(補助音響装置(住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有效地に音声警報を伝達するために、流水検知装置又は圧力検知装置からスプリンクラーへッドが開放した旨の信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下同じ。)の音声警報装置を含む。以下このイ及びハにおいて同じ。)の音圧は、次に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

(ロ) (イ)に掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第二十五条の二第二項第三号イの規定の例によること。

ロ 音声警報装置の設置は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合、当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を一個以上設けること。ただし、有效地に音声警報が伝わらないおそれがある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。

(ロ) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分(省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。)を除く。)に設ける場合、規則第二十五条の二第二項第三号ロの規定の例によること。

ハ 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

(イ) 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

(ロ) シグナルは、非常警報設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第六号)第四第三号(二)に定めるところによること。

(ハ) メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容であること。

(二) 音声警報音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数域三キロヘルツ以上のAD-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

二 音声警報を発する区域は、スプリンクラーへッドが開放した住戸、共用室及び管理人室のほか、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成十七年消防庁告示第三号。(ロ)において「構造類型告示」という。)第二第四号に規定する階段室型特定共同住宅等、当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等(省令第二条第五号に規定する階段室等(省令第二条第七号に規定する開放型階段を除く。)をいう。)のうち、六以上の階にわたらない部分を

- 一の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室並びにエレベーターの昇降路
- (口) 構造類型告示第二第五号に規定する廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては当該階及びその直上階、一階に存する場合にあっては当該階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては当該階、その直上階及びその他の地階
- ホ 音声警報の構成は、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すものであること。
- ヘ 住戸、共用室又は管理人室ごとに、当該住戸、共用室又は管理人室の音声警報を停止できる機能を設けることができる。
- 四 流水検知装置は、湿式のものとすること。
- 五 流水検知装置の一次側には、圧力計を設けること。
- 六 呼水装置は、規則第十四条第一項第五号の規定の例により設けること。
- 七 流水検知装置又は圧力検知装置の二次側の配管には、流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁(以下「試験弁」という。)を次に定めるところにより設けること。
- (一) 試験弁の一次側には圧力計が、二次側にはスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものであること。
- (二) 試験弁にはその直近の見やすい箇所に試験弁である旨を表示した標識を設けること。
- (三) 試験弁を開放した場合に、住戸、共用室及び管理人室の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じることができるものであること。
- 八 非常電源の容量は、規則第十四条第一項第六号の二においてその例によることとされる規則第十二条第一項第四号口(イ)の規定の例によるほか、警報及び表示に要する容量にあっては、次の(一)から(三)までに定める容量以上であること。
- (一) 五の住戸、共用室又は管理人室に設置されている音声警報装置が十分間以上連続して鳴動することができる容量
- (二) 五の作動表示灯(表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)が十分間以上連続して点滅することができる容量
- (三) 五の制御弁表示灯(表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の制御弁を閉止した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)が十分間以上連続して点滅することができる容量
- 九 起動装置は、規則第十四条第一項第八号イ(口)の規定の例によること。
- 十 操作回路の配線、表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、規則第十四条第一項第九号の規定の例によること。
- 十一 配管は、規則第十四条第一項第十号(各号列記以外の部分に限る。)の規定の例によること。
- 十二 加圧送水装置は、規則第十四条第一項第十一号(ハ(イ)を除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。
- (一) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。
- (二) ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、二百四十リットル毎分以上の量とすること。
- 十三 表示器は、告示第三第十号に規定する戸外表示器の規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、告示第三第十号に

規定する戸外表示器のうち、次の(一)及び(二)に掲げる機能を有するものが設けられている場合には、当該戸外表示器によることができる。

- (一) スプリンクラーヘッドが開放した場合に当該スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室の作動表示灯が点滅すること。
- (二) 制御弁を閉止した場合に当該制御弁に係る住戸、共用室及び管理人室の制御弁表示灯が点滅すること。
- (三) 作動表示灯及び制御弁表示灯は、相互に兼用することができる。

十四 規則第十四条第一項第十二号の規定は、共同住宅用スプリンクラー設備について準用する。

十五 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には、規則第十四条第一項第十三号において適用される規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第十八号

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第三条第二項第三号イただし書及びへの規定に基づき、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)以下「省令」という。)第三条第二項第三号イただし書及びへの規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共同住宅用受信機 共同住宅用自動火災報知設備の受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)以下「受信機規格省令」という。)第二条第七号に規定する受信機のうち、P型三級受信機又はGP型三級受信機に限る。)であって、住戸、共用室(省令第二条第三号に規定する共用室をいう。以下同じ。)及び管理人室に設ける感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)以下「感知器等規格省令」という。)第二条第一号に規定する感知器をいう。以下同じ。)から発せられた火災が発生した旨の信号(以下「火災信号」という。)を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。

二 住棟受信機 共同住宅用自動火災報知設備の受信機(受信機規格省令第二条第七号に規定する受信機をいう。)であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等(省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の関係者に報知するものをいう。

三 音声警報装置 共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。

四 補助音響装置 住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有效地に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。

五 戸外表示器 住戸等(省令第二条第二号に規定する住戸等をいう。以下同じ。)の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第三 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第三条第二項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによる。

(一) 共同住宅用自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあっては百五十平方メートル以下、その他の部分にあっては五百平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等の二の階にわたる場合又は第二号(一)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。

(二) (一)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等(特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成十七年消防庁告示第三号。(三)において「構造類型告示」という。)第二第四号に規定する階段室型

特定共同住宅等をいう。以下同じ。)にあっては、一の階段室等(省令第二条第五号に規定する階段室等をいう。以下同じ。)に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、六以上の階にわたらない部分を一の警戒区域とすること。

(三) 廊下型特定共同住宅等(構造類型告示第二第五号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域とすること。

二 感知器は、次に定めるところによること。

(一) 次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ 階段及び傾斜路 煙感知器

ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度六十度又は六十五度のものに限る。以下ヘ及びトにおいて同じ。)又は煙感知器

ハ エレベーターの昇降路、リネンシート、パイプダクトその他これらに類するもの 煙感知器

ニ 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが十五メートル以上二十メートル未満の場所 煙感知器又は炎感知器

ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが二十メートル以上の場所 炎感知器

ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。)であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

ト 共用室及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器

(二) 感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ 熱感知器は、共用部分(省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の廊下及び通路にあっては、歩行距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けること。

ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートル(三種の感知器にあっては二十メートル)につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては六以上の階にわたらない部分ごとに一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けること。

ミ 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあっては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあっては住棟受信機に接続すること。ただし、管理人室に設ける感知器にあっては、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、共同住宅用受信機を介さずに当該住棟受信機に接続することができる。

ナ 中継器は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第九項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)以下「中継器規格省令」という。)第二条第十三号に規定する遠隔試験機能をいう。)を有する中継器のうち、中継器規格省令第三条の三第三項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること。

ヌ 配線は、規則第二十四条第一号(チを除く。)及び第五号の二ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置(共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例によること。

(二) 非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、規則第十二条第一項第四号ホ((ハ)を除く。)の規定の例によること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分の配線にあっては、規則第十二条第一項第五号の規定の例によることができる。

(三) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路(戸外表示器と共用する配線を除く。)は、当該住戸、共用室及び管理人室の外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること。

五 共同住宅用受信機は、規則第二十四条第二号(イ及びロに限る。)及び第六号並びに第二十四条の二第一号(ホ及びヘを除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 住戸、共用室及び管理人室(住棟受信機を設ける管理人室を除く。)に設けること。

(二) 住戸、共用室又は管理人室で床面積が百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

(三) 住戸、共用室及び管理人室に設けられた共同住宅用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を住棟受信機及び戸外表示器に発信する機能を有すること。

(四) 感知器が作動した旨の警報(以下「感知器作動警報」という。)を停止できる機能を設けること。

(五) 火災が発生した旨の警報(以下「火災警報」という。)を停止できる機能を設けることができる。

六 住棟受信機は、規則第二十四条第二号(ハ及びリを除く。)及び第六号から第八号まで並びに第二十四条の二第一号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、当該共同住宅用受信機の警戒区域の火災表示を行うこと。

(二) 規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等がない場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる。

(三) 特定共同住宅等の棟ごとに設けること。ただし、同一敷地内に特定共同住宅等が二以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合はこの限りでない。

七 電源は、規則第二十四条第三号の規定の例によるほか、共同住宅用受信機の電源にあっては、住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること。

八 非常電源は、次に定めるところによること。

(一) 非常電源の容量は、次のイ及びロに定める容量を合算した容量であること。

イ 監視状態を六十分間継続することができる容量

ロ 次の(イ)及び(ロ)に定める容量を合算した容量に系統数(三十台以下の共同住宅用受信機を一の系統とし、当該系統数が五を超えるときは、五とする。)を乗じた容量

(イ) 一の住戸、共用室又は管理人室に設けられている音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。第九号(一)及び(三)において同じ。)が十分間以上連続して鳴動することができる容量

(ロ) 一の作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)が十分間以上連続して点滅することができる容量

(二) 共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。

九 音声警報装置は、次に定めるところによること。

(一) 音声警報装置の音圧は、次に定めるところによること。
イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

ロ イに掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第二十五条の二第二項第三号イの規定の例によること。

(二) 音声警報装置の設置は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合 当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を一個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

ロ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分を除く。)に設ける場合 規則第二十五条の二第二項第三号ロの規定の例によること。

(三) 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ シグナルは、非常警報設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第六号)第四第三号(二)に定めるところによること。

ハ メッセージは、感知器作動警報にあっては女声によるものとし、火災警報にあっては男声によること。

二 感知器作動警報のメッセージの内容は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室又は管理人室の感知器が作動した場合 感知器が作動した旨及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容

(ロ) 住戸、共用室又は管理人室以外の部分の感知器が作動した場合 感知器が作動した場所及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容

ホ 火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関する内容であること。

ヘ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分においては、感知器が作動した後、六十秒以内に火災警報を発することができる場合に限り、感知器作動警報を省略することができる。

ト 音声警報音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数帯域三キロヘルツ以上のAD-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

(四) 音声警報を発する区域(以下「警報区域」という。)は、次に定めるところによること。

イ 感知器作動警報の警報区域は、作動した感知器が設けられた住戸等及び共用部分とすること。

ロ 火災警報の警報区域は、次の(イ)から(ニ)までに掲げる区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室において火災の発生が確認された場合 当該住戸、共用室及び管理人室のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等(開放型階段(省令第二条第七号に規定する開放型階段をいう。以下同じ。)を

除く。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

b 廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、一階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ロ) 倉庫等(倉庫(室の面積が四平方メートル以上のものをいう。)、機械室その他これらに類する室をいう。以下同じ。)又は共用部分(階段室等及びエレベーターの昇降路を除く。以下この(ロ)において同じ。)において火災の発生が確認された場合 当該倉庫等又は共用部分のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の主たる出入口が面する階段室等(開放型階段を除く。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域、その直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

b 廊下型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、一階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ハ) 階段室等において火災の発生が確認された場合 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該階段室等(開放型階段を除く。)、当該階段室等に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分(エレベーターの昇降路を除く。以下この(ハ)において同じ。)

b 廊下型特定共同住宅等 共用部分

(二) エレベーターの昇降路において火災の発生が確認された場合 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等又は共用部分及び当該階段室等(開放型階段を除く。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室並びに当該警報区域内の住戸等及び共用部分

b 廊下型特定共同住宅等 エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

(五) 音声警報は、次に定めるところによること。

イ 音声警報の構成は、次に定めるところによること。

(イ) 感知器作動警報は、感知器が作動した旨の信号を受信してから火災警報が発せられるまで又は当該感知器作動警報の停止操作がされるまでの間、第一シグナル、感知器作動警報のメッセージ、一秒間の無音状態の順に連続する警報を一単位として、これを連続して繰り返すものであること。

(ロ) 火災警報は、第一シグナル、火災警報のメッセージ、一秒間の無音状態、第一シグナル、火災警報のメッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すこと。

ロ 音声警報の機能は、次に定めるところによること。

(イ) 感知器が作動した旨の信号を受信した場合に、自動的に感知器作動警報を行うこと。

(ロ) 感知器が作動した旨の信号を受信した後感知器作動警報を停止させずに二分以上五分以下の範囲で任意に設定した時間が経過した場合又は火災信号を受信した場合は、自動的に火災警報を行うこと。

(六) 住戸の外部から、自動試験機能(中継器規格省令第二条第十二

号に規定する自動試験機能をいう。)又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている共同住宅用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じることができるものであること。

+ 戸外表示器は、次に定めるところによること。

(一) 戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分

から容易に確認できる場所

ロ 点検に便利な場所

ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所

(二) (一)に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

十一 規則第二十四条第九号の規定は、共同住宅用自動火災報知設備について準用する。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第十九号

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第三条第二項第四号ホの規定に基づき、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第二項第四号ホに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住戸用受信機 住戸用自動火災報知設備の受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号)第二条第七号に規定する受信機のうち、P型三級受信機又はGP型三級受信機に限る。)であって、住戸等(省令第二条第二号に規定する住戸等をいう。以下同じ。)及び共用部分(省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)に設ける感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。)第二条第一号に規定する感知器をいう。以下同じ。)から発せられた火災が発生した旨の信号(以下「火災信号」という。)を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

二 音声警報装置 感知器又は住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、音声又は音響により火災の発生を報知するものをいう。

三 補助音響装置 住戸等及び共用部分にいる者に対し、有效地に音声警報又は音響警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報又は音響警報を発する装置をいう。

四 戸外表示器 住戸等の外部において、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第三条第二項第四号口においてその例によることとされる省令第三条第二項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

(一) 住戸用自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が住戸等にあっては百五十平方メートル以下、共用部分にあっては五百平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等(省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。)の二の階にわたる場合又は第二号(一)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。

(二) (一)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等(特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成十七年消防庁告示第三号。)において「構造類型告示」という。)第二第四号に規定する階段室型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)にあっては、一の階段室等(省令第二条第五号に規定する階段室等をいう。以下同じ。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の警戒区域とすること。

(三) 廊下型特定共同住宅等(構造類型告示第二第五号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域とすること。

二 感知器は、次に定めるところによること。

(一) 次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ 階段及び傾斜路 煙感知器

ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度六十度又は六十五度のものに限る。以下ヘ及びトにおいて同じ。)又は煙感知器

ハ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの 煙感知器

二 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが十五メートル以上二十メートル未満の場所 煙感知器又は炎感知器

ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが二十メートル以上の場所 炎感知器

ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。)であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

ト 共用室(省令第二条第三号に規定する共用室をいう。)及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器

(二) 感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ 熱感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては、歩行距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有效地に感知するよう設けること。

ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートル(三種の感知器にあっては二十メートル)につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては六以上の階にわたらない部分ごとに一個以上の個数を、火災を有效地に感知するよう設けること。

(三) 感知器は、住戸用受信機に接続すること。

三 中継器は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第九項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号。以下「中継器規格省令」という。)第二条第十三号に規定する遠隔試験機能をいう。)を有する中継器のうち、中継器規格省令第三条の三第三項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けること。

四 配線は、規則第二十四条第一号(チを除く。)及び第五号の二ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 電源から住戸用受信機(監視状態を六十分間継続した後、十分間以上動作することができる容量の予備電源を有する場合を除く。)までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器、音声警報装置(住戸用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例によること。

(二) 住戸等に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線(戸外表示器と共に共用する配線を除く。)は、当該住戸等の外部から

容易に導通を確認することができるよう措置が講じられていること。

五 住戸用受信機は、規則第二十四条第二号(イ及びロに限る。)及び第六号並びに第二十四条の二第一号(ホ及びヘを除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 住戸等及び共用部分に設けること。

(二) 住戸等及び共用部分で床面積が百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

(三) 住戸等に設けられた住戸用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を戸外表示器に発信する機能を有すること。

(四) 警報を停止できる機能を設けることができること。

六 電源は、規則第二十四条第三号の規定の例によること。ただし、住戸等に設ける住戸用受信機の電源にあっては、住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとること。

七 音声警報装置(補助音響装置の音声警報装置を含む。以下(一)、(三)及び(六)において同じ。)は、次に定めるところによること。

(一) 音声警報装置の音圧は、音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

(二) 音声警報装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること。ただし、有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報又は音響警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。

(三) 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ シグナルは、非常警報設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第六号)第四第三号(二)に定めるところによること。

ハ メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関する内容であること。

二 音声警報音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数帯域三キロヘルツ以上のAD-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

(四) 音声警報を発する区域は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ 住戸等において火災の発生が確認された場合 当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分

ロ 共用部分において火災の発生が確認された場合 当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域

(五) 音声警報は、次に定めるところによること。

イ 音声警報の構成は、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すこと。

ロ 火災信号を受信した場合に、自動的に音声警報を行うこと。

(六) 住戸の外部から、自動試験機能(中継器規格省令第二条第十二号に規定する自動試験機能をいう。)又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている住戸用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じることができるものであること。

八 音響警報を用いる住戸用自動火災報知設備にあっては、前号(一)、(三)イ及びロ並びに(五)イを除く。)及び第四第一号(一)に定めるところによるほか、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に住

戸用受信機から火災が発生した旨の音響警報を発するものであること。

九 戸外表示器は、次に定めるところによること。

(一) 戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。)が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所

ロ 点検に便利な場所

ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所

(二) (一)に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第四 共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用非常警報設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンの音響装置とし、次に定めるところによること。

(一) 音圧は、音響装置の中心から一メートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

(二) 一の起動装置の操作によって、当該特定共同住宅等に設ける音響装置を一斉に鳴動させることができること。

(三) 廊下型特定共同住宅等にあっては、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

(四) 階段室型特定共同住宅等にあっては、一階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに設けること。

二 起動装置は、規則第二十五条の二第二項第二号の二(イを除く。)の規定によるほか、各階ごとに、階段付近に設けること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあっては、一階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに設けることができる。

三 操作部(起動装置と連動し、又は手動により警報を発するもの)は、次に定めるところによること。

(一) 点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。

(二) 一回線に接続することができる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ十五以下とすること。

四 配線は、規則第二十五条の二第二項第四号の規定の例によること。

五 非常電源は、規則第二十五条の二第二項第五号の規定の例によること。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第二十号

戸外表示器の基準

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十八号)第三第十号(二)及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十九号)第三第九号(二)の規定に基づき、戸外表示器の基準を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十八号)第二第十一号において「共同住宅用自動火災報知設備告示」という。)第三第十号(二)及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十九号)第二第十一号において「住戸用自動火災報知設備等告示」という。)第三第九号(二)に規定する戸外表示器の基準を定めるものとする。

第二 構造及び機能

戸外表示器の構造及び機能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にできること。
- 二 耐久性を有すること。
- 三 水滴が浸入しにくいこと。
- 四 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
- 五 腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講ずること。
- 六 不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。
- 七 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- 八 部品は、機能に異常が生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないよう取り付けること。

- 九 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- 十 定格電圧は、六十ボルト以下であること。ただし、附属装置にあっては、この限りでない。

- 十一 共同住宅用受信機(共同住宅用自動火災報知設備告示第二第一号に規定する共同住宅用受信機をいう。以下同じ。)又は住戸用受信機(住戸用自動火災報知設備等告示第二第一号に規定する住戸用受信機をいう。以下同じ。)から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したときに遅滞なく警報を発すること。
- 十二 音声警報装置の音圧は、当該音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

- 十三 作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸等(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第二号に規定する住戸等をいう。)の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)第二条第一号に規定する感知器をいう。)が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に直ちに赤色の灯火を点滅させること。
- 十四 作動表示灯は、周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた地点で点滅していることが明確に識別することができる。

- 十五 共同住宅用受信機又は住戸用受信機が通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。
- 十六 周囲の温度が零下十度以上五十度以下の場合、機能に異常を生じないものであること。

十七 通電状態において、温度四十度で相対湿度八十五パーセントの空気中に一時間放置した場合、機能に異常を生じないものであること。

十八 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上であること。

十九 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト(定格電圧が六十ボルトを超える五十ボルト以下)のものにあっては千ボルト、定格電圧が百五十ボルトを超えるものにあっては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間に耐えること。

第三 附属装置

戸外表示器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第四 表示

戸外表示器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 一 型式番号
- 二 製造年月
- 三 製造者名又は商標

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第二十一号

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十号)の一部を改正する件

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十二条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十号)の一部を次のように改正する。

第一号の表を次のように改める。

消防設備士の種類及び指定区分	消防用設備等の種類
第一類の甲種消防整備士若しくは乙種消防設備士又は第二類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士	動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管及び共同住宅用連結送水管
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士(次項に掲げる者を除く。)	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士のうち電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第三条に規定する電気工事士免状の交付を受けている者又は電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者	前項に掲げる消防用設備等の種類のほか誘導灯及び誘導標識
第五類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具
第六類の乙種消防設備士	簡易消火用具
第一類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第三類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士	パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備
第一類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	共同住宅用スプリンクラー設備
第四類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第七類の乙種消防設備士	共同住宅用非常警報設備

第二号の表を次のように改める。

消防設備点検資格者の種類	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	
特種消防設備点検資格者	特殊消防用設備等	
第一種消防設備点検資格者	消防用設備等	消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管
	必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用連結送水管
第二種消防設備点検資格者	消防用設備等	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
	必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用非常コンセント設備

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第二十二号

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件(平成十六年消防庁告示第十四号)の一部を次のように改正する。

第二を次のように改める。

第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
次の(一)から(五)までに掲げるもの

(一) パッケージ型消火設備

(二) パッケージ型自動消火設備

(三) 共同住宅用スプリンクラー設備

(四) 共同住宅用自動火災報知設備

(五) 住戸用自動火災報知設備

二 特殊消防用設備等 次の(一)から(三)に掲げるもの

(一) ドデカフルオローニーメチルベンタン-3-オンを消火剤とする消
火設備

(二) 加圧防煙設備

(三) 火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報
知設備

第三を次のように改める。

第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
次の(一)から(五)までに掲げるもの

(一) パッケージ型消火設備

(二) パッケージ型自動消火設備

(三) 共同住宅用スプリンクラー設備

(四) 共同住宅用自動火災報知設備

(五) 住戸用自動火災報知設備

二 特殊消防用設備等 次の(一)から(三)に掲げるもの

(一) ドデカフルオローニーメチルベンタン-3-オンを消火剤とする消
火設備

(二) 加圧防煙設備

(三) 火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報
知設備

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二の改正規定中第一号(三)から(五)までに係る部分及び第三の改正規定中第一号(三)から(五)までに係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第二十三号

消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十五号)の一部を次のように改正する。

第二の表に次のように加える。

消防用設備等の種類	消防用設備等の種類
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の甲種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士

第三の表に次のように加える。

消防用設備等の種類	消防用設備等の種類
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の乙種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第二十五号

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件を改正する件

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件(平成元年消防庁告示第四号)の一部を次のように改正する。

第三十一号の次に次の三号を加える。

三十二 共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書 別記様式第三十二

三十三 共同住宅用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十三

三十四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備試験結果報告書 別記様式第三十四

別記様式第二十一を次のように改める。

(P60をご覧ください)

別記様式第二十二を次のように改める。

(P61をご覧ください)

別記様式第三十一の次に次の三様式を加える。

(P73をご覧ください)

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式第21

連結送水管(共同住宅用連結送水管)試験結果報告書									
試験実施日 年 月 日									
試験実施者									
住所 氏名 印									
用 途 () 項									
延べ面積 m ² 階 数									
送水口 設置位置									
種類 設置個数 個									
試験項目 種別・容量等の内容 結果									
外 送 水 口 機 器	設置場所等 設置高さ 表	設置場所等							
		地盤面からの高さ m							
		示							
放 水 口 機 器	逆止弁等	送水口等							
		地盤面からの高さ m							
		示							
放 水 口 機 器	放水口の設置個数 双口形 單口形	階							
		一							
		示							
試 験 機 器	設置場所 周囲の状況・操作性 設置高さ 構造 表	設置場所							
		床面からの高さ m							
		示							
試 験 機 器	格納箱 周囲の状況 材質 表	設置場所							
		設置状況							
		周囲の状況							
性能試験装置の配管・バルブ類									
材質 鋼板製・合成樹脂製									
水量 l									
溢水用排水管 管の呼び									
排水管 管の呼び									
補給水管 管の呼び									
減水警報装置 フロートスイッチ・電極									
設置場所									
制御盤									
予備品等									
接地工事									

連結送水管

試験項目		種別・容量等の内容		結果
外 放 水 口 等	ホース	ホース(結合金具を含む。)		
	ノズル	ノズル		
ポンプ	ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量 l/min	
			定格全揚程 m	
電動機	電動機の仕様	製造者名	製造番号	種別
				型電動機
ポンプ・電動機	設置状況	型式	定格電圧 V	
				定格電流 A
配管	接地工事	製造番号	出力 kVA	
潤滑油	線	管の呼び	A	
配管・バルブ類	オリフィス等	流過口径 mm		
水温上昇装置	防止のための逃し配管	逃し配管の高さ m		
性能試験装置の配管・バルブ類	に設ける逃し配管	逃し装置の設定圧力 MPa		
呼水管	材質	鋼板製・合成樹脂製		
詰装	水量	l		
器具	溢水用排水管	管の呼び	A	
も	排水管	管の呼び	A	
装置	補給水管	管の呼び	A	
の	減水警報装置	フロートスイッチ・電極		
制御装置	設置場所			
の	制御盤			
接地工事	予備品等			
種別				

連結送水管

試験項目		種別・容量等の内容		結果
外 送 水 裝 置	ポンプ	圧力計・連成計	設置位置	
		直接操作部	性能	級
		遠隔操作部	設置場所等	
機能試験機	耐震装置	設置場所等		
		耐震装置	有無	
		耐震装置	専用・兼用	
試験機	配管機	配管	管	A
		材質		
		バルブ類		
試験機	耐震装置	吸水管		
		電源	水源	V
		非常用電源の種別	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池	
試験機	高架水槽	構造	量	L
		中間水槽	吸水障害防止装置	
		給水装置		
機能試験機	耐震装置	耐震装置		
		呼水管	減水警報装置動作状況	底面からの高さ cm
		作動試験	自動給水装置動作状況	
機能試験機	制御装置	呼水管からの水の補給状況		
		起動・停止操作時の状況		
		電源切替時の運転状況		
機能試験機	起動・停止装置	ポンプの起動状況等		
		起動表示の点灯状況		
		運転状況		
機能試験機	ポンプ試験	※締切り運転時の締切揚程	m	V
		状況		
		電圧		

試験項目		種別・容量等の内容		結果
機能試験機	ポンプ試験	※締切り運転時の状況	電流	A
		※定格負荷運転時の状況	定格揚程 m	
総合試験機	※水温上昇防止装置試験	逃し水量	l/min	
		※ポンプ性能試験装置試験	表示値の差	l/min
備考	加圧送水装置を用いない配管部分	試験圧力 MPa		
	加圧送水装置を用いる配管部分	試験圧力 MPa		
備考	送水圧力	MPa		
	放水圧力	MPa		
備考	放水量	l/min		
	自家発電設備			
備考	蓄電池設備			
	接地工事			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 選択肢のある欄は、該当するものを○印で閉むこと。
 3 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合している旨の表示が付されているもの又は設置前検査が行われたものにあっては、省略することができる。
 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 5 非常用電源及び配管についての試験結果報告書を添付すること。
 6 操作盤が設けられているものにあっては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第22

非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）試験結果報告書						
試験実施日 年 月 日						
試験実施者						
住所						
氏名 印						
用途	() 項	延べ面積	m ²	階数	地上 階 地階 階	
試験項目	種別・容量等の内容	結果				
設置場所等						
外観	11階以上	個				
設置数	地下街	個				
1の階層に設ける最大個数		個				
1の専用幹線に設ける最大個数		個				
専用幹線		本				
過電流遮断機	設置場所等					
種類	開閉器15A・配線用遮断器20A					
保護箱等	設置場所等	床面からの高さ	m			
非常用コンセントの差込み接続器						
接地						
電源	常用電源					
非常電源の種別	専用受電・自家発・蓄電池・燃料電池					
機器試験	表示灯					
端子電圧試験	最大	V				
最小	V					
備考						

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 結果の欄には、良否を記入すること。

4 非常用電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

5 操作盤が設けられているものにあっては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

共同住宅用スプリンクラー設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外観	*スプリンクラーヘッド	配置等	
	設置方法	配管への取付	
	取付方向		
	表示温度		
	構成・性能		
	機器	設置場所等	
	設置高さ	床面からの高さ m	
	構造		
	表	示	
	設置場所等		
*制御弁	*発信部(流体検知装置・圧力検知装置)	設置場所等	
	種別・口径		
	減圧警報		
	構造・性能		
	*音声警報装置	設置場所	
	受信部(表示装置)	設置場所	
	設置場所		
	構造		
	表	示	
	設置場所等		
自動警報装置	*発信部(流体検知装置・圧力検知装置)	設置場所等	
	種別・口径		
	減圧警報		
	構造・性能		
	*音声警報装置	設置場所	
	受信部(表示装置)	設置場所	
	設置場所		
	構造		
	表	示	
	設置場所等		
*試験弁	設置場所等		
	設置高さ	床面からの高さ m	
	表	示	
	構造		
	表	示	
	設置場所等		
	設置高さ	床面からの高さ m	
	表	示	
	結合金具		
	逆止弁等		
送水口	減圧措置	減圧補助水槽・別配管系統・減圧弁	
	表示器	設置場所	
	設置場所		
	設置高さ	床面からの高さ m	
	表	示	
	機器	結合金具	
	逆止弁等		
	減圧措置	減圧補助水槽・別配管系統・減圧弁	
	表示器	設置場所	
	設置場所		

共同住宅用スプリンクラー設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果	
機械加圧送水装置	呼水装置動作試験	減水警報装置作動状況	底面からの高さ cm	
	制御装置試験	呼水槽からの水の供給状況		
	起動装置試験	起動・停止操作時の状況等		
	電源切替時の運転状況			
	ポンプの起動状況等			
	起動表示の点灯状況			
	起動用水圧開閉装置の作動圧力	設定圧力 MPa	作動圧力 MPa	
	運動状況	運転状況		
	※締切り運転時の状況	締切過程	m	
	ポンプ試験	電圧	V	
試験装置	定格揚程	定格揚程	m	
	締切時圧力の状況	電圧	A	
	※締切時負荷運転時の状況	電圧	V	
	※水温上昇防止装置試験	送水量	l/min	
	※水温上昇防止装置試験	表示値の差	l/min	
	高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	最高位 MPa 最高位 MPa
	静水圧測定	給水装置作動状況	最下位 MPa 最下位 MPa	
	圧力水槽を用いるもの	作動試験	自動加圧装置作動状況	最高位 MPa 最高位 MPa
	静水圧測定	自動加圧装置作動状況	最下位 MPa 最下位 MPa	
	配管耐圧試験	試験圧力	MPa	
試験機	*制御弁閉止表示機能試験			
	*水流検知装置又は圧力検知装置・表示・警報等			
	相互連絡の状況			
	音声警報装置の鳴動状況			
	*起動動作性能等			
	*放水圧力(MPa)			
	*放水量(l/min)			
	自家発電設備			
	非常電源切替装置			
	蓄電池設備			
総合試験備考	燃料電池設備			
	総合操作盤が設けられているものにあっては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。			
	結果の欄には、良否を記入すること。			
	非常電源(内蔵型以外のもの)及び配管についての試験結果報告書を添付すること。			
	操作盤が設けられているものにあっては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。			
	結果の欄には、全良の場合には○、一部でも否の場合には×を記入し、放水圧力及び放水量の欄には測定値を記入の上○を記すこと。			

別記様式第32

共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書					
試験実施日 年 月 日					
試験実施者					
住所					
氏名 印					
用途	() 項	構造			
延べ面積	m ²	階数	地上 階 地階 階		
住戸数	全住戸数 戸	共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸数 戸			
加圧送水装置の種別		方式			
流水検知装置の方式	湿式 その他()				
種別					
スプリンクラーヘッド	設置個数				
試験項目	種別・容量等の内容	結果			
外観	水源の種類・構造				
	水量	m ³ (縦 m 横 m 有効深さ m)			
	吸水障害防止措置	有 無			
	給水装置				
	耐震措置	有 無			
	設置場所				
	ポンプの仕様	製造者名 定格吐出量 l/min 定格全揚程 m 型式 製造番号			
	電動機の仕様	種別 型電動機 定格電圧 V 型式 定格電流 A 製造番号 出力 kVA			
	設置状況				
	ポンプ・電動機	接地工事 種接地			
配管・バルブ類	配管・バルブ類				
水温上界防止のための逃し装置	オリフィス等 流通口径 mm ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置 逃し配管の高さ m 逃し装置の設定圧力 MPa				
性能試験装置の配管・バルブ類	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池				

共同住宅用スプリンクラー設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外観	スプリンクラーヘッド	制御弁	
	設置方法	自動警報装置	
	取付方向	減圧警報装置	
	表示温度	①設置場所等 ②表示温度 ③表示性能	
	構成・性能	①設置場所等 ②構成・性能	
	機器	設置場所	
	設置高さ	設置場所	
	構造	結合金具	
	表	逆止弁等	
	設置場所等		
*制御装置	構成	減圧措置	
	内容・積・落差	m ³ m	
	配管・バルブ類		
	水位計	計	
	種類・構造	第2種圧力容器・高圧ガス圧力容器	
	自動加圧装置	m ³ MPa	
	配管・バルブ類	有 無	
	水位計・圧力計		
	耐震措置	有 無	
	設置状況		
*圧力計・連成計	配管	配管	
	バルブ類		
	吸水装置		
	フート弁		
	防食措置	有 無	
	耐震措置	有 無	
	常用電源	源	
	非常電源の種類	V	
	非常用電源	専用受電・自家発電・蓄電池・燃料電池	
	性能試験装置の配管・バルブ類		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 結果の欄には全良の場合には○、一部でも否の場合には×を記入し、放水圧力及び放水量の欄には測定値を記入の上○を記すこと。

別記様式第33

共同住宅用自動火災報知設備

試験項目		種別・容量等の内容		結果
外 警或区域	警或区域の設定			
	設置場所等		設置場所	
			周囲の状況・操作性	
	設置状況			
	構造・性能			
	操作部		床面からの高さ m	
	予備品等			
	設置場所等			
	構造・性能			
	予備品等			
観 測 器	中继器		常用電源 A.C V	
	電源		非常電源の種別	
	非常電源専用受電設備		蓄電池設備	
	警戒状況・設置状況・構造・性能	差動式スポット型		
		定温式スポット型		
		補償式スポット型		
		熱アナログ式スポット型		
		光電式スポット型		
		光電アナログ式スポット型		
		イオン化式スポット型		
		イオン化アナログ式スポット型		
		炎感知器		
試 験 機 能 試 験	本音声警報装置		設置場所等	
	構造・性能			
	*戸外表示器		設置場所	
	構造・性能			
機 能 試 験	共通線試験			
	線 送り配 線試験	住棟受信機	試験回線 1	
			試験回線 2	
			試験回線 3	
			試験回線 4	
			試験回線 5	
		共同住宅用受信機		

別記様式第34

住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設

試験項目		種別・容量等の内容		結果
外 住 戸 用 自 動 火 災 報 知 設 備 共 同 住 宅 用 非 常 警 報 設 備	警或区域	警或区域の設定		
	*住戸用受信機	設置場所等	周囲の状況・操作性	
		設置状況	構造・性能	
		操作作業部	床面からの高さ	m
	中繼器	予備品等		
		設置場所等		
		構造・性能		
	電源	予備品等		
		常用電源	A.C.	V
		予備電源		
	*感知器 設置状況・構造・性能	差動式スボット型		
		定温式スボット型		
		補償式スボット型		
		光電式スボット型		
		イオン化式スボット型		
		炎感知器		
		設置場所等		
		構造・性能		
		設置場所等		
		構造・性能		
	*戸外表示器 操作部	設置場所		
		構造・性能		
		設置場所		
		構造・性能		
		設置場所		
		周囲の状況・操作性		
		設置状況		
		構造・性能		
		操作作業部	床面からの高さ	m
		予備品等		
試 験 設 備 非 常 警 報 設 備	電源	常用電源		V
		非常電源の種別	非常電源専用受電設備・蓄電池設備	
	起動装置	設置場所等		
		構造・性能		
		設置場所等		
	表示灯	構造・性能		
		設置場所等		
		構造・性能		
	音響装置	設置場所等		
		構造・性能		
		設置場所等		

共同住宅用自動火災報知設備

試験項目		種別・容量等の内容		結果
機能	火災表示試験	火災表示状況	_____	
		保持機能	_____	
		蓄積式の機能	_____	
	注意表示試験	注意表示状況	_____	
	設定表示温度試験	設定表示温度等	_____	
	回路導通試験	_____	_____	
	同時作動試験	常用電源使用時	_____	
		予備電源使用時	_____	
	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	_____	
		遠隔試験機能を有するもの	_____	
試験	予備電源試験	電源自動切替機能	_____	
		電圧	_____	V
	付属装置試験	相互接続状況	_____	
		音声警報装置試験品	_____	
	＊共同住宅用受信機	感知器作動警報	_____	
		火災警報	_____	
		蓄積式の機能	_____	
		自動試験機能を有するもの	_____	
		遠隔試験機能を有するもの	_____	
中继器	予備電源試験	電源自動切替機能	_____	
	設定表示温度試験	設定表示温度等	_____	
	回路導通試験	_____	_____	
	遠隔試験機能	_____	_____	
	予備電源試験	電源自動切替機能	_____	
*感知器作動試験	電圧	_____	_____	V
	音声警報装置	鳴動方式試験	_____	
	*	作動試験	_____	
*戸外表示器	作動試験	_____	_____	
	非常電源	電源自動切替	_____	
	非常電源試験	その他の(内蔵型以外のもの)	_____	
備考				

共同住宅用自動火災報知設

你可采用与上例相似的股价倍数，计算你应买入的股票的股价倍数。

你可因由數少從短暫集，故圖你亦因由數少從

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 選択欄のある欄は、該する事項を〇印で囲むこと。
3 結果欄には、良否を記入すること。
4 非常電報（内閣以外のも）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
5 総合操作権が譲受けているものにあっては、総合操作権についての試験結果報告書を添付すること。
6 ①印あるものに、②に住民投票権の行使番号、選区或区又は住戸等ごとに個数及び試験結果を記入すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 共用部分にあっては住棲受信機の表示番号、警戒区域ごとに、住戸等にあっては住戸等ごとに各種に掲げる設備等の個数を記すること。
 3 結果の欄には、住棲受信機の表示番号、警戒区域又は住戸等ごとに各種に掲げる設備等の試験結果が全て良の場合には○、一部でも不良である場合は×を記入すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本で標準規格A4(420×297mm)のこと。
2 計算結果の欄には、該当する事項を印字して記入すること。
3 結果の欄には、氏名を記入すること。
4 手書きで記入する場合は、該当する箇所に印字された結果報告書を添付すること。
5 採点基準が記されているものにあっては、操作実験についての試験結果報告書を添付すること。
6 ①のあらものは、④に警戒区域又は住戸等ごとに個数及び試験結果を記入すること。

平成十八年五月三十日 消防庁告示第二十六号

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部改正する件

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成十六年消防庁告示第九号)第二第一号及び第二号の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和五十年消防庁告示第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九号の次に次の三号を加える。

三十 共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準及び点検票 別表第三十及び別記様式第三十

三十一 共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票 別表第三十一及び別記様式第三十一

三十二 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準及び点検票 別表第三十二及び別記様式第三十二

別表第二十九の次に次の三表を加える。

別表第30 共同住宅用スプリンクラー設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽
変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量
規定量が確保されていること。

ウ 水状
著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計
変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る)
変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

ア 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

б 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

с 表示
適正であること。

д 電圧計及び電流計
変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

е 開閉器及びスイッチ類
変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

ф ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

г 繼電器
脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

и 表示灯
正常に点灯すること。

ж 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

з 接地
著しい腐食、断線等がないこと。

к 予備品等
予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置(起動用水圧開閉装置)

а 圧力スイッチ
変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

б 起動用圧力タンク
変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

c 機能
作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

а 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

б 回転軸

回転が円滑であること。

с 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

д 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

е 機能

正常であること。

(イ) ポンプ

а 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

б 回転軸

回転が円滑であること。

с 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

д グランド部

著しい漏水がないこと。

е 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

ф 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

а 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

б バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

с 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

д 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

е フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

и 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

а 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のもの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及び取り金具
脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 標識

制御弁及び試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 送水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近の障害となるものがないこと。

イ 外形

漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っておらず、かつ、ホース等が容易に着脱できること。

ウ 標識

適正に設けられていること。

(6) スプリンクラーヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のもの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感熱障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 散水分布障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(7) 制御弁

ア バルブ本体及び付属品

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

イ 標識

適正に設けられていること。

(8) 表示器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 作動表示灯

正常に点滅すること。

ウ 制御弁表示灯

正常に点滅すること。

エ 通電表示灯

正常に点灯していること。

(9) 自動警報装置

ア 発信部(流水検知装置又は圧力検知装置)

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

(イ) リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

(ウ) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、正常に作動すること。なお、圧力検知装置の場合にあっては、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

イ 受信部(表示装置)

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(ウ) 表示機能

適正であること。

(エ) 警報機能

適正であること。

ウ 音声警報装置

(ア) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態
脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 警報音
適正であること。

(エ) 鳴動方式
警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

(10) 耐震措置
アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、試験弁の開封操作等により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ポンプ方式

(ア) 起動性能等
a 加圧送水装置
正常に作動すること。

b 表示、警報等
適正に行われること。

c 電動機の運転電流
適正であること。

d 運転状況
運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

(イ) 放水圧力
試験弁において規定圧力範囲内であること。

別表第31 共同住宅用自動火災警報設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示
適正であること。

ウ 端子電圧(自動試験機能を有するものを除く。)
規定値以上であること。

エ 切替装置(自動試験機能を有するものを除く。)
常用電源を停止状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わること。

オ 充電装置(自動試験機能を有するものを除く。)
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続(自動試験機能を有するものを除く。)
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 住棟受信機及び中継器

ア 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形
変形、損傷等がないこと。

ウ 表示
適正であること。

エ 警戒区域の表示装置
汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電源表示灯
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

カ スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 繼電器(自動試験機能を有するものを除く。)
脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯
正常に点灯すること。

コ 通話装置
住棟受信機相互間の通話が明瞭に行えること。

サ 結線接続(自動試験機能を有するものを除く。)
断線、端子の緩み、脱落、損傷がないこと。

シ 接地
著しい腐食、断線等がないこと。

ス 付属装置
火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ 火災表示等(自動試験機能を有するものを除く。)
火災表示が適正であること。

ソ 注意表示(アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)
適正であること。

タ 回路導通(自動試験機能又は常時断線監視機能を有する共同住宅用自動火災報知設備を除く。)
試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等(アナログ式の共同住宅用自動火災移報設備に限る。)
感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 予備品等
予備品及び回路図等が備えてであること。

(3) 共同住宅用受信機

ア 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形
変形、損傷等がないこと。

ウ 表示
適正であること。

エ 電源表示灯
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

- オ スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
- カ 表示灯
正常に点灯すること。
- キ 付属装置
火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
- (4) 感知器
 - ア 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
 - イ 警戒状況
 - (ア) 未警戒部分
未警戒の部分がないこと。
 - (イ) 感知区域
設定が適正であること。
 - (ウ) 適応性
設置場所に適応する感知器が設けられていること。
 - (エ) 機能障害
機能障害となるものがないこと。
 - ウ 熱感知器
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。
 - エ 煙感知器
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。
 - オ 炎感知器
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。
- (5) 音声警報装置(補助音響装置を含む。)
 - ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - イ 取付状態
脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。
 - ウ 音声警報等
音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。
 - エ 鳴動方式
警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。
- (6) 蓄積機能(蓄積機能を有する共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)
 - ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。
 - イ アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であること。
- (7) 自動試験機能
 - 次の事項に係わる異常が記録装置に記録されていないこと。
 - ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)
 - イ 住棟受信機の火災表示
 - ウ 住棟受信機の注意表示(アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。)
 - エ 住棟受信機及び中継器の制御機能及び電路
 - オ 感知器回路及び音声警報装置回路
- (8) 戸外表示器
 - ア 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
 - イ 作動表示灯
正常に点滅すること。
 - ウ 通電表示灯
正常に点灯していること。
 - エ 音声警報装置の鳴動状況
音圧、音色及び音声が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

- (1) 同時作動試験
機能が正常であること。
- (2) 煙感知器の感度(自動試験機能を有するものを除く。)
感度が正常であること。
- (3) 音声警報装置(補助音響装置を含む。)の音圧
規定値以上であること。
- (4) 総合作動(自動試験機能を有するものを除く。)
非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示(アナログ式の共同住宅用自動報知設備に限る。)及び音声警報装置の鳴動が正常であること。

別表第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) 住戸用受信機及び中継器

ア 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形
変形、損傷等がないこと。

ウ 表示
適正であること。

エ 電源表示灯
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

オ スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ 表示灯
正常に点灯すること。

キ 付属装置
火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

(2) 感知器

ア 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況
未警戒の部分がないこと。

(ア) 未警戒部分
未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域
設定が適正であること。

(ウ) 適応性
設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害
機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

エ 煙感知器
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(3) 音声警報装置及び音響装置(補助音響装置を含む。)

ア 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態
脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

ウ 音声警報等
音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

エ 鳴動方式
警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

(4) 蓄積機能(蓄積機能を有する住戸用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。

(5) 戸外表示器

ア 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 作動表示灯
正常に点滅すること。

ウ 通電表示灯
正常に点灯していること。

エ 音声警報装置の鳴動状況
音圧、音色及び音声が正常であること。

オ 共同住宅用非常警報設備

(1) 非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 表示
適正であること。

ウ 端子電圧
規定値以上であること。

エ 切替装置
常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 非常ベル及び自動式サイレン

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形
変形、損傷等がないこと。

(ウ) 表示
適正であること。

(エ) 機能
押しボタン等を操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動すること。

イ 操作部及び複合装置

(ア) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示
適正であること。

(ウ) 電源表示灯
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

(エ) スイッチ類
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

(オ) ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(カ) 繼電器
脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯
正常に点灯すること。

(ク) 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ケ) 接地
著しい腐食、断線等がないこと。

(コ) 予備品等
予備品及び回路図等が備えてであること。

ウ 音響装置(ベル及びサイレン)

(ア) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態
脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音響警報等
音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動方式
鳴動方式どおりに鳴動すること。

エ 表示灯
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) 煙感知器の感度(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)感度が正常であること。

(2) 音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を含む。)の音圧規定値以上であること。

(3) 総合作動(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、音声警報装置及び音響装置の鳴動が正常であること。

共同住宅用非常警報設備

(1) 音響装置の音圧

規定値以上であること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置又は操作部を操作した場合に、火災表示並びに音響装置の鳴動が正常であること。

別記様式第二十を次のように改める。
(P70をご覧ください)

別記様式第二十一を次のように改める。
(P71をご覧ください)

別記様式第二十九の次に次の三様式を加える。
(P71~74をご覧ください)

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式第20 連 結 送 水 管 (共同住宅用連結送水管) 点 檢 票 (その1)					
名 称			防 火 管理者	㊞	
所 在			立会者	㊞	
点検種別	機 器・總 合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
点 檢 者	資 格 番 号		社 名	TEL	
	氏 名	㊞	所属会社	住 所	
点 檢 設 备 名	製 造 者 名 型 式 等	ポン ブ 型 式 等	製 造 者 名 型 式 等		
点 檢 項 目		点 檢 結 果		措 置 内 容	
		種 别・容 量 等 の 内 容	判 定	不 良 内 容	
機 器 点 檢					
送 水 口	周 囲 の 状 況				
本 体	外 形				
標 誌	機 器				
放 水 用 器 具 格 納 箱 等	周 围 の 状 況				
ホース・ノズル	外 形				
	機 能	ホース ノズル径 m × 本 数			
	ホースの耐圧性能				
放 水 口	周 围 の 状 況				
標 誌	外 形				
開 闭 分	機 器				
格	納 箱				
加 壓 送 水 装 置	周 围 の 状 況				
電 表	外 形				
動 機	機 能	V A			
の 開閉器・スイッチ類					
ヒ ュ ー ズ 類		A			
繼 電 器					
表 示 灯					
接 線 接 続					
予 備 品 等					

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第20 総 合 点 檢 連結送水管 (その3)								
加 壓 送 水 装 置								
電 動 機 の 運 転 電 流								
運 転 状 況								
備 考								
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第20 連 結 送 水 管 (共同住宅用連結送水管) (その2)					
直 接 操 作 部	周 围 の 状 況	外 形			
表 示 部	周 围 の 状 況	外 形			
機 能	周 围 の 状 況	外 形			
遠 縮 操 作 部	周 围 の 状 況	外 形			
電 動 軸 受 部	周 围 の 状 況	外 形			
送 水 機 機	周 围 の 状 況	外 形			
装 置	周 围 の 状 況	外 形			
ボ ン プ	周 围 の 状 況	外 形			
連 成 計・圧 力 計	周 围 の 状 況	外 形			
性 能	呼 水 槽	MPa Φ / min			
呼 水 槽	呼 水 槽	バ ル ブ			
自 動 給 水 装 置	自 動 給 水 装 置	バ ル ブ			
減 水 計 報 装 置	減 水 計 報 装 置	バ ル ブ			
中 間 水 槽	中 間 水 槽	外 形			
給 水 装 置	給 水 装 置	水 状			
水 槽 等	水 槽 等	位 計			
バ ル ブ	バ ル ブ	類			
配 管	管・管握手	外 形			
支 持 金 具・つり金 具	配 管 の 耐 圧 性 能				
バ ル ブ	支 持 金 具・つり金 具				
ろ過 装 置	バ ル ブ	類			
逃 し 配 管	ろ過 装 置				
耐 寒 指	逃 し 配 管	耐 寒 指			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第 21

非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）点検票

名 称				防 火 管 理 者	㊞			
所 在				立会者	㊞			
点検種別	機 器	点 檢 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日					
点 檢 者	資 格	番 号	点 檢 者 所属会社	社 名 TEL				
	氏 名	㊞		住 所				
点 檢 項 目		点 檢 結 果			措 置 内 容			
		種 別・容 量 等 の 内 容	判 定	不 良 内 容				
機 器 点 檢								
保 護 箱	周 围 の 状 況							
	外 形							
	表 示							
	表 示 灯							
さ し 込 接 続 器								
開 闭 器								
端 子 電 压 常用 V 非常 V								
相 回 転								
備 考								
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 個別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に印し、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当箇所に印を付すこと。
5 指定内欄には、点検の際掲示した内容を記入すること。

別記様式第30

共同住宅用スプリンクラー設備点検票				(その1)
名 称			防 火 管 理 者	回
所 在			立 会 者	回
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
点 検 者	資格 番号	社名 TEL		
	点 検 者			
点 検 設 備 名	氏名	所 属 会 社 住 所		
	④			
点 検 設 備 名	ポンプ	製造者名	電動機	製造者名
	型 式 等			型 式 等
点 検 項 目		点 検 結 果		措 置 内 容
		種別・容量等の内容	判 定	不 良 内 容
機 器 点 検				
水	貯 水 槽	種別		
	水 量	m ³		
	水 状			
	給 水 装 置			
	水 位 計			
	圧 力 計			
源 水 装 置	バ ル ブ ラ ン プ	類		
	周 围 の 状 況			
	電 動 機	外 形		
	の 制 御 方 式	表 示		
	の 制 御 方 式	電 圧 計 ・ 電 流 計	V A	
	の 制 御 方 式	開閉器、スイッチ類		
の 制 御 方 式	ヒ ュ ー ズ 類	A		
の 制 御 方 式	維 电 器			
の 制 御 方 式	表 示 灯			
の 制 御 方 式	結 線 接 続			
の 制 御 方 式	接 地			
の 制 御 方 式	予 備 品 等			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 種別等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正規の場合に印、不規の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当する項目に〇印を付すこと。
5 指定内容欄には、該当の選択肢記入した内容を記入すること。

四

別記様式第30 共同住宅用スプリンクラー設備(その2)

加 压 度	起 動 機 器	起 動 用 水 压 装 置	圧力スイッチ	設定圧力	MPa
			起動用圧力タンク	MPa	
電 気 モ ト ル	起 動 機 器	機	能	作動圧力	MPa
		外	形		
送 水 方 式	ポンプ	回転軸			
		軸受部			
送 水 方 式	ポンプ	軸継手			
		機能			
送 水 方 式	ポンプ	外形			
		回転軸			
送 水 方 式	ポンプ	軸受部			
		グランド部			
送 水 方 式	ポンプ	連成計・圧力計			
		性能	MPa	0/min	
送 水 方 式	ポンプ	呼排水槽		8	
		バルブ類			
送 水 方 式	ポンプ	自動給水装置			
		減水警報装置			
送 水 方 式	ポンプ	フート弁			
		性能試験装置			
高 圧 管 配	ポンプ	架水槽方式		MPa	
		圧力水槽方式		MPa	
高 圧 管 配	ポンプ	減圧のための措置			
		管・管継手			
高 圧 管 配	ポンプ	支持金具・つり金具			
		バルブ類			
高 圧 管 配	ポンプ	ろ過装置			
		逆し配管			
高 圧 管 配	ポンプ	標準			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4であること。
2 種別・容量の内欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は「印」、不正の場合は「X」を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に印を付けること。
5 沢原由衣内閣には、内閣の構成機関」に内閣を記入すること。

配樣式第 30

共同住宅用スプリンクラー設備(その3)

送水口	周囲の状況			
外	形			
標識				
※スプリングクラーハッド	外 感熱障害 散水分布障害 未警戒部分 適応性			
※制御弁	バルブ本体・付属品 標識			
※表示器	外形			
	作動表示灯			
	制御弁表示灯			
	遙電表示灯			
自効警報装置	※免荷部(流水検知装置・圧力検知装置)	バルブ本体等 リリーフ・チャイブ 圧力スイッチ	MPa 設定圧力 MPa	MPa 作動圧力 MPa
	受信部(表示装置)	周囲の状況		
		外形		
		表示機能		
	※音声警報装置	警報機能		
		外形		
		取付状態		
		警報音		
		鳴動方式		
耐震措置				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4すること。
2 特別、容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正確の場合は印(○)、不該の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択栏のある欄は、該当する項目に印(+)を付すこと。
5 置換内欄のあるものは、該当の置換した内容を記入すること。
6 箱中添付のあるものは、(左の5) 戸建、共用室又は理容室ごとの点検結果を記入すること。

附錄一第 20

共用住宅用スマートメーター設備(5/5)

宿管事項	<p>戸内の方々にについて、外戸上の項目について居住者の自立度をもって足りるものとすること。この場合において、次に挙げる事項は、居住者に対する知識底辯されている必要があること。</p> <p>ア 外戸上の点検を実施する義務 イ 外戸上に記載してある看板 ハ 犯罪を犯している場合の措置 ジ その他の宿管事項</p> <p>この用語の大字さは、日本工場規格A4とすること。</p> <p>2 判定欄：全二重の場合は印、一部では印を記入し、該当番号及び不良内容を記入すること。 3 不良箇所の箇所の記入についてには、備考欄に記入すること。</p>
備 考	
1	
2	
3	

別記様式第30・

共同住宅用スプリンクラー設備(その4)

総合点検							
共同住宅用 ボンブ インク ラーリー 設備備 考	起動性能等	加圧送水装置					
	表示・警報等						
	電動機の運転電流		A				
	運転状況						
	※放水圧力		MPa				
	減圧のための措置						
	高方式表示・警報等						
	※放水圧力		MPa				
	減圧のための措置						
機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 種別、容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合に印、不善の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択欄のある欄は、該当箇所に印を付すること。
- 5 措置内容欄には、点検の措置した内容を記入すること。

別記様式第31

共同住宅用自動火災報知設備点検票(その1)					
名称	防火管理者	立会者	立会者	立会者	立会者
所在	点検年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
点検種別	機器・総合	点検者番号	社名	TEL	
点検者	資格	点検者	所属会社	住所	
点検者	氏名	点検者	所属会社	住所	
点検設備名	住棟受信機	製造者名	共同住宅用受信機	製造者名	型式等
点検項目	点検結果			措置内容	
	種別・容量等の内容	判定	不良	内容	
機器点検					
予備電源・非常電源	外表	形			
内蔵型	表示	V			
※端子電圧	※切替装置				
※充電装置					
※結線接続					
住棟受信機	周囲の状況				
警戒区域の表示装置	外表	形			
電源表示灯	表示	V			
スイッチ類	スイッチ類	A			
※继電器	表示	灯			
通話装置	接続				
※結線接続					
接付端子	端子				
※火災表示等					
※注意表示					
※回路導通					
設定表示温度等					
予備品等					

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続状況欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 指定内容欄には、点検の際記載した内容を記入すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。
8 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第31 共同住宅用自動火災報知設備(その3)

総合点検								
同時作動試験								
※煙感知器の感度								
音警報装置(補助音警報装置を含む。)の音圧								
※総合作動								
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
定	加熱試験器							
機器	加煙試験器							
器	外部試験器							
感知器用感度試験器								
合計								

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続内容欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続内容欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第31

共同住宅用自動火災報知設備(その2)					
☆周囲の状況	外	形			
共同表	表示				
電源表示灯	スイッチ類				
受信機	表示	灯			
付属装置					
☆外	未警戒部分				
感状通応性	感知区域				
知機能障害	機能障害				
然感知器	煙感知器				
炎感知器					
☆音声警報装置(補助音警報装置を含む。)	外形				
付状態	V				
音声警報等					
鳴動方式					
※蓄積機能					
自備電源・非常電源	外表	形			
自動試験機の火災表示	表示	V			
住棟受信機の注意表示	スイッチ類	A			
住棟受信機・中継器の制御機能及び電路	表示	灯			
感知器回路・音声警報装置回路	付属装置				
☆外	未警戒部分				
感状通応性	感知区域				
知機能障害	機能障害				
然感知器	煙感知器				
炎感知器					

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 補助音警報等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続状況欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 指定内容欄には、自動試験機能を有するものにあっては記入すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。
8 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第32

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備点検票(その1)					
名称	防火管理者	立会者	立会者	立会者	立会者
所在	点検年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
点検種別	機器・総合	点検者番号	社名	TEL	
点検者	資格	点検者	所属会社	住所	
点検設備名	住戸用受信機	製造者名	型式等		
点検項目	点検結果			措置内容	
	種別・容量等の内容	判定	不良	内容	
機器点検(住戸用自動火災報知設備)					
☆周囲の状況	外	形			
住户用表	表示	V			
電源表示灯	スイッチ類				
表	表示	灯			
付属装置					
☆外	未警戒部分				
感状通応性	感知区域				
知機能障害	機能障害				
然感知器	煙感知器				
炎感知器					

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続内容欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備(その3)

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備(その3)								
音ルックアップ装置	外形							
取付状態								
音警報等								
鳴動方式								
表示								
総合点検(住戸用自動火災報知設備)								
※煙感知器の感度								
音警報装置・音警報装置(戸外表示器の音警報装置を含む。)の音圧								
※総合作動								
音警報装置の音圧								
総合作動								
備考								
開閉機器名	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
定	加熱試験器							
機器	加煙試験器							
器	外部試験器							
感	感知器用感度試験器							
合計								

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続内容欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第32

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備(その2)					
☆音声警報装置・音警報装置	外形				
取付状態					
音声警報等					
鳴動方式					
※蓄積機能					
外表	形				
作動表示灯					
通電表示灯					
音声警報装置の鳴動状況					
機器点検(共同住宅用非常警報設備)					
☆外	未警戒部分				
感状通応性	感知区域				
知機能障害	機能障害				
然感知器	煙感知器				
炎感知器					

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合に○印、不良の場合に×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 接続内容欄には、点検の際接続した内容を記入すること。
6 自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7 署名捺印の欄は、(その4)に住戸等ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備(その4)

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備(その4)					
音声警報装置・音警報装置	外	形			
定格式	表示	V			
音警報装置	スイッチ類	A			
音警報装置	表示	灯			
音警報装置	スイッチ類	ソケット型			
音警報装置	表示	灯			
音警報装置	スイッチ類	ソケット型			
音警報装置	表示	灯			
音警報装置	スイッチ類	ソケット型			
音警報装置	表示	灯			
音警報装置	スイッチ類	ソケット型			
音警報装置	表示	灯			

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十号)(傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
一 消防設備士にあっては、規則第三十三条の三各項の規定に基づき工事又は整備を行うことができる消防用設備等の種類のほか、次の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、同表下欄に掲げる消防用設備等の種類とする。		一 消防設備士にあっては、規則第三十三条の三各項の規定に基づき工事又は整備を行うことができる消防用設備等の種類のほか、次の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、同表下欄に掲げる消防用設備等の種類とする。	
消防設備士の種類及び指定区分		消防用設備等の種類	
第一類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士 又は第二類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士		動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水及び共同住宅用連結送水管	
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士 又は第七類の乙種消防設備士(次項に掲げる者を除く。)		非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	
第四類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士 又は第七類の乙種消防設備士のうち電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第三条に規定する電気工事士免状の交付を受けている者又は電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者		前項に掲げる消防用設備等の種類のほか誘導灯及び誘導標識	
第五類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士		金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具	
第六類の乙種消防設備士		簡易消火用具	
第一類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士又は第三類の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士		パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備	
第一類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士		共同住宅用スプリンクラー設備	
第四種の甲種消防設備士又は乙種消防設備士		共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備	
第四種の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士 又は第七類の乙種消防設備士		共同住宅用非常警報設備	

二 消防設備点検資格者にあっては、次の表の上欄に掲げる消防設備点検資格者の種類に応じ、同表下欄に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類とする。

消防設備点検資格者の種類	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	
特殊消防設備点検資格者	特殊消防用設備	
第一種消防設備点検資格者	消防用設備等	消防器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用連結送水管
第二種消防設備点検資格者	消防用設備等	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難設備、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用非常コンセント設備

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件(平成十六年消防庁告示第十四号)(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
第一 (略)	第一 (略)
第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。	第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げるものとする。
一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(五)までに掲げるもの	一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(五)までに掲げるもの
(一)パッケージ型消火設備	(一)パッケージ型消火設備
(二)パッケージ型自動消火設備	(二)パッケージ型自動消火設備
(三)共同住宅用スプリンクラー設備	(三)共同住宅用スプリンクラー設備
(四)共同住宅用自動火災報知設備	(四)共同住宅用自動火災報知設備
(五)住戸用自動火災報知設備	(五)住戸用自動火災報知設備
二 特殊消防用設備等 次の(一)から(三)までに掲げるもの	二 特殊消防用設備等 次の(一)から(三)までに掲げるもの
(一)ドデカフルオロニーメチルベンタノニオンを消火剤とする消火設備	(一)ドデカフルオロニーメチルベンタノニオンを消火剤とする消火設備
(二)加圧防煙設備	(二)加圧防煙設備
(三)火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備	(三)火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備
第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。	第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げるものとする。
一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(五)までに掲げるもの	一 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 次の(一)から(五)までに掲げるもの
(一)パッケージ型消火設備	(一)パッケージ型消火設備
(二)パッケージ型自動消火設備	(二)パッケージ型自動消火設備
(三)共同住宅用スプリンクラー設備	(三)共同住宅用スプリンクラー設備
(四)共同住宅用自動火災報知設備	(四)共同住宅用自動火災報知設備
(五)住戸用自動火災報知設備	(五)住戸用自動火災報知設備
二 特殊消防用設備等 次の(一)から(三)に掲げるもの	二 特殊消防用設備等 次の(一)から(三)に掲げるもの
(一)ドデカフルオロニーメチルベンタノニオンを消火剤とする消火設備	(一)ドデカフルオロニーメチルベンタノニオンを消火剤とする消火設備
(二)加圧防煙設備	(二)加圧防煙設備
(三)火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備	(三)火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備
二 パッケージ型自動消火設備	二 パッケージ型自動消火設備
第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げるものとする。	第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げるものとする。
一 パッケージ型消火設備	一 パッケージ型消火設備

二 消防設備点検資格者にあっては、次の表の上欄に掲げる消防設備点検資格者の種類に応じ、同表下欄に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類とする。

消防設備点検資格者の種類	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	
特殊消防設備点検資格者	特殊消防用設備	
第一種消防設備点検資格者	消防用設備等	消防器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備及び連結送水管
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用連結送水管
第二種消防設備点検資格者	消防用設備等	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、避難設備、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用非常コンセント設備

消防設備士が行うことのできる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十五号)(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
第一 (略)	第一 (略)
第二 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第三十三条の三第二項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。	第二 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第三十三条の三第二項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分
パッケージ型消火設備	第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の甲種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
第三 規則第三十三条の三第四項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。	第三 規則第三十三条の三第四項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分
パッケージ型消火設備	第一類、第二類又は第三類の乙種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類又は第三類の乙種消防設備士
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の乙種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士
消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件(平成元年消防庁告示第四号)(傍線部分は改正部分)	消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の三第四項の規定に基づき、消防用設備等の試験結果報告書の様式を次のとおり定める。 消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤の別に応じ次のとおりとする。
一～三十一 (略)	一～三十一 (略)
三十二 共同住宅用スプリンクラー設備試験結果報告書 別記様式第三十二	消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の三第四項の規定に基づき、消防用設備等の試験結果報告書の様式を次のとおり定める。
三十三 共同住宅用自動火災報知設備試験結果報告書 別記様式第三十三	消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤の別に応じ次のとおりとする。
三十四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備試験結果報告書 別記様式第三十四	
別記様式 (略)	別記様式 (略)

平成十八年七月三日 消防庁告示第三十二号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成十六年消防庁告示第九号)の一部を次のように改正する。

第三の表中「及び無線通信補助設備」を「無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備」に、「並びにパッケージ型自動消火設備」を「パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成十六年消防庁告示第九号)(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
第一・第二(略)	第一・第二(略)
第三 点検の期間	第三 点検の期間
点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表の中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあっては、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。	点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表の中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあっては、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。
消防用設備等の種類等	消防用設備等の種類等
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備
機器点検	機器点検
六月	六月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く。)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く。)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備並びにパッケージ型自動消火設備
総合点検	総合点検
一年	一年
配線	配線
総合点検	総合点検
一年	一年
第四(略)	第四(略)

平成18年11月30日 消防予第500号

消防用設備等に係る執務資料の送付について

標記の件について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考とされるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

凡 例

「法」	消防法 (昭和23年法律第186号)
「政令」	消防法施行令 (昭和36年政令第37号)
「規則」	消防法施行規則 (昭和36年自治区令第6号)
「40号省令」	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成17年総務省令第40号)
「188号通知」	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について (平成17年消防予第188号通知)
「位置・構造告示」	特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件 (平成17年消防庁告示第2号)
「構造類型告示」	特定共同住宅等の構造類型を定める件 (平成17年消防庁告示第3号)
「17号告示」	共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成18年消防庁告示第17号)
「18号告示」	共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成18年消防庁告示第18号)
「19号告示」	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成18年消防庁告示第19号)
「20号告示」	戸外表示器の基準を定める件 (平成18年消防庁告示第20号)

1 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」 (平成17年総務省令第40号) 関連

問1 電気室、受水槽室、ポンプ室、トランクルームは住戸等に該当するか。

答 お見込みのとおり。ただし、共用部分に設ける4平方メートル未満の独立した一住戸専用のトランクルームは住戸等に該当しない。

問2 キッズルーム、来客用宿泊室、カラオケルーム、シアタールームは、共用室に該当するか。

答 お見込みのとおり。

問3 エントランスホール内に設ける談話スペース等は、共用部分に該当するか。

答 室の形態を有さない場合は、お見込みのとおり。

問4 「消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置維持義務を課している消防設備等の代替設備等を用いる場合の留意事項について」(平成16年7月23日付け消防予第126号通知)において、付加条例により設置・維持義務を課している消防用設備等に代えて、消防長等が当該消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を認めるための根拠規定については、「①条例により令第29条の4に準じた包括的な規定を設ける方法」又は「②令第32条に準じた既定の条例規定を根拠条文」のいずれかによることが適当であることとされているが、付加条例により設置義務を課している消防用設備等に代えて用いる消防の用に供する設備等の技術基準は、40号省令等に準じたものとすることが適切であるか。

答 お見込みのとおり。

問5 40号省令第3条第1項及び第4条第1項において、「通常用いられる消防用設備等」に代えて用いることができる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が示されているが、「通常用いられる消防用設備等」の欄に掲げられていない消防用設備等は、令の技術基準に従って設置する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問6 地階を除く階数が11以上の二方向避難型特定共同住宅について、10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合には屋内消火栓設備の設置は必要ないと解してよいか。

答 40号省令及び17号告示に定める技術上の基準により住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、お見込みのとおり。

問7 40号省令第3条第2項第1号イにより、住戸、共用室及び管理人室には住宅用消火器を設置することとされているが、規則第6条に従い当該住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20メートル以下となるよう共用部分に消火器を設置した場合は、住宅用消火器の設置を免除してよいか。

答 差し支えない。

問8 40号省令第3条第3項第1号口に規定する「住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、どの範囲までをいうのか。

答 廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が20メートル以内の部分をいう。

問9 廚房には、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド、共同住宅用自動火災報知設備の感知器、住戸用自動火災報知設備の感知器の設置は必要か。

答 ヘッド又は感知器の設置が必要である。なお、厨房は居室の一部として取り扱われたい。

問10 40号省令第3条第3項第1号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除の要件の一つである内装制限について、「住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台等を除く。)の仕上げを準不燃材料とし、」と規定されているが、内装制限が必要となる室の範囲はどこか。

答 住戸、管理人室及び共用室のうち、居室及び収納室(納戸等で4m以上もののをいう。)は内装制限の対象となるが、便所、浴室、4平方メートル未満の収納室、廊下等については内装制限の対象とならないものとして取り扱われたい。

問11 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40号省令第3条第3項第2号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問12 40号省令第5条第2項において共同住宅用連結送水管の放水口及び共同住宅用非常コンセント設備は、特定共同住宅等の各部分から歩行距離50メートル以下となるように設置することとされているが、「特定共同住宅等の各部分」にはバルコニーを含むと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問13 11階以上の特定共同住宅等について、共同住宅用連結送水管の放水口を3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設置する場合、40号省令第5条第2項第1号ハの規定により令第29条第2項第4号ハの例によることとされる「放水用器具を格納した箱」の設置階は如何にすべきか。

答 11階以上の階に設置されたい。この場合、11階以上に設ける放水口は11階を起点とし、「放水用器具を格納した箱」と同一の階に設けることとされたい。

2 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」(平成17年8月12日消防予第188号) 関連

問14 メゾネット型住戸に「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の技術上の基準を適用する場合は、次のように取り扱ってよいか。

- (1) メゾネット型住戸の上階のみにスプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体にスプリンクラー設備を設置する必要がある。
- (2) メゾネット型住戸が存する階段室型特定共同住宅等に共同住宅用連結送水管の放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50メートル以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。

答 (1)及び(2)ともに、お見込みのとおり。

問15 令別表第一(5)項口の用途が存する(16)項に掲げる防火対象物について、令第8条に規定する区画により(5)項口に供する部分を区画した場合は、40号省令を適用できると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問16 188号通知第1第4号において「独立した用途に供される部分」は、住戸とみなして40号省令を適用しても差し支えない旨が示されているが、150平方メートル以内ごとの防火区画の構造はどのようにすべきか。

答 「独立した用途に供される部分」と住戸等及び共用部分を区画する床又は壁は、位置・構造告示第3第3号に規定する基準に適合する構造とする必要がある。

問17 188号通知第2第2号において、特定共同住宅等の住戸等の区画に用いる床又は壁は「堅牢かつ容易に変更できない構造を有すること。」とされているが、乾式壁の使用は認められるか。

答 次により適切な施工管理体制が整備されている場合は、お見込みのとおり。

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの(以下「乾式壁」という。)の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

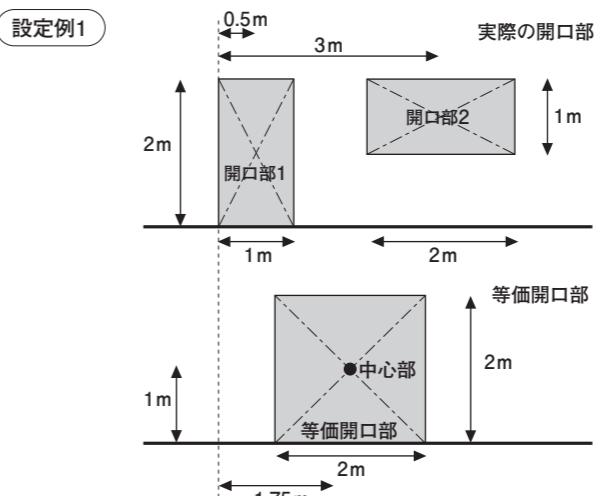
ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。
イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

問18 特定光庭の判定は、188号通知第2第5号～第8号に示す手順により行われるが、火災の発生するおそれがあるすべての住戸等について等価開口部を算定し、非出火想定住戸等のすべての開口部(火災住戸等より下部にある住戸等もすべて含む。)について受熱量を求める必要があるのか。

答 光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りるが、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行う必要がある。

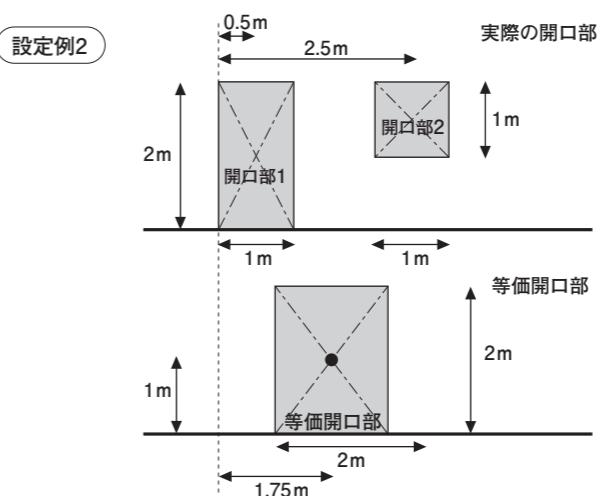
問19 「等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点」は、どのように設定するのか。

答 等価開口部の合成方法は、188号通知第2第5号(1)に示したとおりであるが、等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置である。なお、次に設定例を示すので参考されたい。



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ：2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計： 4m^2
- ③ 従って、幅は2m
- ④ 中心位置は面積重心：
左破線を基準として面積重心を求める
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 2.0 \times 3.0$ (開口部2)
 $= 4.0 \times L$ (等価開口部)
となることから左破線より右側に
 $L=1.75\text{m}$ (高さ1m) が中心点となる。



等価開口部の求め方

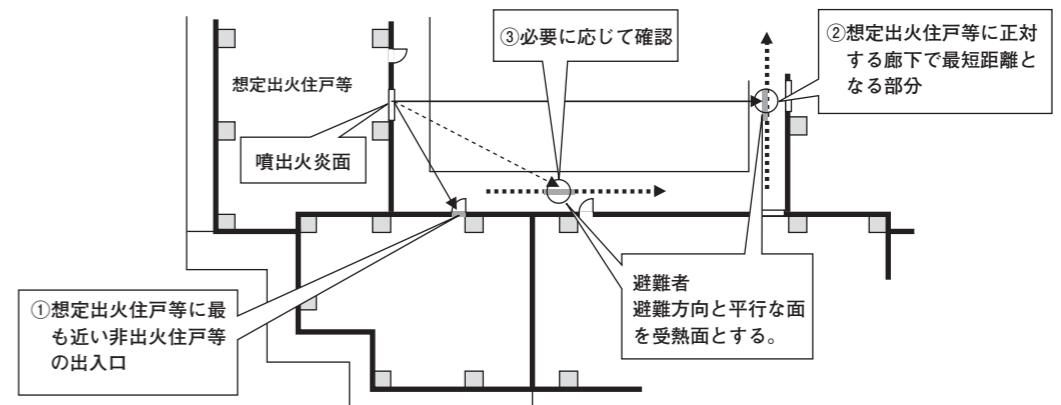
- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ：2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計： 3m^2
- ③ 従って、幅は1.5m
- ④ 中心位置は面積重心：
左破線を基準として面積重心を求める
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 1.0 \times 2.5$ (開口部2)
 $= 3.0 \times L$ (等価開口部)
となることから、左破線より右側に
 $L=1.17\text{m}$ (高さ1m) が中心点となる。

問20 避難光庭に面する廊下を経由して避難する者が受ける熱量の算定において、受熱面(避難者)と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、どのように求めたらよい。

答 188号通知第2第5号(1)～(3)の値は、想定出火住戸等を定めれば当該住戸等の開口条件から定められる。また同号(4)及び(5)から避難する者が受ける受熱量

$$q = 100 \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S \text{ であるが、}\pi \text{ 及び } S \text{ は一定なので } q = k \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{d^2} \text{ (} k \text{ は定数) となる。}$$

この場合のqの値は、等価開口部と避難するとの距離の他に、避難する者の受熱面に対する形態係数によって定まるため一概に言えないが、①想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分及び②想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部における受熱量を求める必要がある。なお、これらの部分における受熱量が3キロワット毎平方メートルに近い値となる場合は、③受熱量が大きくなると想定される廊下中央部の受熱量も求める必要がある。



問21 188号通知第2第7号図7において、Dは二つあるがどちらのDで光庭の高さを除するのか。

答 開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で算定されたい。
なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方のDにおいて計算を行われたい。

問22 188号通知第3第1号(1)②に示す「避難上支障のない幅員」とはどの程度か。
また、隔板に用いる材質は難燃材料としてよいか。

答 前段、60センチメートル以上とされたい。なお、車椅子を使用しての避難が想定される場合は80センチメートル以上とすることが望ましい。
後段、お見込みのとおり。なお、高さを80センチメートル以上とし、容易に破壊できるものとする必要がある。

問23 188号通知第3第2号(4)図22において廊下端部aが閉鎖されていない場合における廊下の開放性の検証はどうすればよいか。

答 188号通知第3第2号(5)により、廊下全体で煙の降下状況を確認し開放性の検証を行うこととされたい。

3 「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号) 関連

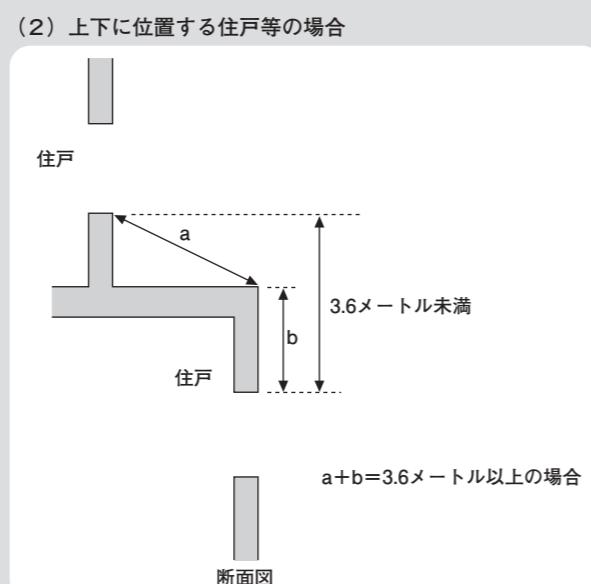
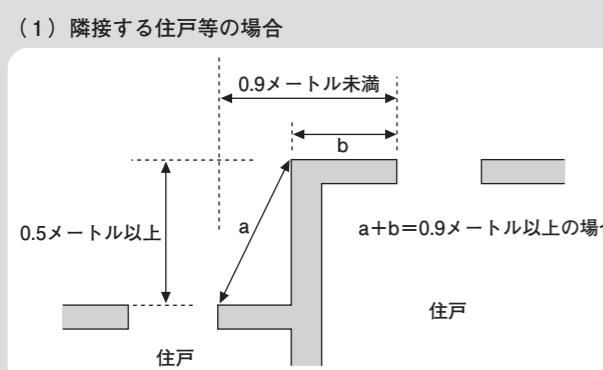
問24 位置・構造告示第3第2号により、共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは準不燃材料であることが求められているが、当該共用部分には外気に開放された廊下及び階段室等も含まれるか。

答 お見込みのとおり。

問25 パルコニー等に面する開口部の両端から側方50センチメートル以内となる範囲及び当該開口部の前面から50センチメートル以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、位置・構造告示第3第3号(2)の規定を満たしているといえるか。

答 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号)第8第5号の規定に適合するものにあっては、お見込みのとおり。

問26 位置・構造告示第3第3号(2)により、住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」と規定されているが、(1)及び(2)の場合は、これと同等とみなしてよいか。



答 (1)及び(2)ともにお見込みのとおり。

問27 位置・構造告示第3第3号(3)ハの規定により、二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の一の開口部の大きさは2平方メートル以下とされているが、開口部に常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室、受水槽室等の機械室は、一の開口部の面積を4平方メートル以下としてよいか。

答 差し支えない。

問28 位置・構造告示第3第3号(4)への「可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、具体的にどのような措置を講ずればよいか。

答 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するこがないように、断熱材による被覆等の措置を講ずることをいう。

問29 位置・構造告示第4第2号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられた開口部も含まれるか。

答 含まない。

4 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号) 関連

問30 廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることが可能か。

答 差し支えない。

問31 特定共同住宅等に存する全ての住戸、共用室及び管理人室について、二以上の異なった避難経路を確保しないと二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うことはできないか。

答 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除き、お見込みのとおり。

問32 メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室の場合、二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うためには、各階毎に二方向避難を確保する必要があるか。

答 お見込みのとおり。ただし、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができる。

問33 開放型特定共同住宅等と取り扱うためには、火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有することが必要か。

答 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分を除き、お見込みのとおり。

問34 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性を有すると認められたものを開放型特定共同住宅等として取り扱う必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問35 開放型特定共同住宅等に該当することの判定に当たって、住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性を検証する必要はないか。

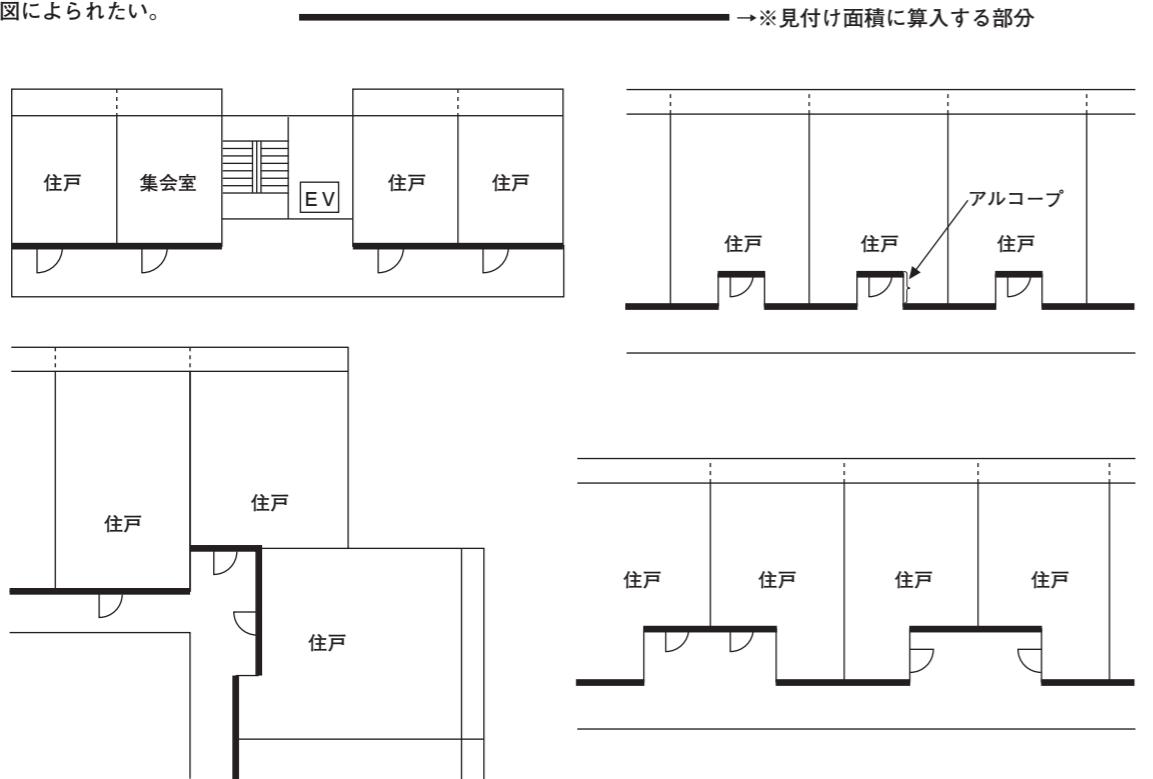
答 お見込みのとおり。

問36 構造類型告示第4第2号(3)において、直接外気に開放されていないエントランスホール等が避難階に存する場合の、当該エントラントスホール等に面する住戸等からの避難経路について規定されているが、住戸、共用室、管理人室、倉庫及び機械室のいずれもエントラントスホール等を経由しないで避難することができる経路を確保する必要があるか。

答 就寝又は入浴を伴う管理人室、住戸又は共用室が、直接外気に開放されていないエントラントスホール等に面している場合に限り、避難経路を確保する必要がある。

問37 構造類型告示第4第2号(4)の規定に基づき、開放型特定共同住宅等の判定を行うに当たり、廊下の見付面積として算入する部分を例示されたい。

答 次図によられたい。



問38 開放型特定共同住宅等の廊下の外気に面する部分に風雨等を遮るために防風スクリーン等を設けた場合、当該部分は開放計算上、開放部分とみなしてよいか。

答 防風スクリーン等を設けた部分は、開放部分とみなすことはできない。

5 「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」 (平成18年消防庁告示第17号) 関連

問39 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含した場合、屋内消火栓設備を設置しないことができるか。

答 お見込みのとおり。ただし、この場合、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示が必要である。

問40 17号告示第2第1号にスプリンクラーヘッドの設置方法が規定されているが、同一の居室内に2以上のスプリンクラーヘッドを設ける場合には、どのように設置すべきか。

答 スプリンクラーヘッド相互の設置間隔が3メートル以下とならないように設置すること。ただし、設置上3メートル以上離すことができない場合であって、当該ヘッドの製造者等の仕様書、取扱説明書等により、当該ヘッドの散水パターンを確認の上、隣接ヘッドが濡れない距離とするなどの措置が講じられている場合は、この限りでない。

問41 17号告示第2第3号において「共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、音声警報装置を設けないことができる。」とされているが、「共同住宅用自動火災報知設備の音声警報装置」は共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置の基準を満たすことが必要か。

答 お見込みのとおり。

問42 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、一の区域表示は各階ごとに行うものとした上で、一辺100メートル以下で1500平方メートル以下の区域としてよいか。

答 差し支えない。ただし、この場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示することが望ましい。

問43 17号告示第2第3号(4)口において共同住宅用スプリンクラー設備の表示装置の設置場所、また18号告示第3第6号(2)において共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機の設置場所の規定があるが、管理人室に常時人はいないが火災時に管理人室の出入口が自動的に開錠される等の所要の措置が講じられている場合又はスプリンクラーヘッドが開放した旨の表示や感知器から火災信号を受信した旨の表示を外部から確認するのに支障がない場所に設ける場合は、管理人室内に表示装置を設けてよい。

答 差し支えない。

問44 17号告示第2第3号(6)ニ(イ)並びに18号告示第3第9号(4)ロ(イ)a及び(ロ)aに、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の音声警報を発する区域として、階段室型特定共同住宅等についてはエレベーターの昇降路を含むことがあるとされているが、当該警報は、エレベーター籠内又はエレベーターの昇降路部分から水平距離8メートル以内に設置された音声警報装置によることとしてよいか。

答 お見込みのとおり。

問45 17号告示第2第3号(6)ヘにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置には、住戸、共用室又は管理人室ごとに当該装置の音声警報を停止できる機能を設けることができるとされているが、共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機に当該機能を設けた場合でも、17号告示第2第3号の規定により共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置に代えて共同住宅用受信機の音声警報装置を用いることができるか。

答 お見込みのとおり。

問46 17号告示第2第8号に非常電源の容量について規定されているが、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸が5未満の場合でも、5住戸分の容量の非常電源が必要か。

答 共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸等の数が5未満の場合は、当該住戸等分の容量の非常電源で足りるものである。

問47 規則第12条第1項第8号に規定する高層建築物、大規模建築物に該当する特定共同住宅等には、総合操作盤を設置することが必要か。

答 お見込みのとおり。ただし、特定共同住宅等のうち、監視・制御する設備が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」のみで、住棟受信機等に表示を並列するだけで監視・制御が行える場合は、令第32条を適用し総合操作盤を設置しないことができる。

6 「共同住宅用自動火災設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」

(平成18年消防庁告示第18号) 関連

問48 メーターBOX、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよいか。

答 差し支えない。

問49 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は、18号告示第3第2号(1)イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」に該当しないものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり。

問50 18号告示第3第2号(1)において、階段及び傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設けることとされているが、令第32条を適用し、熱感知器の設置を認めて差し支えないか。

答 認められない。階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設置する必要がある。

問51 18号告示第3第2号(3)において、「住戸、共用室及び管理人室」以外の部分に設ける感知器は、住棟受信機に接続することとされているが、倉庫、機械室等について、共同住宅用受信機を介して住棟受信機に接続してよいか。

答 共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合は、差し支えない。

問52 18号告示第3第3号において、外部試験器を接続することにより遠隔試験機能を有する中継器は、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けることとされているが、外部試験器の接続端子(中継器)の設置位置は、住戸等のメーターBOX内又は戸外表示器併設としてよいか。また接続端子を収納する外箱を難燃性としてよいか。

答 前段、後段とも差し支えない。

問53 18号告示第3第4号(2)において、共同住宅用自動火災報知設備の非常電源から共同住宅用受信機までの配線のうち、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」の配線は耐熱配線とするとできるとされているが、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」とは具体的にどのような部分を指すのか。

答 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターBOX、パイプシャフト等の部分をいう。

問54 18号告示第3第5号において、共同住宅用受信機は規則第24条第2号イの規定の例によることとされているが、感知器の作動した警戒区域を表示しなくても、火災表示により火災の発生した住戸等を特定することで足りることとしてよいか。

答 警戒区域を表示する機能を有しない共同住宅用受信機にあっては、お見込みのとおり。

問55 18号告示第3第5号(2)及び19号告示第3第5号(2)において共同住宅用受信機及び住戸用受信機は、床面積が150平方メートルを超える住戸等に設けないこととされているが、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150平方メートルを超える場合、どのようにすべきか。

答 補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機を設置することができる。

問56 18号告示第3第6号(3)において、同一敷地内に複数の特定共同住宅等があつても火災発生時に円滑な対応ができる場合は、棟ごとに住棟受信機を設けることを要しないとされているが「当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、具体的にどのような場合をいうのか。

答 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を構ずる体制が構築されている場合等をいう。

問57 交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式としては、内線規程(JEAC-8001-2005、日本電気協会)の引込装置付近の配線として、「電流制限器と引込装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合がある」とされていることから、下図による方式としてよいか。

図1(電流制限器がある場合)

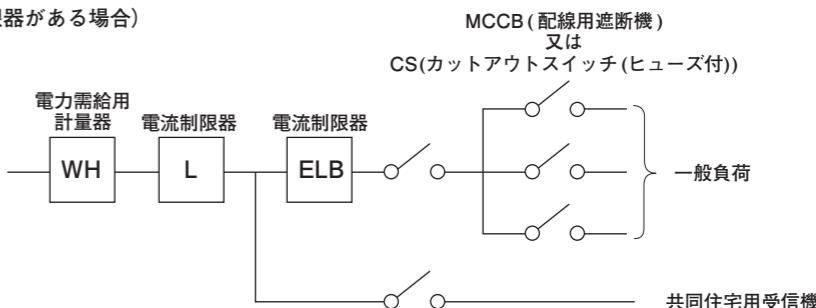
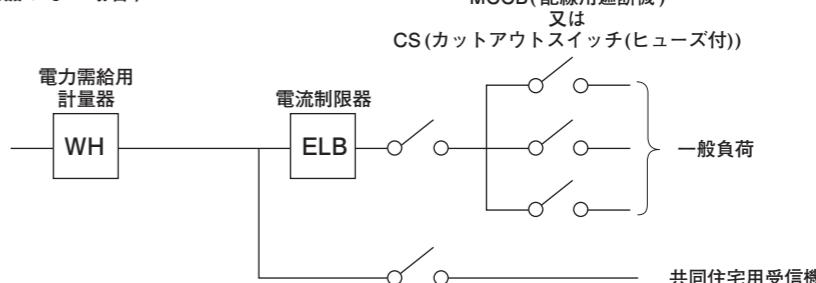


図2(電流制限器がない場合)



注：引込装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができるとされている。

答 差し支えない。なお、この方式は、交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断されても電源機能に支障を生じないことが目的で、未入居、長期の留守等により住戸等が未警戒となることを防止する上でも有効な配線方式であるが、電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から当該住戸に電気を供給できない場合にあっては、次の措置が講じられていることが必要となる。

- ①住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
- ②未入居等であることが、特定共同住宅等の管理をしている者等が周知していること。
- ③特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。

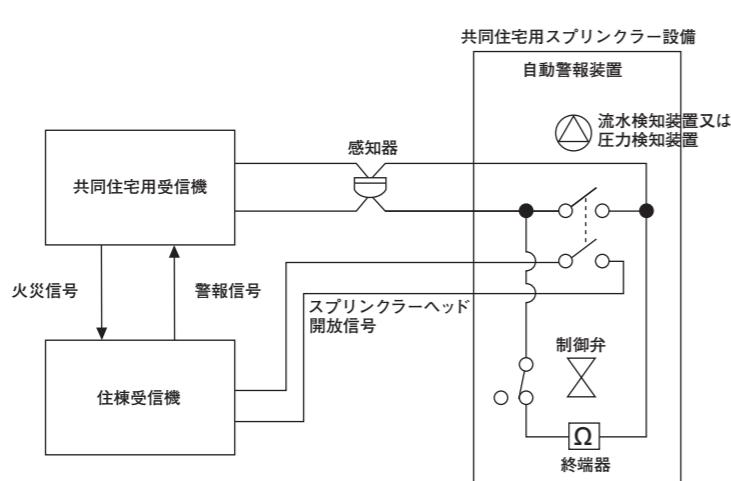
問58 18号告示第3第8号(2)において「共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる」とあるが、具体的にどのような措置をいうのか。

答 住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、18号告示第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合等をいう。

問59 18号告示第3第9号(3)ホに、音声警報装置の火災警報のメッセージの内容が規定されているが、「火災が発生した場所」は「この近所」とすることが可能か。また、出火住戸については、火災警報のメッセージから発生場所を省略することが可能か。

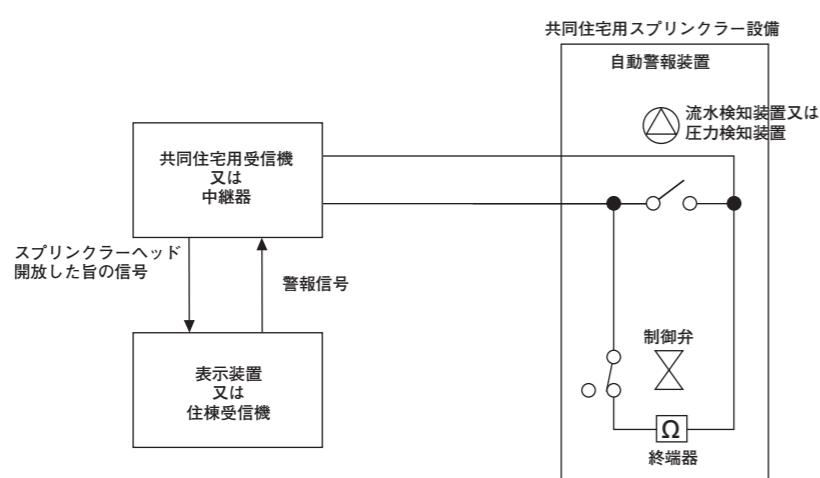
答 前段、特定共同住宅等の形態から、火災が発生した場所を容易に特定できる場合は差し支えない。
後段、差し支えない。

問60 共同住宅用スプリンクラー設備と共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される住戸、共用室又は管理人室において、下記のように共同住宅用受信機に接続させることは差し支えないか。



答 差し支えない。

問61 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができれば、下図のように接続してよいか。



答 差し支えない。

7 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第19号) 関連

問62 19号告示第3第2号(3)に、住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されない共用部分及び倉庫等に設ける感知器について、防災センター等又は管理人室等に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続してよいか。

答 差し支えない。

問63 19号告示第4第1号(4)及び第2号に、階段室型特定共同住宅等に設ける共同住宅用非常警報設備の音響装置及び起動装置の設置方法が規定されているが、傾斜地に存すること等により地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに音響装置及び起動装置を設けることとすべきか。

答 お見込みのとおり。

問64 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてよいか。

答 お見込みのとおり。

8 「戸外表示器の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第20号) 関連

問65 20号告示第2第13号の「作動表示灯」と第115号の「通電表示灯」を兼用することは認められるか。

答 原則として認められない。ただし、通電表示灯として赤色以外の色で点灯するとともに、作動表示灯として赤色の灯火が点滅する場合は兼用することができる。

9 その他

問66 「消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第22号)第2第2号(1)に規定する「ドデカフルオロニーメチルベンタン-3-オンを消火剤とする消火設備」とはどのような設備か。

答 ドデカフルオロニーメチルベンタン-3-オンを消火剤とする消火設備とは、ハロゲン化物消火設備に代えて用いる設備として法第17条第3項の規定に基づく総務大臣認定を受けた特殊消防用設備等である。
消火剤貯蔵容器に充てんされた消火剤を噴射ヘッドから放出するハロゲン化物消火設備に類似する設備で、燃焼連鎖反応の抑制等により消火するものであり、火災の拡大を抑制又は消火する性能を有する設備である。
オゾン層破壊係数が0であること、地球温暖化係数が小さいこと等環境特性が優れている点、消火剤放出後の水損がない点、消火剤自体の人体に対する安全性が高い点などの利点があり、消火実験等により消火性能が確認された無人の電算機室等には有効な消火設備である。設備の概要は次のとおり。

- ①放射された消火剤が防護区画の全域に、かつ、速やかに拡散できる性能を確保すること。
 - ・防護区画の開口部には、消火剤放出前に閉鎖できる自動閉鎖装置等が設けてあること。
 - ・防護区画の換気装置等の機器は、消火剤放出前に停止すること。
 - ・防護区画には、圧力上昇を防止するための措置がなされていること。
 - ・消火剤放出時に消火剤がガス化すること。
- ②貯蔵容器の充てん比は、0.7以上1.6以下であること。
- ③貯蔵容器には、特殊消防用設備等の一定の性能評価等を受けた容器弁及び安全装置を設けること。
- ④放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置を講じること。
 - ・排出ファンの換気能力は1時間あたり5回以上とすること。
- ⑤特殊消防用設備等の一定の性能評価等を受けた当該設備等の起動、停止等の制御を行う制御盤を設けること。

問67

「消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第22号)第2第2号(2)に規定する「加圧防煙設備」とはどのような設備か。

答

加圧防煙設備とは、排煙設備に代えて用いる設備として法第17条第3項の規定に基づく総務大臣認定を受けた特殊消防用設備等である。

耐火構造の床又は壁等で区画するとともに、開口部に特定防火設備である防火戸を設けた特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降口その他これらに類する場所を消防活動拠点とし、かつ、当該拠点に給気し加圧することにより、一定の耐熱性能と耐煙性能を確保するともに、火災室において排煙を行い、煙を制御することにより、火災時において消防隊が行う消防活動を支援する性能を有する設備である。

設備の概要是次のとおり。

①消防活動拠点は、通常の火災規模において内部に消防隊が滞在できること。

- ・温度上昇が10ケルビン以下であること。
- ・壁面、扉等の拠点側表面の温度が100°C以下であること。
- ・加圧することにより、煙の流入を防ぐこと。
- ・扉の開閉に要する力が120ニュートン以下であること。

②消防活動拠点は、水平距離50メートル以内で防火対象物の各部分を包含すること。

③消防活動拠点には、排煙設備の起動装置、連結送水管の放水口、防災センターとの通話装置等、消防活動に必要な設備を備えていること。

④消防活動拠点は、消防隊が退避する場合に延焼防止を図る空間として機能すること。

⑤排煙機は、高温の煙が発生する盛期火災においても性能を確保すること。

問68

「消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」(平成18年消防庁告示第22号)第2第2号(3)に規定する「火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備」とはどのような設備か。

答

火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備とは、自動火災報知設備に代えて用いる設備として法第17条第3項の規定に基づく総務大臣認定を受けた特殊消防用設備等である。

従来の自動火災報知設備の感知器による火災感知方法(煙濃度・熱検知)に加え、火災温度上昇速度を監視する機能により、従来の自動火災報知設備より早期に他の消防用設備等及び防火設備等を連動制御することで、避難誘導及び防火区画の形成を行い、より早く安全に避難させる性能を有する設備である。

設備の概要是次のとおり。

①設備の構成について

- ・検定に合格した受信機及び感知器を中心に構成される自動火災報知設備に、火災進展状況の判断及び警報発信機能を有する外部処理装置を付加したシステムであること。
- ・自動火災報知設備からの情報をもとに、外部処理装置のリアルタイム制御機能により火災の進展状況を予測するとともに、初期火災段階での温度上昇に応じて「フェイズ進展警報」を発し、避難安全性確保及び被害拡大防止の観点から、必要とされる他の消防用設備等及び防火設備等の連動制御を行うこと。

②フェイズ進展状況の判断機能について

- ・外部処理装置において感知器が設置されている室の条件に基づき、感知器単位でフェイズ進展基準時間を設定するとともに、データベース管理し、火災発生時には感知器の熱検知機能により、温度上昇に要する時間をモニタリングすること。モニタリングした温度上昇所要時間と感知器の設置環境ごとに設定した温度上昇所要時間の基準値を比較することで、火災の進展が設計段階での想定条件より早いと判断した場合には、フェイズ進展警報を発報すること。

③フェイズ進展警報による放送設備の連動制御について

- ・フェイズ進展警報は、通常の火災確定条件(感知器が火災信号レベルに達し、自動火災報知設備が作動する。)による連動制御とは独立した形で、放送設備の連動制御を行うため、通常の火災確定条件又はフェイズ進展警報のいずれか早い信号をきっかけとして放送設備による火災放送鳴動を行えること。

平成19年3月27日 消防予第114号

**特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令
(平成17年総務省令第40号)等に係る執務資料の送付について**

標記の件について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考とされるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されるようお願いします。

問1

消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(5)項口に掲げる防火対象物のうち自動火災報知設備の設置を要しないものについて、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)を適用する場合は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置する必要がないと解してよいか。

答

お見込みのとおり。なお、他の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等についても同様に取り扱われたい。

問2

「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)第4、2(4)口の規定は、廊下の端部以外の部分にも適用してよいか。

答

差し支えない。

問3

廊下の一部に外気に面しない部分が存する場合における開放性の判断において、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)第4、2(4)イ(イ)dに規定する「風雨等を遮るために壁等を設ける場合」に準じて取り扱ってよいか。

答

差し支えない。

問4

特定共同住宅等の11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階に補助散水栓を設置する場合、その水源水量は4立方メートル以上、また、加圧送水装置のポンプの吐出量は240リットル毎分以上としてよいか。

答

お見込みのとおり。

問5

ガス漏れ検知器を接続している共同住宅用受信機又は住戸用受信機について、ガス漏れ検知器の電源は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介して、取ることとしてよいか。

答

差し支えない。

問6

「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第19号)第4、1(2)において、共同住宅用非常警報設備の音声装置は一の起動装置の操作により一斉に鳴動させることとされているが、階段室型特定共同住宅等の場合には、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいか。

答

差し支えない。なお、共同住宅用非常警報設備の設置が必要な部分に対し、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に従い自動火災報知設備を設置する場合も同様である。

平成19年9月3日 消防予第317号

消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)

標記の件について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考とされるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

凡 例

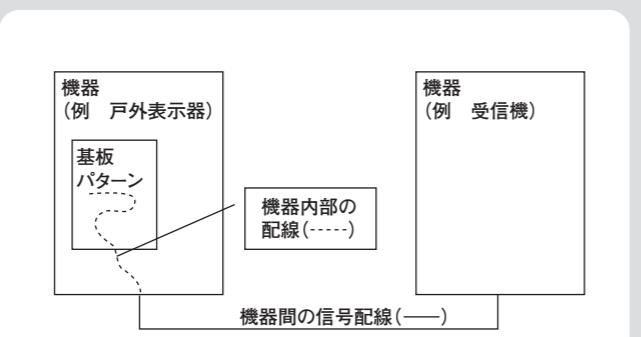
「18号告示」	共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成18年消防庁告示第18号)
「19号告示」	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成18年消防庁告示第19号)

1 「18号告示」 関係

問1 共同住宅用受信機又は住棟受信機の主音響装置が、18号告示第3、九(三)に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問2 18号告示第3、四(三)に規定する信号回路の配線とは、機器の接続端子までの配線をいい、機器内の配線及び基板パターンは、含まれないと解してよいか。



答 お見込みのとおり。なお、この導通試験とは別に、機器内の配線及び基板パターンについても、当該機器としての導通を確認することが必要となることを念のため申し添える。

問3 住戸、共用室又は管理人室以外の部分(直接外気に開放された共用部分を除く。)の音声警報装置に代えて、共同住宅用自動火災報知設備と連動した政令第24条に基づく非常警報設備の放送設備を使用することは可能か。

答 差し支えない。

2 「19号告示」 関係

問4 住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3、七(三)に適合するものである場合、当該住戸に設ける音声警報装置に該当するものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問5 共同住宅用非常警報設備の起動装置による音響装置の鳴動方式について、円滑な避難誘導等を図る観点から、廊下型共同住宅等の場合は出火階及びその直上階を鳴動させる区分鳴動とし、階段室型共同住宅等の場合は当該階段室ごとの区分鳴動とすることとしてよいか。

答 19号告示第4、一(二)の規定に基づき一斉鳴動もできる措置が講じられている場合は、お見込みのとおり。

平成22年2月5日 消防予第59号

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について(通知)

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号。以下「7号省令」という。)、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第8号。以下「8号省令」という。)及び消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示(平成22年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)が、平成22年2月5日に公布されました。

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する場合が増加していますが、この場合に防火対象物全体として消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(16)項に該当するため、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となることから、福祉施設の新設時において入居を拒否される、あるいは、既存のものにあっても退去を求められるといった事態が懸念されているところです。今回の省令の制定及び改正は、これに対応するため、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他的一般住戸とほぼ同様の形状の福祉施設については、一定の構造要件を満たした場合に、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を一部要しないこと等により、消防用設備等の設置基準を合理化するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

記

第一 7号省令に係る事項

- 複合型居住施設及び複合型居住施設用自動火災報知設備の定義を定めたこと(7号省令第2条関係)。
- 複合型居住施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、複合型居住施設用自動火災報知設備としたこと(7号省令第3条第1項関係)。
- 複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、令第21条第2項及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第23条から第24条の2までの規定の例によることとしたこと。ただし、別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満の複合型居住施設にあっては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第3条第2項及び第3項の例により設置することができることとしたこと(7号省令第3条第2項関係)。

- 次の(1)から(5)のいずれにも適合するときに限り、福祉施設等及び令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない(7号省令第3条第3項関係)。

- 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したも。のであること。
- 福祉施設等の壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料であること。

- 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- (3)の開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次のア及びイに定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
- ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
- イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
- 福社施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福社施設等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

第二 8号省令に係る事項

- 規則の一部改正に関する事項
 - スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等として、別表第一(16)項に掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福社ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホーム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階を規定したこと(8号省令による改正後の規則(以下「改正規則」という。)第13条第1項関係)。
 - ア 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
 - イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料であること。
 - ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
 - エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次のア及びイに定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア)随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 (イ)居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であること。
 (2)誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分として、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホーム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも100平方メートル以下であるものに限る。)を加えたこと(8号省令による改正後の特定共同住宅等省令(以下「改正特定共同住宅等省令」という。)第2条第1号関係)。

ア 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段を区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(ア)及び(イ)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア)随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ)居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(3) その他に関する改正事項

ア 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物については、11階以上の防火対象物は含まれないことから、規則第12条の2第2号ホの「十一階以上の階にあっては百平方メートル以下」の部分を削除したこと(改正規則第12条の2関係)。

イ 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物における開放型スプリンクラーヘッド及び標準型ヘッドの水平距離については、令第12条第2項第2号ハにおいて規則に委任されていることから、当該事項について規定したこと(改正規則

第13条の5第2項関係)。

2 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)の一部改正

(1) 特定共同住宅等の定義に、令別表第一表(16)項イに掲げる防火対象物(同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)並びに共同生活介護及び共同生活援助を行う施設(障害者ケアホーム・グループホーム)に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも100平方メートル以下であるものに限る。)を加えたこと(8号省令による改正後の特定共同住宅等省令(以下「改正特定共同住宅等省令」という。)第2条第1号関係)。

(2) 福祉施設等の定義を加えたこと(改正特定共同住宅等省令第2条第1号の2関係)。

(3) 住戸等の定義に、各独立部分で令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを加えたこと(改正特定共同住宅等省令第2条第2号関係)。

(4) 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等としたこと(改正特定共同住宅等省令第3条第2項関係)。

イ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。

エ ウの開口部には、防火設備である防火戸(3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段を区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次の(ア)及び(イ)に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(ア)随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(イ)居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

オ 令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(3) その他に関する改正事項

ア 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物については、11階以上の防火対象物は含まれないことから、規則第12条の2第2号ホの「十一階以上の階にあっては百平方メートル以下」の部分を削除したこと(改正規則第12条の2関係)。

イ 令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物における開放型スプリンクラーヘッド及び標準型ヘッドの水平距離については、令第12条第2項第2号ハにおいて規則に委任されていることから、当該事項について規定したこと(改正規則

	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

(5) 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備及び戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けることとしたこと(改正特定共同住宅等省令第3条第3項関係)。

(6) 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の左欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表右欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等としたこと(改正特定共同住宅等省令第4条第2項関係)。

特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数	
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常報知設備 共同住宅用自動火災報知設備及 び共同住宅用非常警報器具
	地階を除く階数が10以下のもの	共同住宅用自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動火災報知設備及 び共同住宅用非常警報器具
	地階を除く階数が10以下のもの	共同住宅用自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常報知設備 共同住宅用自動火災報知設備及 び共同住宅用非常警報器具
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常報知設備 共同住宅用自動火災報知設備及 び共同住宅用非常警報器具
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常報知設備 共同住宅用自動火災報知設備及 び共同住宅用非常警報器具

第三 2号告示に関する事項

特定共同住宅等省令の改正に伴い、以下の告示の引用箇所を改めたこと。

- 1 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第17号)
- 2 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第18号)
- 3 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年消防庁告示第19号)

第四 施行期日

7号省令、8号省令及び2号告示は、公布の日から施行することとしたこと。

平成二十二年二月五日 消防庁告示第二号

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第八号)の施行に伴い、並びに特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第三条第二項第二号チ、同項第三号イただし書及びヘに並びに同項第四号ホの規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

(共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

第一条 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十七号)の一部を次のように改正する。

第一中「**第三条第二項第二号チ**」を「**第三条第三項第二号チ**」に改める。

(共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正)

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示案新旧対照表

○共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十七号)(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第一 趣旨 この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第三項第二号チに規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。	第一 趣旨 この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第二項第二号チに規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

○共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十八号)(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第一 趣旨 この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第三項第三号イただし書及びトに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。	第一 趣旨 この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第二項第三号イただし書及びトに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第三 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第三条第三項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

(一)～(三) (略)

二～十一 (略)

○住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成十八年消防庁告示第十九号)
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第一 趣旨 この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第三項第四号ヘに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。	第一 趣旨 この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。)第三条第二項第四号ホに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準
住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。
一 省令第三条第三項第四号口においてその例によることとされる省令第三条第三項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。
(一)～(三) (略)
二～九 (略)

第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準
住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。
一 省令第三条第二項第四号口においてその例によることとされる省令第三条第二項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。
(一)～(三) (略)
二～九 (略)

平成二十二年二月五日 総務省令第七号

複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十九条の四第一項の規定に基づき、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定めます。

(趣旨)

第一条 この省令は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第二十九条の四第一項の規定に基づき、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(同項に規定するものをいう。第三条第一項において同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 複合型居住施設令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル未満で、かつ、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存しないもの(令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物及び消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四項第七号ヘに規定する特定一階段等防火対象物を除く。)をいう。

二 複合型居住施設用自動火災報知設備 複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感じ、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる複合型居住施設用自動火災報知設備)

第三条 複合型居住施設において、令第二十一条第一項及び第二項の規定により設置し、及び維持しなければならない自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、複合型居住施設用自動火災報知設備とする。

2 前項に定める複合型居住施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、令第二十一条第二項及び規則第二十三条から第二十四条の二までの規定の例による。ただし、令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「福祉施設等」という。)の床面積の合計が三百平方メートル未満の複合型居住施設にあっては、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第百五十六号)第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第三条第二項及び第三項の例により設置することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも適合するときに限り、福祉施設等及び令第二十一条第一項第十一号から第十四号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない場合は、この限りではない。

一 福祉施設等の居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室をいう。)を、準耐火構造(同表第七号の二に規定する準耐火構造をいう。)の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造(同表第七号に規定する耐火構造をいう。)の壁及び床)で区画したものであること。

二 福祉施設等の壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)

の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。)で、その他の部分にあっては難燃材料(同表第六号に規定する難燃材料をいう。)としたものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

四 前号の開口部には、防火設備(建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備をいう。)である防火戸(三階以上の階に存する場合にあっては、建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

五 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

平成二十二年二月五日 総務省令第八号

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十二条第一項第一号、第三号及び第九号並びに同条第二項第二号ハ、第二十六条第一項ただし書並びに第二十九条の四第一項の規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二号ホ中「防火対象物の十階以下の階にあつては」及び「十一階以上の階にあつては百平方メートル以下」を削る。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。

一 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

四 前号の開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

第十三条の二第二項中「以上であるもの」の下に「(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)」を加える。

第十三条の五第二項中「前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドは第十三条の三第二項(第一号を除く。)の例

により、標準型ヘッドは第十三条の二第四項第一号の例により、放水型ヘッド等」を「令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドにあつては第十三条の三第二項(第一号を除く。)の例により、開放型スプリンクラーヘッドにあつては第一号に定めるところにより、標準型ヘッドにあつては第十三条の二第四項第一号の例によるほか第二号に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつて」に改め、同項に次の二号を加える。

一 開放型スプリンクラーヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように設けること。

二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては二・一メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の式により求めた距離)以下、耐火建築物にあつては二・三メートル(高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離)以下となるように、それぞれ設けること。

第二十八条の二第一項に次の二号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

第二十八条の二第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対

象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有效地に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「防火対象物」の下に「及び同表(十六)項イに掲げる防火対象物(同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることがあるものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。)」を加え、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であって、令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるもののをいう。

第二条第二号中「及び寄宿舎の寝室」を「、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるもの」に改める。

第三条第一項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において」に改め、同条第三項第一号中「の部

分に限る」を「の部分に限り、福祉施設等を除く」に、「規則第十三条第一項第一号口」を「規則第十三条第二項第一号口」に、「規則第十三条第一項第一号ハ」を「規則第十三条第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「管理人室」の下に「(福祉施設等にあるものを除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第三号中「イからホまで」を「イからトまで」に改め、同号ヘ中「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)(以下「関係者等」という。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

第三条第二項第四号中「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数	
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 報警設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 報警設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 報警設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備

その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備

第四条第一項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において」に改め、同条第四項中「管理人室」の下に「(福祉施設等にあるものを除く。)」を加え、「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第二項第三号又は第四号」を「前条第三項第三号又は第四号」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「前条第二項第三号及び第四号」を「前条第三項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数	
二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 共同住宅用自動火災報知設備 又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 報警設備
	地階を除く階数が6以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備 共同住宅用自動火災報知設備 報警設備

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)

**消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する
消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表(第一条関係)**

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画)	(スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画)
第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。	第十二条の二 令第十二条第一項第一号及び第九号の総務省令で定める構造は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、次の各号に定めるところにより、当該防火対象物又はその部分に設置される区画を有するものとする。
一 (略)	一 (略)
二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。	二 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が千平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
イ～ニ (略)	イ～ニ (略)
ホ 区画された部分すべての床の面積が _____二百平方メートル以下 _____であること。	ホ 区画された部分すべての床の面積が、 <u>防火対象物の十階以下の階にあつては二百平方メートル以下、十一階以上の階にあつては百平方メートル以下</u> であること。
(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)	(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。	第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階とする。
一 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。	一 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。	二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。	三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。
四 前号の開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。	四 前号の開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。 ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。	イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。 ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。	ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。
2 令第十二条第一項第三号、第四号及び第十号から第十二号までの総務省令で定める部分は、主要構造部を耐火構造とした防火対象物(令別表第一(二)項、(四)項及び(五)項口に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項に掲げる防火対象物で同表(二)項、(四)項又は(五)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)の部分で、次に掲げるものとする。	二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
一・二 (略)	イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。 ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

改正案	現行
3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。	2 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。
一～十二 (略)	一～十二 (略)
(標準型ヘッド等)	(標準型ヘッド等)
第十三条の二 (略)	第十三条の二 (略)
2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの(第十三条の五第二項において「高感度型ヘッド」という。)とする。	2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるスプリンクラーヘッドとして総務省令で定めるものは、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドで感度種別が一種であり、かつ、有効散水半径が二・六以上であるもの_____とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)	(ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等)
第十三条の五 (略)	第十三条の五 (略)
2 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドにあつては第十三条の三第二項(第一号を除く。)の例により、開放型スプリンクラーヘッドにあつては第一号に定めるところにより、標準型ヘッドにあつては第十三条の二第四項第一号の例によるほか第二号に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の例により、それぞれ設けなければならない。	2 前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドは第十三条の三第二項(第一号を除く。)の例により、標準型ヘッドは第十三条の二第四項第一号の例により、放水型ヘッド等_____は前条第三項の例により、それぞれ設けなければならない。
一 開放型スプリンクラーヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように設けること。	一 開放型スプリンクラーヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように設けること。
二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては二・一メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の式により求めた距離)以下、耐火建築物にあつては二・三メートル(高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離)以下となるように、それぞれ設けること。	二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては二・一メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の式により求めた距離)以下、耐火建築物にあつては二・三メートル(高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離)以下となるように、それぞれ設けること。
3～9 (略)	3～9 (略)
(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)	(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)
第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。	第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。
一～三 (略)	一～三 (略)
四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)	四 前三号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。)
イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。	イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。	ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。	ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。
二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。	二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。	イ 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。	ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

改正案	現行
ホ 令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気につながり、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。	
2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。 一～二 (略)	2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。 一～二 (略)
三 前二号に掲げるもののほか、令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び十一階以上の階の部分を除く。) イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。 ロ 壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。 ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。 二 ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段を区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気につながっている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。 (イ) 隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。 (ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。 ホ 令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気につながり、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。	三 令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているもの
3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。 一～三 (略)	3 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行	
(用語の意義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。 一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物及び同表(十六)項口に掲げる防火対象物(同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行つ施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれがないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であつて、令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。 三 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。 三～十八 (略)	(用語の意義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。 一 特定共同住宅等 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物及び同表(十六)項口に掲げる防火対象物(同表(五)項口並びに(六)項口及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行つ施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十項若しくは第十六項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(六)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができるものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも百平方メートル以下であるものに限る。)であつて、火災の発生又は延焼のおそれがないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。 二 住戸等 特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室及び寄宿舎の寝室を含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室をいう。 三～十八 (略)	
(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準) 第三条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 (次の表略)	(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準) 第三条 特定共同住宅等において、火災の拡大を初期に抑制する性能(以下「初期拡大抑制性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 (次の表略)	
特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数	
二方向避難型 特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用 自動火災報知設備 又は住戸用 自動火災報知設備 及び共同住宅用 非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用自動 火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 (十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 共同住宅用 スプリンクラー設備 共同住宅用 自動火災報知設備

改正案				現行
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備 又は住戸用 自動火災報知設備 及び共同住宅用 非常警報設備	
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 (十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 スプリンクラー設備 共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備 又は住戸用 自動火災報知設備 及び共同住宅用 非常警報設備	
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 (十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 スプリンクラー設備 共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 (十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 スプリンクラー設備 共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 (十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 スプリンクラー設備 共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備	
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 自動火災報知設備	
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 (十一階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用 スプリンクラー設備 共同住宅用 自動火災報知設備	

③ 前二項に規定するものほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからトまでに定めるところによること。

イ～ホ (略)

△ 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)(以下「関係者等」という。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ト イからヘまでに規定するものほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ～ハ (略)

△ 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

ホ (略)

△ イからニまでに規定するものほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

五 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 二方向避難・開放型特定共同住宅等(十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。)又は開放型特定共同住宅等(十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。)において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分

2 前項に規定するものほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ～ホ (略)

△ イからホまでに規定するものほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

四 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ～ハ (略)

△ イからニまでに規定するものほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものであること。

五 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 二方向避難・開放型特定共同住宅等(十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。)又は開放型特定共同住宅等(十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。)において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分

改正案				現行																					
				(回り縁、窓台等を除く。)の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共に室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設けられる開口部(規則第十三条第二項第一号口の基準に適合するものに限る。)に、特定防火設備である防火戸(規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。)が設けられているとき。 共同住宅用スプリンクラー設備																					
				二 住戸、共用室及び管理人室(福祉施設等にあるものを除く。)に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)。 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備																					
				(必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準) 第四条 特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において、火災時に安全に避難することを支援する性能(以下「避難安全支援性能」という。)を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 (次の表略)																					
				2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。 (次の表略)																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定共同住宅等の種類</th> <th>通常用いられる消防用設備等</th> <th>必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造類型</td> <td>階数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二方向避難型 特定共同住宅等 及び開放型 特定共同住宅等</td> <td>地階を除く階数が五以下のもの</td> <td>共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地階を除く階数が六以上のもの</td> <td>共同住宅用自動 火災報知設備 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備</td> </tr> <tr> <td>二方向避難・ 開放型特定 共同住宅等</td> <td>地階を除く階数が十以下のもの</td> <td>共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地階を除く階数が十一以上のもの</td> <td>共同住宅用自動 火災報知設備 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備</td> </tr> <tr> <td>その他の 特定共同住宅等</td> <td>すべてのもの</td> <td>共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具又は 非常警報設備</td> </tr> </tbody> </table>	特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	構造類型	階数		二方向避難型 特定共同住宅等 及び開放型 特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備		地階を除く階数が六以上のもの	共同住宅用自動 火災報知設備 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備	二方向避難・ 開放型特定 共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備		地階を除く階数が十一以上のもの	共同住宅用自動 火災報知設備 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備	その他の 特定共同住宅等	すべてのもの	共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具又は 非常警報設備
特定共同住宅等の種類	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等																							
構造類型	階数																								
二方向避難型 特定共同住宅等 及び開放型 特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備																							
	地階を除く階数が六以上のもの	共同住宅用自動 火災報知設備 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備																							
二方向避難・ 開放型特定 共同住宅等	地階を除く階数が十以下のもの	共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備																							
	地階を除く階数が十一以上のもの	共同住宅用自動 火災報知設備 自動火災報知設備 非常警報器具 又は非常警報設備																							
その他の 特定共同住宅等	すべてのもの	共同住宅用 自動火災報知設備 非常警報器具又は 非常警報設備																							
				3 前二項に規定するものほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第三項第三号及び第四号の規定を準用する。 4 前条第三項第三号又は第四号の規定により、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項及び第二項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものとみなす。 5 住戸、共用室及び管理人室(福祉施設等にあるものを除く。)に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。																					

2 前項に規定するものほか、特定共同住宅等における必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準については、前条第三項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 前条第二項第三号又は第四号の規定により、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したときは、第一項の規定の適用については共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置したものとみなす。

4 住戸、共用室及び管理人室(福祉施設等にあるものを除く。)に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。